

2004-IAD
農水受託
8

平成 16 年度
農林水産物貿易円滑化推進事業
貿易情報海外調査報告書

— シンガポール 編 —
食品別輸入関連規則・流通事情

2005 年 3 月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

JETRO

は じ め に

本報告書は、農林水産省からの委託を受けて、日本の農林水産物や食品の輸出を促進するため、当該品目の輸出に関心をもつ企業および関係団体などでの活用を念頭に置いて、海外での食品輸入制度や各種手続き、販売上の留意点などに関する情報を収集し、輸出ハンドブックとしてとりまとめたものである。

本調査は欧州（英国、フランス、ドイツ）、米国、オーストラリアおよびアジア（韓国、中国、香港、タイ、シンガポール、台湾）の計 11 カ国・地域を対象に行った。これらの国・地域はすでに日本の農林水産物や食品の輸出先となっているか、あるいは今後重要な輸出先として期待される市場である。本報告書が実践的な食品輸出ハンドブックとして読者の皆様の業務に役立てば幸いである。

なお、本報告書の情報はあくまでも調査時点のものであり、実際に食品の輸出や海外での販売を行う際には、関係機関への照会または関連法令を参照するなど、最新情報をご確認いただきたい。

2005 年 3 月

日本貿易振興機構（ジェトロ）
産業技術・農水産部

目 次

1. 品目の定義	1
2. 手続き全体の流れ	5
2.1 フローチャート	5
2.2 留意点	6
3. りんご	10
3.1 輸入・販売上の規制	10
3.2 表示方法	16
3.3 税制度	17
3.4 国内流通・取引慣行等	17
3.5 サンプル輸出の規制状況等	19
3.6 関連企業・団体概要・リスト	20
4. なし	21
4.1 輸入・販売上の規制	21
4.2 表示方法	22
4.3 税制度	22
4.4 国内流通・取引慣行等	23
4.5 サンプル輸出の規制状況等	24
4.6 関連企業・団体概要・リスト	24
5. みかん	25
5.1 輸入・販売上の規制	25
5.2 表示方法	27
5.3 税制度	27
5.4 国内流通・取引慣行等	27
5.5 サンプル輸出の規制状況等	29
5.6 関連企業・団体概要・リスト	29
6. 柿	30
6.1 輸入・販売上の規制	30
6.2 表示方法	30
6.3 税制度	31
6.4 国内流通・取引慣行等	31
6.5 サンプル輸出の規制状況等	32
6.6 関連企業・団体概要・リスト	32
7. 桃	33
7.1 輸入・販売上の規制	33
7.2 表示方法	34
7.3 税制度	34
7.4 国内流通・取引慣行等	34

7.5	サンプル輸出の規制状況等	35
7.6	関連企業・団体概要・リスト	36
8.	ぶどう	37
8.1	輸入・販売上の規制	37
8.2	表示方法	39
8.3	税制度	39
8.4	国内流通・取引慣行等	39
8.5	サンプル輸出の規制状況等	41
8.6	関連企業・団体概要・リスト	41
9.	いちご	42
9.1	輸入・販売上の規制	42
9.2	表示方法	43
9.3	税制度	43
9.4	国内流通・取引慣行等	44
9.5	サンプル輸出の規制状況等	45
9.6	関連企業・団体概要・リスト	45
10.	すいか	46
10.1	輸入・販売上の規制	46
10.2	表示方法	47
10.3	税制度	47
10.4	国内流通・取引慣行等	47
10.5	サンプル輸出の規制状況等	48
10.6	関連企業・団体概要・リスト	48
11.	メロン	49
11.1	輸入・販売上の規制	49
11.2	表示方法	50
11.3	税制度	50
11.4	国内流通・取引慣行等	50
11.5	サンプル輸出の規制状況等	51
11.6	関連企業・団体概要・リスト	52
12.	さくらんぼ	53
12.1	輸入・販売上の規制	53
12.2	表示方法	54
12.3	税制度	54
12.4	国内流通・取引慣行等	54
12.5	サンプル輸出の規制状況等	55
12.6	関連企業・団体概要・リスト	56
13.	キウイフルーツ	57
13.1	輸入・販売上の規制	57

13.2	表示方法	58
13.3	税制度.....	58
13.4	国内流通・取引慣行等.....	58
13.5	サンプル輸出の規制状況等	59
13.6	関連企業・団体概要・リスト	60
1 4.	干し柿	61
14.1	輸入・販売上の規制	61
14.2	表示方法	62
14.3	税制度.....	63
14.4	国内流通・取引慣行等.....	63
14.5	サンプル輸出の規制状況等	64
14.6	関連企業・団体概要・リスト	65
1 5.	長いも	66
15.1	輸入・販売上の規制	66
15.2	表示方法	67
15.3	税制度.....	68
15.4	国内流通・取引慣行等.....	68
15.5	サンプル輸出の規制状況等	69
15.6	関連企業・団体概要・リスト	69
1 6.	タマネギ	70
16.1	輸入・販売上の規制	70
16.2	表示方法	71
16.3	税制度.....	71
16.4	国内流通・取引慣行等.....	72
16.5	サンプル輸出の規制状況等	73
16.6	関連企業・団体概要・リスト	73
1 7.	ニンニク	74
17.1	輸入・販売上の規制	74
17.2	表示方法	74
17.3	税制度.....	75
17.4	国内流通・取引慣行等.....	75
17.5	サンプル輸出の規制状況等	76
17.6	関連企業・団体概要・リスト	76
1 8.	ねぎ	77
18.1	輸入・販売上の規制	77
18.2	表示方法	78
18.3	税制度.....	78
18.4	国内流通・取引慣行等.....	78
18.5	サンプル輸出の規制状況等	79

18.6	関連企業・団体概要・リスト	80
19.	にんじん	81
19.1	輸入・販売上の規制	81
19.2	表示方法	82
19.3	税制度	82
19.4	国内流通・取引慣行等	83
19.5	サンプル輸出の規制状況等	84
19.6	関連企業・団体概要・リスト	84
20.	きゅうり	85
20.1	輸入・販売上の規制	85
20.2	表示方法	86
20.3	税制度	86
20.4	国内流通・取引慣行等	87
20.5	サンプル輸出の規制状況等	88
20.6	関連企業・団体概要・リスト	88
21.	レタス	89
21.1	輸入・販売上の規制	89
21.2	表示方法	90
21.3	税制度	90
21.4	国内流通・取引慣行等	90
21.5	サンプル輸出の規制状況等	92
21.6	関連企業・団体概要・リスト	92
22.	ごぼう	93
22.1	輸入・販売上の規制	93
22.2	表示方法	94
22.3	税制度	94
22.4	国内流通・取引慣行等	94
22.5	サンプル輸出の規制状況等	95
22.6	関連企業・団体概要・リスト	95
23.	トマト	96
23.1	輸入・販売上の規制	96
23.2	表示方法	97
23.3	税制度	97
23.4	国内流通・取引慣行等	98
23.5	サンプル輸出の規制状況等	99
23.6	関連企業・団体概要・リスト	99
24.	キャベツ	100
24.1	輸入・販売上の規制	100
24.2	表示方法	101

24.3	税制度.....	102
24.4	国内流通・取引慣行等.....	102
24.5	サンプル輸出の規制状況等.....	103
24.6	関連企業・団体概要・リスト.....	103
25.	大根.....	105
25.1	輸入・販売上の規制.....	105
25.2	表示方法.....	106
25.3	税制度.....	106
25.4	国内流通・取引慣行等.....	106
25.5	サンプル輸出の規制状況等.....	107
25.6	関連企業・団体概要・リスト.....	107
26.	しいたけ.....	108
26.1	輸入・販売上の規制.....	108
26.2	表示方法.....	109
26.3	税制度.....	109
26.4	国内流通・取引慣行等.....	109
26.5	サンプル輸出の規制状況等.....	110
26.6	関連企業・団体概要・リスト.....	110
27.	乾しいたけ.....	111
27.1	輸入・販売上の規制.....	111
27.2	表示方法.....	113
27.3	税制度.....	113
27.4	国内流通・取引慣行等.....	114
27.5	サンプル輸出の規制状況等.....	115
27.6	関連企業・団体概要・リスト.....	115
28.	米.....	116
28.1	輸入・販売上の規制.....	116
28.2	表示方法.....	121
28.3	税制度.....	122
28.4	国内流通・取引慣行等.....	123
28.5	サンプル輸出の規制状況等.....	125
28.6	関連企業・団体概要・リスト.....	125

資料 1	輸入禁止病害虫品目	129
資料 2	許容残留農薬基準	131
資料 3	化学防腐剤基準・重金属含有量基準・酸化防止剤基準	139
資料 4	シンガポール青果物輸出入業者協会に加盟している輸入業者リスト	140
資料 5	日本産青果物の輸入業者	144
資料 6	地元スーパーにおける果実・野菜の販売価格例	146
資料 7	生鮮果実・野菜輸入・再輸出ライセンス (License for Import and Transhipment of Fresh Fruits and Vegetables)	148
資料 8	加工食品輸入ライセンス (License for Import of Processed Food Products)	157
資料 9	スーパーマーケットライセンス (Supermarket License)	163
資料 10	食品販売店ライセンス (Food Shop License)	174
資料 11	米の輸入・卸売ライセンス申請用紙 (Application Form to Apply for a Licence to Import and Carry on Wholesale Dealings in Rice)	188
資料 12	米の輸入・卸売ライセンス申請用紙 (Application Form for a Licence to Carry on Wholesale Dealing in Rice)	195
資料 13	日本食レストランインタビュー	204

(注) 本報告書に掲載されているURLは2004年12月調査時点のものであり、予告なく変更される可能性がある。

1. 品目の定義

対象品目 HS コード（シンガポールの輸入品目コード）

※シンガポールの品目コード：上段は 2002 年までの、下段は 2003 年以降使用のコード

[生鮮果実]				
品目	概要		シンガポールの品目コード	日本の輸出品目コード
りんご	生鮮		0808.10-000 0808.10.00	0808.10-000
なし	生鮮	マルメロを含む	0808.20-000 0808.20.00	0808.20-000
みかん	生鮮	マンダリン、タンジェリン及び温州みかん並びにクレメンタイン、ウィルキングその他これらに類する柑橘類の交雑種、乾燥物も含む	0805.20-000 0805.20.00	0805.20-000
柿	生鮮	カスタードアップル、チク、ドラゴンフルーツ、ジャックフルーツ、パッションフルーツ、ザクロ、スモモ、ランブタン、サワーソープ、スターフルーツなど、その他果実を含む。	0810.90-900 0810.90.90	0810.90-100
桃	生鮮	ネクタリンを含む	0809.30-000 0809.30.00	0809.30-000
ぶどう	生鮮		0806.10-000 0806.10.00	0806.10-000
いちご	生鮮		0810.10-000 0810.10.00	0810.10-000
すいか	生鮮		0807.11-000 0807.11.00	0807.11-000
メロン	生鮮	ハニデューメロン、ロックメロン等その他メロンを含む	0807.19-000 0807.19.00	0807.19-000
さくらんぼ	生鮮		0809.20-000 0809.20.00	0809.20-000
キウイフルーツ	生鮮		0810.50-000 0810.50.00	0810.50-000

[乾燥果実]				
干し柿	乾燥	杏、スモモ、りんご以外のその他乾燥果実を含む	0813.40-000 0813.40.00	0813.40-000

[生鮮野菜]				
長いも	生鮮	アロールート、蓮、タロ芋、ウォーターチェスナット、ヤムイモを含む。冷蔵・冷凍・乾燥を含む	0714.90-000 0714.90.90	0714.90-000
タマネギ	生鮮	冷蔵を含む	0703.10-100 0703.10.19	0703.10-000
ニンニク	生鮮	冷蔵を含む	0703.20-000 0703.20.90	0703.20-000
ねぎ	生鮮	リーキ、アサツキ、その他のねぎ属のものを含む	0703.90-000 0703.90.90	0703.90-000
にんじん	生鮮	冷蔵を含む	0706.10-100 0706.10.10	0706.10-000
きゅうり	生鮮	ガーキンを含む。冷蔵を含む。	0707.00-000 0707.00.00	0707.00-000
レタス	結球レタス	冷蔵を含む	0705.11-000 0705.11.00	0705.11-000
	それ以外	冷蔵を含む	0705.19-000 0705.19.00	0705.19-000
ごぼう	生鮮	サラダ用のビート、サルシファイ、セルリアク、大根その他これらに類する食用の根を含む。冷蔵も含む。	0706.90-000 0706.90.00	0706.90-000
トマト	生鮮	冷蔵も含む	0702.00-000 0702.00.00	0702.00-000
キャベツ	芽キャベツ	冷蔵を含む	0704.20-000 0704.20.00	0704.20-000
	それ以外	白菜を含む。冷蔵を含む	0704.90-100 0704.90.10	0704.90-000

大根	生鮮	サラダ用のビート、サルシファイ、セルリアク、ごぼう、その他これらに類する食用の根を含む。冷蔵も含む。	0706.90-000 0706.90.00	0706.90-000
しいたけ	生鮮	はらたけ属きのこ、トリフを除くその他きのこを含む。冷蔵も含む。	0709.59-000 0709.59.00	0709.59-000

[乾燥野菜]				
乾しいたけ	乾燥		0712.30.110 0712.39.20	0712.39-100

[その他]				
米	もみ		1006.10-000 1006.10.00	1006.10-000
	玄米		1006.20-000 1006.20.00	1006.20-000
	精米 100%		1006.30-110 1006.30.11	1006.30-000
	精米（5%碎米を含む）		1006.30-120 1006.30.12	
	精米（10%碎米を含む）		1006.30-130 1006.30.13	
	その他精米		1006.30-140 1006.30.14	
	パーボイルド米		1006.30-200 1006.30.20	
	もち米		1006.30-300 1006.30.30	
	バスマティ米		1006.30-400 1006.30.40	
	その他胚芽米		1006.30-810 1006.30.61	

	その他胚芽米（5%碎米を含む）	1006.30-820 1006.30.62	1006.30-000
	その他胚芽米（10%碎米を含む）	1006.30-830 1006.30.63	
	碎米を除くその他米	1006.30-890 1006.30.64	
	飼料用米	1006.30-900 1006.40.00	
	食用碎米	1006.40-100 1006.40.00	1006.40-000
	飼料用碎米	1006.40-200 1006.40.00	

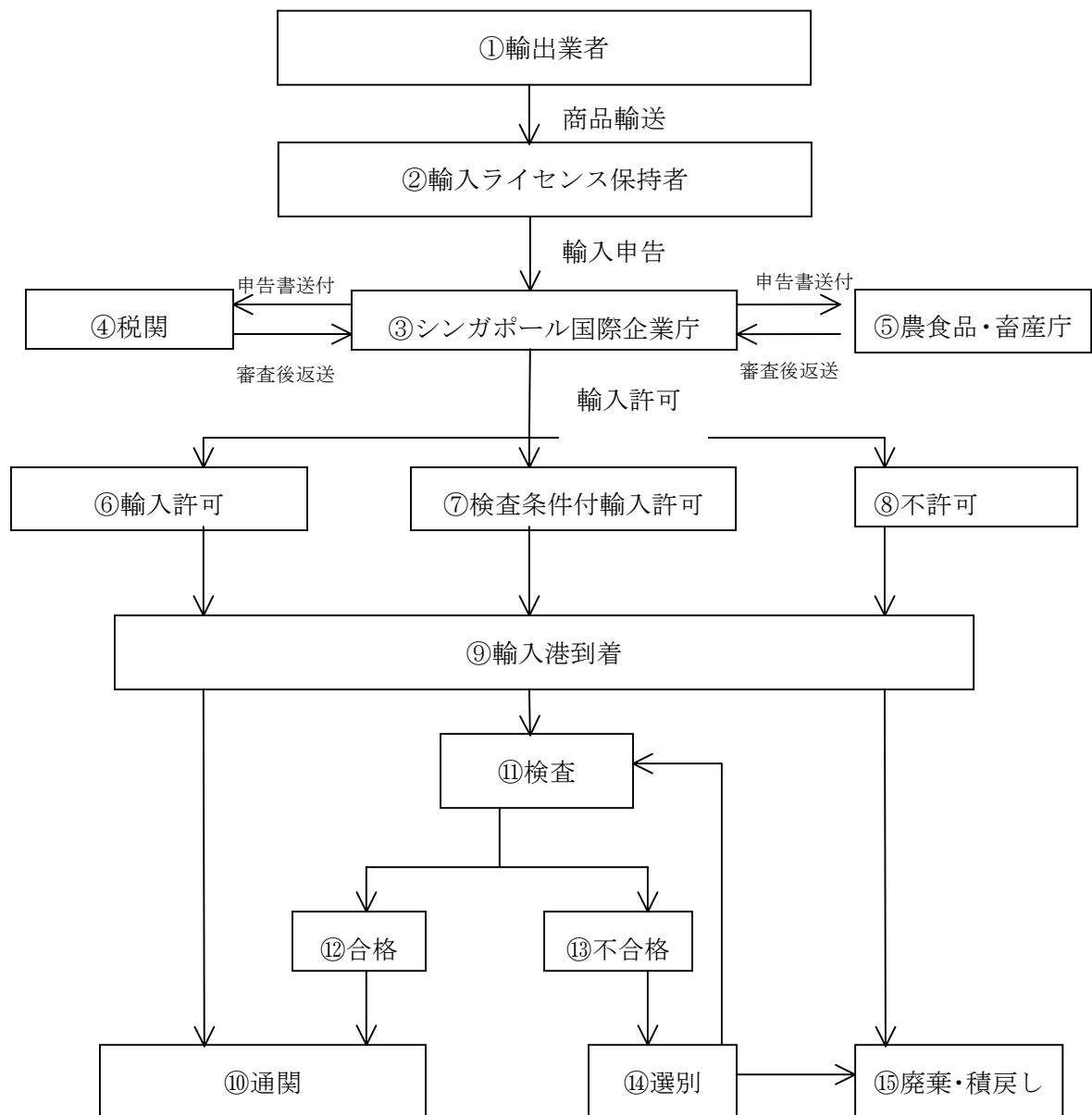
（出所）シンガポール国際企業庁(IE Singapore)

（注）HS コードは 2002 年まで 9 桁が使用されていたが、2003 年より 8 桁が使用されている。

2. 手続き全体の流れ

2.1 フローチャート

図 1 農産物全般（米を除く）の輸入手続きのフローチャート



(註) 米の輸入手続きのフローチャートについては 28.1 を参照

2.2 留意点

(1) 農産物のシンガポール国内市場

シンガポールでは国土面積が限定的であることより、GDP に占める農林水産業の比率は 0.1% に満たない。農産物については、今回の調査対象品目のうち、しいたけ、レタスの一部を除いて国内での生産はなく、殆どすべてが輸入品により賄われている。2003 年の輸入量は野菜で 35.5 万トン（金額で 2 億 7,919 万シンガポールドル<以下、S ドル。1 S ドル=約 65 円：2005 年 3 月現在>）、果実で 39.3 万トン（金額で 4 億 410 万 S ドル）であった。

一方、シンガポールは自由貿易港としての特性と優れた物流インフラを活かし、欧米・日本などから輸入された商品の一部はシンガポールを経由して近隣諸国へ、あるいは近隣諸国で生産された商品はシンガポールを経由して香港など他のアジア諸国へ再輸出されるケースがあり、農産物についてもこの例外ではない。近年、再輸出量は減少傾向にあるが、2003 年には野菜で 2.3 万トン（金額で 2,457 万 S ドル）、果実で 4.9 万トン（金額で 6,632 万 S ドル）が再輸出されている。したがって、再輸出量は総輸入量の 10% 程度で、国内市場流通量は総輸入量の約 90% にあたるといえる。

(2) 一般的な農産物輸入手続き

農産物はすべて輸入管理品目になっているため農産物を輸入する輸入業者は所轄官公庁より事前にライセンスを取得する必要がある。

ライセンスを保有する輸入業者（②）は、トレードネット・システムという電子情報処理システムを通じてシップメント毎に輸入申告を行うことにより、輸入許可を取得しなければならない。船荷証券(B/L)またはエアウェイビル(AWB)、インボイス、衛生検査証明書（南米諸国から輸入する場合のみ）など申告に必要な書類が揃っている場合には、貨物がシンガポールに到着する前に事前申告することができる。

申告はまずシンガポール国際企業庁(IE Singapore)（③）にオンラインで電送され、そこから自動的に税関（④）や農食品・畜産庁(AVA)（⑤）の輸入管理課に転送される。書類審査が行われ、承認されると輸入許可（⑥）とともに貨物通関許可書を輸入業者（②）はオンラインで取得することができる。同時に消費税と通関手数料が輸入業者の口座から銀行間自動引落しされることとなる。輸入が禁止されている品目・地域・国からの農産物を輸入する場合は、当然ながら書類審査で輸入不許可（⑧）となり、貨物の入港後、廃棄または積戻し処分となる。鶏卵や肉類に比べると頻度は少ないものの、農産物の輸入申告に際して検査条件付きで許可（⑦）が発行される場合があり、その場合は貨物を指定された場所（通常、生鮮果実・野菜の場合は、パシール・パンジャン青果物卸売センター）に搬

入して、AVA から派遣された検査官により検査（⑪）が行われ、不合格（⑬）となれば廃棄・積戻し（⑮）、あるいは一部選別（⑭）して再検査が行われることとなる。

生鮮果実や野菜は「至急取扱貨物(time sensitive cargo)」として扱われ、通常入着後 1 時間以内に貨物の通関が終了し、2～4 時間以内に国内輸入業者の倉庫まで貨物を搬入することができるようになっている。また、再輸出に供される貨物のために、シンガポール・エアポート・ターミナル・サービス(SATS)社は 48 時間内であれば無料で冷蔵倉庫を提供している。

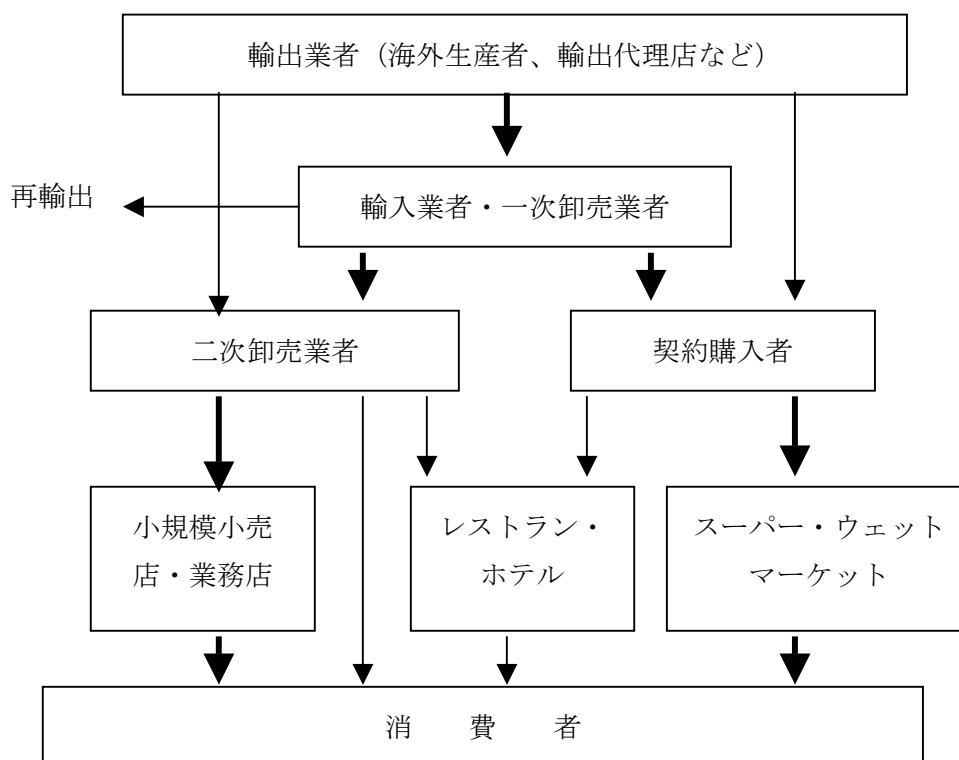
輸入された農産物は、輸入業者が通関を済ませた後、輸入業者の自社倉庫やスーパーに直接配送させるケースもあるが、大半は一旦パシール・パンジャンにある青果物卸売センター（Pasir Panjang Wholesale Centre）に持ち込まれる。この青果物卸売センターには約 250 社の輸入業者、並びに一次・二次卸売業者が事務所を構え、ここからウェットマーケット、スーパーマーケット、専門店などの小売店、ホテル・レストランといった業務店に流通される。マレーシア、特にキャメロンハイランド（Cameron Highland）から搬入された生鮮野菜は卸売センターで競りにかけられるが、他の国から輸入される農作物は契約購入者からのインデント注文に基づいて仕入れられているケースが多いため、競りは一般的でない。また、この卸売センターでは農産物の鮮度保持のため冷蔵倉庫のレンタルも行っている。

現在、日本産青果物の輸入・卸売を行っている業者は約 10 社（別添資料 5 参照）あり、東京大田区や神戸の卸売センターから週 2 便の空輸便でシンガポールに搬入し、スーパーやレストランなど業務店に卸している。中国・米国・オーストラリア産青果物などは生産者あるいは生産者組合がシンガポールの輸入業者を指定し、単一商品をコンテナ単位で取引しているのに対し、日本産青果物の場合は需要が限られていることから、輸入業者各社とも複数の野菜や果実を混載して 1 コンテナに仕立てているのが実情である。

(3) 農産物の国内流通

シンガポールの流通経路は極めてシンプルである。大半の輸入業者が一次卸売も兼務しており、これら業者が大口取扱先であるスーパーマーケットやホテル等と直接販売契約している。一方、小口取扱先であるミニマート、ウェットマーケット、レストラン、ケータラー、シップチャンドラーなどには二次卸売業者を介して販売されているケースが多い。また、卸売業者の中にはスーパーなど過剰在庫を仕入れた先と他の小売店との間を結び付け在庫調整を図る専門の業者なども存在する。

図 2 農産物の国内流通経路フローチャート



（註）太線は主要な流通経路、細線は量的に少ない流通経路を表す

表 1 国内の果実・野菜取扱先とその特性・販売比率

主要販路	特性
ウェットマーケット	その数は 98 ヶ所で、人口の約 90%近くが居住する HDB という公共団地を取り巻く型で各地区の住民から身近な市場として、価格も含め圧倒的な支持を受けている。農産物の取扱品目は、中国産やマレーシア産を中心とした低価格品が多く、日本産農産物は高級住宅地に隣接するマーケットを除いて扱われていない。価格競争力はあるものの、エアコンが効いた室内での販売でないため、品質保持と衛生上に問題がある。商品はばら売りされ、冷蔵設備も保有していない。客層は年配の低・中所得層が中心。
スーパーマーケット・ハイパーマーケット等大規模小売店	政府系で最大手の NTUC（81 店舗、ほかにミニマートの Cheers44 店舗を運営）、Cold Storage（29 店舗、他に Shop & Save35 店舗、MarketPlace4 店舗、G'Value9 店舗を運営）、Prime Supermarket（10 店舗）、Tops（4 店舗）等がチェーン展開している。また日本食品などを専門に扱う日系スーパーとして明治屋、伊勢丹スーパーマー

	ケットがある。ハイパーマーケット系ではフランスのカルフールが2店舗、マレーシアのジャイアントという店が5店舗ある。ジャイアントは今、シンガポールで一番勢いがあり、商品調達はマレーシア・ジャイアントから直接仕入れており、今後同市場で大きな勢力になると思われる。しかし、ローカル系スーパーと同様に日本産農産物の扱いはまだ少ない。以前、日系スーパーとしてヤオハンやキミサワが店舗展開していたが、それぞれ95年と98年に撤退している。これらスーパーのうち、Cold Storage、カルフルは客層を中・高額所得者に絞った日本産農産物を含む高級品を扱っている。近年、国民の所得水準の向上と消費パターンの多様化により、ウェットマーケットの販売シェアを奪いつつある。日系も含む大手スーパーとの取引形態は生鮮品については買取りが原則であるが、賞味期限のあるものについては返品が可能であり、かつ指名問屋制度のようなものがあり、陳列や受発注も問屋が行なうなど卸業からみて構造的な問題がある。
専門店・プロビジョンショップ等小規模小売店	大半の小売店は郊外の公共団地内またはショッピングハウスといわれる商店街に点在し、ウェットマーケットを補完する形で営まれている。その中には生鮮果実を専門に扱う専門店と日持ちのする野菜類や雑貨類を扱うプロビジョンショップの2つの形態がある。また、ハンパー等ギフトを扱う業者もこの分類に含まれる。
ホテル・レストラン等業務店	現在、シンガポールの日本食レストランは大中小含め約300店あるといわれている。この数は年々伸びており、殆どが個人経営のレストランで、約7割が独立系である。個人経営のレストランが多い同市場でのネックは売掛金の問題で、新規のレストランであっても最初からクレジット(与信)を要求してくる。業務用販路の競争は厳しくも比較的安定している。
その他業務店	ホテル・レストラン等の業務店以外に航空機へのケータリングサービス、病院、学校、軍隊への供給がある。また、シンガポールでは一般レストランとは別にホーカーセンター（フードコート）と呼ばれる屋台集合体が公団住宅に隣接する形で点在しており、一般庶民の手頃で安価な外食先として重宝されている。この中には、フルーツを専門に扱う屋台（フルーツ・ストール）が必ず存在し、生鮮果実の皮を剥き適切な大きさに切り売りするか、あるいは果汁を搾り取ってフルーツジュースとして販売している。 その他に需要が多い先として、シップチャンドラーへの販売がある。これは船に食材や船舶部品等を供給する業者の事で、ここへも日本の食材が流れている。代表的な会社として明治屋がある。シンガポール自体は小さな島国であるが、コンテナの取扱量は香港と常に1位2位を争っている。また、シンガポールでは大中小合せてシップチャンドラーが約400社ある。

3. りんご

3.1 輸入・販売上の規制

3.1.1 輸入の規制および手続き

りんごを含む生鮮果実や生鮮野菜の輸入に際しては、「植物管理法(Control of Plants Act)」の規制を受ける。植物管理法の中に、病虫害の侵入と蔓延を防止するための果実・野菜を含む植物全般の防疫制度を規定した「植物輸入規定(Plant Importation Rules)」と、輸入業者のライセンス取得義務や食品残留農薬等基準、輸入表示規制を規定した「生鮮果実・野菜の輸入（再輸出）規定(Import and Transhipment of Fresh Fruits & Vegetable Rules)」がある。

(1) 植物輸入規定

この規定は日本の植物防疫法に該当し、輸入禁止扱いの病虫害（別添資料1 参照）、特定の国からの輸入禁止品目、輸出国の政府機関が発行した植物検疫証明書の添付が要求される条件付輸入品目、輸入検査規定等が含まれている。りんごについては、次の害虫・菌類が禁止されている。

表 2 りんごの病虫害禁止規定

	学 名	一般名称
菌類	Mycoplasma	Flat limb
線虫類	Meloidogyne mali	Root knot nematode
	Pratylenchus thornei	Lesion nematode

出所：Control of Plant Act, Subsidiary Legislation, Plant Importation Rules, First Schedule（植物管理法 細則 植物輸入規定、附表第1、1983年施行、2000年最新改訂、ただし、Plant Importation Rules は1994年の改訂）

(2) 生鮮果実・野菜の輸入規定

この規定で輸入果実に適用される規格基準は、(a)輸入業者のライセンス取得、(b)食品残留農薬等基準、(c)輸入表示規制、(d)前記に基づく輸入検査基準である。

- (a) 輸入業者のライセンス取得：生鮮果実または野菜を輸入する業者は農食品・畜産庁（AVA）から生鮮果実・野菜輸入・再輸出ライセンス（License for Import and Transhipment of Fresh Fruits and Vegetables）を取得することが義務付けられている。

表 3 輸入ライセンスの申請手続き

ライセンス申請先	農食品・畜産庁 (AVA) Import & Export Division, Food & Veterinary Administration, Agri-food & Veterinary Authority 5 Maxwell Road, #02-03 Tower Block, MND Complex, Singapore 069110 Tel: (65)63257620/63257590 Fax: (65)62206068 Web: http://www.ava.gov.sg/ E-mail: ava_email@ava.gov.sg オンライン申請サイト https://licences.business.gov.sg/SHINE/sop/WebPageHandler?p=OASIS&pn=SelectLicences から”Wholesale (Import, Export and Distribute)”をクリックし、 “Wholesale of Primary Produce”をクリックし、 “Wholesale of Fruits and Vegetables”をクリックし、 “Licence for Import and Transhipment of fresh fruits and vegetables”の Add to Cart をクリックして、後は画面の指示に従う。あるいは、 http://www.business.gov.sg/ から画面右の “Apply for Licences”をクリックすると、 https://licences.business.gov.sg/SHINE/sop/WebPageHandler?p=OASIS&pn=SelectLicencesの画面に移るので、その後は上記と同じ。¹ ライセンス申請書ダウンロード先：² http://www.ava.gov.sg/javascript/m7-option10.htmlにおける Application form for Import / Export of Meat, Fish, Fruits and Vegetables
申請資格	シンガポール会社法に基づいて登記された法人または事業登記法に基づいて登記された事業主であれば申請することができ、青果物専門の輸入業者でなくとも比較的容易にライセンスを取得することができる。
申請書類	・ 申請者（法人の場合はその代表者）の身分証明書 ・ 法人または事業主の商業登記簿謄本 ・ 銀行間自動引落(Giro)申請書 ・ シンガポール税関から取得した輸入登録番号(CR No) ・ 生鮮果実野菜類輸入・再輸出ライセンス申請書
有効期限	1年間有効で毎年更新可能
手数料	年間ライセンス・フィー 378 S ドル 毎回の輸入に際する輸入許可手数料 3 S ドル
所要日数	通常、申請日の翌日にライセンスが発効されるが、ライセンスフィーと同額のサーチャージを支払うと、申請と同日にライセンスの取得ができる

¹ ウェブサイトリンクは、2004年12月28日現在のもの。ウェブサイトのリンクアドレスは、ウェブサイトが修正されると変更になることがある。

² ウェブサイトリンクは、2004年12月28日現在のもの。シンガポール政府は、政府手続きの電子化をすすめており、ライセンス申請などをオンラインで行うことを奨励している。将来的には申請書のダウンロードのサイトがなくなる可能性もある。なお、申請書は変更になることもあるので、申請の際には、監督官庁に確認することが望ましい。

- (b) 残留農薬等基準：残留農薬基準については食品販売法の附則に記載されている基準に従うものとされており、現在、その基準が制定されているのは、農薬が 112 品目に限られている（別添資料 2 参照）。設定基準以外の農薬については、FAO/WHO（国連食糧農業機関／世界保健機関）の残留農薬基準等を参考として準用されている。りんごに関する残留農薬基準は次の表のとおり。

表 4 りんごの残留農薬基準

農 薬	最大残留 含有量 ppm	対象品目	農 薬	最大残留 含有量 ppm	対象品目
Azinphos-methyl	1	その他果実	Folpet	10	りんご
Azocyclotin	2	りんご	Inorganic bromide	20	その他果実全般
Captafol	5	りんご	Iprodione	10	りんご
Captan	25	りんご	Lindane	0.5	りんご
Carbaryl	5	りんご	Malathion	2	りんご
Carbendazim	2	りんご	Methidathion	0.2	りんご
Carbophenothion	1	りんご	Methomyl	5	りんご
Chlordane	0.02	果実全般	Mevinphos	0.5	りんご
Chlorpyrifos	1	りんご	Monocrotophos	0.5	りんご
Chlorpyrifosmethyl	0.5	りんご	Oxamyl	2	りんご
Cyhexatin	2	りんご	Paraquat	0.05	果実類全般
DDT	1	果実全般	Parathion	0.5	その他果実類
Demeton	0.5	りんご	Phosalone	5	りんご
Diazinon	0.5	その他果実	Phosmet	10	りんご
Dichlorvos	0.1	生鮮果実全般	Phosphomidon	0.5	りんご
Dicofol	5	その他果実全般	Piperonyl butoxide	8	生鮮果実類
Dieldrin	0.05	果実全般	Pirimiphos-methyl	2	りんご
Dimethoate	2	りんご	Primicarb	1	りんご
Dioxathion	5	りんご	Propargite	3	りんご
Diphenylamine	5	りんご	Pyrethrins	1	生鮮果実類
Dithiocarbamates	3	りんご	Thiabendazole	10	りんご
Dodine	5	りんご	Thiometon	0.5	りんご
EDB	0.1	果実全般	Thiophanate-methyl	5	りんご
Endosulfan	2	生鮮果実全般	Thiram	7	りんご
Endrin	0.02	りんご	Triadimeforn	0.5	りんご
Ethion	2	りんご	Trichlorfon	0.1	その他生鮮果実類
Ethoxyquin	3	りんご	Triforine	2	りんご
Etrimfos	0.5	りんご	Vamidathion	1	りんご
Fenbutatin-oxide	5	りんご	Ziram	7	果実類全般
Fenitrothion	2	りんご			

出所：Sales of Food Act, Subsidiary Legislation, Rg 1, Food Regulations, Tenth Schedule（食品販売法、細則 1 食品規定、附表第 10 1973 年施行、2002 年最新改訂、ただし食品規定は 1988 年改訂）

また、食品販売法では、残留農薬以外に(b-1)化学防腐剤基準、(b-2)重金属含有量基準、(b-3)酸化防止剤基準なども規定している。化学防腐剤基準でりんごには該当するものは、次の表の「果実全般」に含まれるものである。重金属含有量基準は、全ての生鮮果実・野菜について次の表のように定められている。酸化防止剤基準については、りんご、なしについて、Ethoxyquin の最大含有量が 3ppm と定められている。

表 5 化学防腐剤、重金属含有量、酸化防止剤基準

(b-1) 化学防腐剤基準：

	二酸化硫黄換算	ベンゾール酸	メチル又はプロピル 水酸化ベンゾエート	ソルビン酸
果実全般	100ppm	1,000ppm	1,000ppm	1,000ppm
芋類	50ppm	-	-	-
トマト（果肉）	350ppm	800ppm	800ppm	-
キャベツ	2,500ppm	-	-	-
その他野菜全般	2,000ppm	-	-	-

出所：Sales of Food Act, Subsidiary Legislation, Rg 1, Food Regulations, Fifth Schedule

(食品販売法、細則 1 食品規定、附表第 5 1973 年施行、2002 年最新改訂、ただし Food Regulations は 1988 年)

(b-2) 重金属含有量基準：

	砒素	鉛	銅
生鮮果実・野菜	1ppm	1ppm	30ppm
乾燥果実・野菜	1ppm	2ppm	30ppm

出所：Sales of Food Act, Subsidiary Legislation, Rg 1, Food Regulations, Eleventh Schedule (食品販売法、細則 1

食品規定、附表第 11 1973 年施行、2002 年最新改訂、ただし Food Regulations は 1988 年)

(b-3) 酸化防止剤基準

対象品目	酸化防止剤	最大含有量
りんご・なし	Ethoxyquin	3ppm

出所：Sales of Food Act, Subsidiary Legislation, Rg 1, Food Regulations, Fourth Schedule (食品販売法、細則 1

食品規定、附表第 4 1973 年施行、2002 年最新改訂、ただし Food Regulations は 1988 年)

(c) 輸入表示規定：生鮮果実を輸入する際には、容器または梱包に以下の内容が明記されていなければならない。

- ・生産業者名とその住所
- ・商品明細
- ・出荷及び輸出の日付など

- (d) 輸入検査基準：輸入された生鮮果実は残留農薬と毒性化学品添加物（防腐剤、酸化防止剤、重金属含有量など）についてすべて検査の対象となると規定されているが、継続的に輸入されている品目は書類審査で済ませることが多い。AVA では「Basket Tagging System」という原産地と生産者を識別して輸入品の状態をモニターする検査方法を採用している。検査が輸入申告で条件付けられた場合は、通関後にパシール・パンジャンの青果物卸売市場に輸入品を搬入するよう指定され、検査が終了するまで国内で販売することができない。通常、検査には 12 時間を要し、不合格となれば輸入業者には罰金が課せられるほか、全品廃棄処分することが義務付けられている。なお、事前に日本の国内検査機関、および登録されている国外検査機関において自主的に検査をしておくと、その結果は検疫所の行う輸入検査と同等に取り扱われ、その検査項目については輸入検査が省略され、輸入手続が迅速に行われる。

3.1.2 販売時の規制および手続き

国内で生鮮果実・野菜類に限らず、食物を販売する時は、「食品販売法(Sale of Foods Act)」および「環境保健法（Environmental Public Health Act）」の「環境保健（食品衛生）規定（Environmental Public Health (Food Hygiene) Regulations）」の規制を受ける。食品販売法では、容器包装類を施す者や販売業者等に対する表示規定を設けているほか、加工食品の添加物基準や残留農薬基準を規定している。一方、日本の食品衛生法に該当する環境保健（食品衛生）規定では食品を販売する店舗（レストラン、フードコート等を含む）のライセンス規定、施設登録、衛生証明書、食品取扱担当者の健康診断規定、食品の貯蔵・保存に関する基準を定めている。

表 6 食品販売店（Food Shop License）およびスーパーマーケット（Supermarket License）ライセンスの申請手続き

ライセンス 申請先	国家環境庁（NEA） Environmental Health Department, National Environment Agency 40 Scotts Road #21-00 ENV Building Singapore 228231 Tel: (65)62724266 Fax: (65)67354297 Web: http://www.nea.gov.sg/ Email: Contact_NEA@nea.gov.sg オンライン申請サイト（スーパーマーケット） https://licences.business.gov.sg/SHINE/sop/WebPageHandler?p=OASIS&pn=SelectLicences から”Retail”をクリックし、 “Other Retail”をクリックし、
--------------	--

	“Supermarket”をクリックし、 “Supermarket”の Add to Cart をクリックして、後は画面の指示に従う。 あるいは http://www.business.gov.sg/ から画面右の “Apply for Licences”をクリックすると、 https://licences.business.gov.sg/SHINE/sop/WebPageHandler?p=OASIS&pn=Select Licencesの画面に移るので、その後は上記と同じ。³ 食品販売店ライセンスも同様に、http://www.business.gov.sg/から”Apply for Licences”をクリックし、該当する項目をクリックしていく。 ライセンス申請書ダウンロード先：⁴ スーパーマーケットライセンス申請書ダウンロード先 http://www.nea.gov.sg/cms/ehd/supermarket.pdf 食品販売店ライセンス申請書ダウンロード先 http://www.nea.gov.sg/cms/ehd/application_for_food_establishment_licence.pdf
申請資格	シンガポール会社法に基づいて登記された法人または事業登記法に基づいて登記された個人事業主、協会登記法に基づいて登記された協会であれば申請することができる
申請書類	・ 店舗レイアウト図面 ・ 都市再開発局（URA）発効の施設使用許可証 ・ 食品取扱担当者の登録と健康診断書 ・ 申請者（法人の場合はその代表者）の身分証明書 ・ 法人または個人事業主の商業登記簿謄本 ・ 銀行間自動引落(Giro)申請書 ・ 食品販売店またはスーパーマーケットライセンス申請書
有効期限	1年間有効で毎年更新可能
手数料	年間ライセンスフィー 食品販売店：120 Sドル 小規模スーパーマーケット（200平方メートル以下）：250 S ドル 大規模スーパーマーケット（200平方メートル超）：500 S ドル
所要日数	通常、申請日から3営業日でライセンスが発効される

³ ウェブサイトリンクは、2004年12月28日現在のもの。ウェブサイトのリンクアドレスは、ウェブサイトが修正されると変更になることがある。

⁴ ウェブサイトリンクは、2004年12月28日現在のもの。シンガポール政府は、政府手続きの電子化をすすめており、ライセンス申請などをオンラインで行うことを奨励している。将来的には申請書のダウンロードのサイトがなくなる可能性もある。なお、申請書は変更になることもあるので、申請の際には、監督官庁に確認することが望ましい。

3.1.3 所轄官公庁

植物管理法

農食品・畜産庁（AVA）食品畜産物管理局 輸出入課

Tel : 63257599

<http://www.ava.gov.sg/>

食品販売法

農食品・畜産庁（AVA）食品畜産物管理局 食品管理課

Tel : 63257599

<http://www.ava.gov.sg/>

環境保健法

国家環境庁（NEA）環境保健課

Tel: 1800-2255632

<http://app.nea.gov.sg/>

3.1.4 業界・量販店独自の基準および手続き

AVAは2003年7月に食品業界の安全性を高める目的で「食品安全パートナーシップ賞制度（Food Safety Partnership Award Scheme）」を導入した。この制度は、食品の生産者、輸入業者、スーパーマーケットを対象に独自の食品安全基準の導入と消費者への啓蒙を行う企業に対して授与する賞で、2003/04年度には国内スーパー大手のNTUC、Cold Storage、国内食品生産者のThong Siek Food社の3社に授与されている。

国内スーパー大手のNTUC、Cold Storageでは、食品仕入れ先の選定にあたり、HACCP取得企業を優先している。輸入される生鮮果実にHACCP基準を導入することは困難であるが、輸入品の納入業者に対して輸入品の保存と納入運搬車に冷蔵施設の付与を義務付けている。

3.2 表示方法

3.2.1 法律に基づく義務表示および手続き

食品販売法では、食用に販売される食品全般で、パッカーや販売業者等に対し、表示規制を設けている。但し、生鮮果実等包装されずにばら売りされるものについては、個々の果実への表示義務はない。

表示事項

- ①名称または品種
- ②原産国
- ③輸入業者、販売業者名と住所
- ④内容量（数量、正味重量等）

3.2.2 法律に基づく任意表示および手続き
特にない。

3.2.3 業界自主表示および手続き
特にない。

3.3 税制度

3.3.1 関税
生鮮りんごを含む生鮮果実に対して輸入関税は課せられていない。

3.3.2 消費税
輸入業者は消費税として CIF 価額の 5%を税関に支払わなければならない。

3.3.3 その他
特にない。

3.4 国内流通・取引慣行等

3.4.1 国内マーケット事情

(1) 商品特性

りんごの国内生産はなく、すべて輸入に頼っている。年間約 5 万トン（輸入金額で 6,000 万 S ドル強）が輸入され、中国産が総輸入量の 5 割強を占め、ニュージーランド、南アフリカ、米国、オーストラリア、フランス産が次いでいる。近年、特に中国産がシェアを伸ばしつつあり、その他の主要輸入先からの数量は減少または横這い傾向にある。

日本からも青森産むつなどが毎年輸入され、日本産果実の中ではもっとも多く輸入されている品目であるが、輸入数量は年間 100 トン以下でシェアは全体の 0.2%に満たない。

主要銘柄は中国産フジ・ガラ、ニュージーランド産ガラ、米国産アップルレッド、などである。

年間を通して平均的に輸入され、3～9 月の夏場は南半球のニュージーランド、オーストラリア、チリなどから、9～3 月の冬場は米国、フランスなど北半球からの輸入量が多くなっている。主要輸入先の中国からは毎月平均的に輸入されている。

スーパーマーケット、ウェットマーケットでは、一般的にばら売りされ、3~5 個単位での単価が表示されている。

表 7 過去 3 年間のりんごの輸入実績

	2001 年	2002 年	2003 年				
	数量	数量	数量		金額		トン当り 平均単価
1.中国	21,889	24,391	28,525	56.4%	32,268	51.5%	1,131
2.ニュージーランド	7,255	9,014	8,024	15.9%	10,688	17.1%	1,332
3.南アフリカ	5,166	4,272	4,611	9.1%	6,284	10.0%	1,363
4.米国	3,774	4,566	4,428	8.7%	6,198	9.9%	1,400
5.オーストラリア	3,782	2,349	2,023	4.0%	2,966	4.7%	1,466
6.フランス	4,264	3,978	1,964	3.9%	2,912	4.6%	1,483
10.日本	47	143	45	0.1%	250	0.4%	5,556
合計	47,401	49,314	50,618	100.0%	62,644	100.0%	1,238

単位：数量＝トン、金額＝1,000S ドル、トン当り平均単価＝S ドル 出所：シンガポール国際企業庁

表 8 2003 年のりんごの輸入数量（月別内訳）

	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月
中国	3,154	1,670	2,043	2,915	2,672	1,424	1,389	2,038	1,950	3,755	3,023	2,493
NZ	-	44	1,322	1,517	1,395	1,257	1,032	706	616	134	0	-
南ア	-	259	550	609	1,128	461	552	396	486	128	41	-
米国	1,078	695	433	275	108	108	194	196	339	428	342	232
オーストラリア	3	33	559	400	227	185	197	186	159	71	1	1
フランス	230	235	50	-	-	-	-	-	217	214	534	484
日本	9	2	5	4	2	2	1	0	1	2	5	11
合計	4,501	2,945	4,967	5,789	5,556	3,484	3,950	3,634	3,852	4,752	3,953	3,234

単位：数量＝トン 出所：シンガポール国際企業庁

3.4.2 流通経路

輸入果実の流通経路は、輸入業者（＝一次卸業者）→小売店（スーパー、ウェットマーケット、果実小売店等）または業務店（ホテル、レストラン等）→消費者というルートが一般的である。小型小売店または業務店への供給には二次卸売業者が介在しているケースが多いが、流通経路は極めてシンプルとなっている。

りんごについては輸入先が多岐に渡っており、卸売市場を経由しない流通形態（市場外取引）が一般的なため、価格は年間を通じて安定している。

3.4.3 新規参入時の留意点

- (1) 輸入果実・野菜は入荷までに相当時間がかかるため、鮮度保持・傷・品傷みなどに注意を要する。シンガポールでは価格、鮮度、たなもち等が重視され、日本で一般的

なサイズ、ツブ揃い、光沢、包装などはあまり評価の対象となっていない。

- (2) 日本産果実・野菜はこれまで高級スーパーや日系百貨店でのみ販売され、主に日本人滞在者を顧客ターゲットとしてきたため、現地の人々にはあまり認知されていない。現地の人々には日本産は価格が高いというイメージが先行し、試食したこともない人々が大半である。現地の人々の認知度を高めるための物産展、フェアやキャンペーンといったプロモーターを雇っての定期的な販売促進も重要な要素となる。毎年開催される食品関連展示会である「Food & Hotel Asia」への出展やブランドイメージを高めるためブランド名の入ったシールを個々の果実に貼り付けることなども効果がある。輸入実績の高いオーストラリア、米国、フランス、ニュージーランドなどでは政府の農産物輸出促進機関が生産者協会と連携してシンガポールでの広報活動にも積極的に関与している。
- (3) シンガポール国内での販売促進を図る一方、輸入団体であるシンガポール青果物輸出入協会などを日本に招いて輸出促進を図ることも重要な要素である。最近の例では、韓国の農水産物市場促進協会(AFMC)がシンガポール、タイ、米国などの輸入団体を招待し、韓国産柿（386 トン）となし（150 トン）の成約に至っているケースもある。
- (4) 日本産果実に対する認知と普及が遅れている最大の原因は価格差にあるといえる。シンガポールは国内に生産者がいないため、あらゆる国から容易に果実を輸入できる環境にあり、正に果実の国際展示場といえるが、それだけ競争も厳しく、この市場で一定のマーケットシェアを確保することは容易でない。所得レベルと健康志向の向上は商品選択の幅広さと購買力をもたらしめているが、高級品としてプレミアムを払う限度は一般普及品の 1.5～2 倍までの価格差である。今後、日本の生産者による商品生産コストの低減が望まれる。参考までに、2004 年 11 月に地元のスーパーにおける、果実・野菜の販売価格例を挙げる（別添資料 6）。

3.5 サンプル輸出の規制状況等

サンプル輸出については総額が 400 S ドルを超えない範囲であれば、輸入許可を取得することなく、かつ消費税を支払うことなく、輸入することができる。但し、あくまでサンプルであるので国内での販売に供することはできず、通常の貨物と同様にインボイスおよび船荷証券（B/L または AWB）は通関の際に必要となる。

また、展示会出展用に一時的に輸入する場合、一時的輸入制度(Temporary Import Scheme:TIS)を利用することができる。この制度を利用すると、展示会開催日の 3 週間前までに貨物を輸入することができ、展示会終了後 3 週間以内に再輸出しなければならない

い。税関への TIS 申請にあたっては現地のフレイト・フォワーダーを任命し、インボイスおよび船荷証券（B/L または AWB）、展示会への参加者リストを提示しなければならない。

3.6 関連企業・団体概要・リスト

3.6.1 輸入業者

別添資料 4、資料 5 を参照

3.6.2 卸売業者

別添資料 4、資料 5 を参照

3.6.3 関連団体

(1) シンガポール青果物輸出入業者協会

(Singapore Fruits & Vegetables Importers & exporters Association : SFVA)

1948 年設立。シンガポールにおける青果物産業促進、政府関連機関との連携、会員に対する情報提供、新規輸入先発掘のための貿易ミッション派遣などを主業務としており、現在の会員は青果物の輸出入に携わる 85 社から成っている。（別添資料 4 参照）

(2) パシール・パンジャン卸売センター協会

(Pasir Panjang Wholesale Centre Association : PPWCA)

1983 年にパシール・パンジャン卸売センターが新設された際に設立され、青果物、乾物など食品を扱う卸売業者で組織された協会。

4. なし

4.1 輸入・販売上の規制

4.1.1 輸入の規制および手続き

植物輸入規定による輸入禁止扱いの病害虫、残留農薬等基準以外についてはりんごと同じ。輸入禁止扱いの病害虫は、*Pratylenchus thornei*(一般名 Lesion nematode)である。残留農薬等基準は以下のとおり。

表 9 なしの残留農薬基準

農 薬	最大残留 含有量 ppm	対象品目	農 薬	最大残留 含有量 ppm	対象品目
Azinphos-methyl	1	その他果実	Ethion	2	なし
Benomyl	5	なし	Ethoxyquin	3	なし
Bromophos	1	なし	Fenbutatin-oxide	5	なし
Captafol	5	なし	Fenitrothion	0.5	なし
Captan	25	なし	Fenthion	2	なし
Carbaryl	5	なし	Inorganic bromide	20	その他果実全般
Carbendazim	2	なし	Iprodione	10	なし
Carbofuran	0.1	なし	Methidathion	0.2	なし
Carbophenothion	1	なし	Mevinphos	0.2	なし
Chlordane	0.02	果実全般	Monocrotophos	0.5	なし
Chlormequat	3	なし	Paraquat	0.05	果実類全般
Chlorpyrifos	0.5	なし	Parathion	0.5	その他果実類
Cyhexatin	2	なし	Permethrin	2	なし
DDT	1	果実全般	Phosalone	2	なし
Deltamethrin	0.05	なし	Phosmet	10	なし
Demeton	0.5	なし	Phosphomidon	0.5	なし
Diazinon	0.5	その他果実	Piperonyl butoxide	8	生鮮果実類
Dichlorvos	0.1	生鮮果実全般	Pirimiphos-methyl	2	なし
Dicofol	5	その他果実全般	Prochloraz	1	なし
Dieldrin	0.05	果実全般	Propargite	3	なし
Dimethoate	2	なし	Pyrethrins	1	生鮮果実類
Dinocap	0.1	なし	Thiabendazole	10	なし
Dioxathion	5	なし	Thiometon	0.5	なし
Diphenylamine	5	なし	Thiophanate-methyl	5	なし
Dithiocarbamates	3	なし	Trichlorfon	0.1	その他生鮮果実類
Dodine	5	なし	Vamidothion	1	なし
EDB	0.1	果実全般	Ziram	7	果実類全般
Endosulfan	2	生鮮果実全般			

出所: Sales of Food Act, Subsidiary Legislation, Rg 1, Food Regulations, Tenth Schedule (食品販売法、細則 1 食
品規定、附表第 10 1973 年施行、2002 年最新改訂、ただし Food Regulations は 1988 年)

4.1.2 販売時の規制および手続き

りんごと同じ

4.1.3 所轄官公庁

りんごと同じ

4.1.4 業界・量販店独自の基準および手続き

りんごと同じ

4.2 表示方法

4.2.1 法律に基づく義務表示および手続き

りんごと同じ

4.2.2 法律に基づく任意表示および手続き

りんごと同じ

4.2.3 業界自主表示および手続き

りんごと同じ

4.3 税制度

4.3.1 関税

生鮮なしに対して輸入関税は課せられていない。

4.3.2 消費税

輸入業者は消費税として CIF 価額の 5%を税関に支払わなければならない。

4.3.3 その他

特にない。

4.4 国内流通・取引慣行等

4.4.1 国内マーケット事情

なしの国内生産はなく、すべて輸入に頼っている。年間3万トン（輸入金額で3,000万Sドル強）前後が輸入され、中国産が75%強を占め、オーストラリア、南アフリカ、米国、チリ、韓国産が次いでいる。

日本からも幸水、豊水、二十世紀などが毎年輸入され、日本産果実の中ではりんご、みかんに次いで輸入量の多い品目であるが、数量は年間100トン以下でシェアは0.3%に満たない。

主要銘柄は中国産鴨なし・豊水、オーストラリア産洋なし、南アフリカ産洋なし、米国産洋なし、韓国産黄金などで年中を通じて平均的に輸入されている。

年間を通して平均的に輸入され、2～9月の夏場はオーストラリア、南アフリカ、チリなど南半球から、10～3月の冬場は米国、韓国など北半球から輸入量が多くなっている。主要輸入先の中国からは毎月平均的に輸入されている。日本からは冬場に小ロットで輸入されている。

スーパーマーケット、ウェットマーケットでは、一般的にばら売りまたは簡易パック入りで販売され、1個またはパックあたりの単価が表示されている。

表 10 過去3年間のなしの輸入実績

	2001 年	2002 年	2003 年				
	数量	数量	数量		金額		トン当り 平均単価
1.中国	23,667	22,419	23,089	76.4%	21,672	66.6%	939
2.オーストラリア	4,209	4,420	3,058	10.1%	5,070	15.6%	1,658
3.南アフリカ	2,026	2,417	2,284	7.6%	2,977	9.1%	1,303
4.米国	1,072	959	1,172	3.9%	1,717	5.3%	1,465
5.韓国	485	521	146	0.5%	307	0.9%	2,103
10.日本	113	30	14	0.0%	60	0.2%	4,286
合計	32,410	31,199	30,209	100.0%	32,536	100.0%	1,077

単位：数量＝トン、金額＝1,000Sドル、トン当り平均単価＝Sドル

出所：シンガポール国際企業庁

表 11 2003 年のなしの輸入数量（月別内訳）

	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月
中国	2,264	1,308	2,529	2,631	1,841	1,502	1,745	1,450	2,136	2,186	1,738	1,758
オーストラリア	98	229	318	281	568	353	305	270	312	303	22	-
南ア	-	273	716	291	345	280	242	113	25	-	-	-
米国	67	-	53	120	37	-	-	22	-	269	362	242
韓国	32	16	47	-	-	-	-	-	31	5	13	1
日本	-	-	-	-	-	-	-	-	11	2	0	0
合計	2,466	1,870	3,778	3,347	2,810	2,189	2,348	1,929	2,536	2,799	2,136	2,002

単位：数量＝トン

出所：シンガポール国際企業庁

4.4.2 流通経路

りんごと同じ

4.4.3 新規参入時の留意点

りんごと同じ

4.5 サンプル輸出の規制状況等

りんごと同じ

4.6 関連企業・団体概要・リスト

4.6.1 輸入業者

りんごと同じ

4.6.2 卸業者

りんごと同じ

4.6.3 関連団体

りんごと同じ

5. みかん

5.1 輸入・販売上の規制

5.1.1 輸入の規制および手続き

植物輸入規定による輸入禁止扱いの病害虫、残留農薬等基準以外についてはりんごと同じ。輸入禁止扱いの病害虫は、次のとおり。

表 12 みかんの輸入禁止病害虫

学 名	一 般 名 称
真菌類	
<i>Deuterophoma tracheiphila</i>	Mal secco
害虫	
<i>Anastrepha obliqua</i>	West Indian fruit fly
<i>Anastrepha fraterculus</i>	South American fruit fly
<i>Anastrepha ludens</i>	Mexican fruit fly
<i>Anastrepha</i> spp.	Fruit fly
<i>Ceratitis rosa</i>	Natal fruit fly
<i>Ceratitis capitata</i>	Mediterranean fruit fly
<i>Chrysomphalus aonidium</i>	Florida red scale
<i>Dacus tryoni</i>	Queensland fruit fly
<i>Quadraspidiotus perniciosus</i>	San Jose scale
菌類	
<i>Spiroplasma citri</i>	Stubborn disease
線虫類	
<i>Hericycliophora arenaria</i>	Sheath nematode
<i>Hoplolaimus indicus</i>	Lance nematode
<i>Meloidogyne exigua</i>	Root knot nematode
<i>Meloidogyne indica</i>	Root knot nematode
<i>Xiphinema index</i>	Dagger nematode

出所：Control of Plant Act, Subsidiary Legislation, Plant Importation Rules, First Schedule

（植物管理法 附表 植物輸入規定、第 1 表、1983 年施行、2000 年最新改訂、ただし、Plant Importation Rules は 1994 年の改訂）

残留農薬等基準は次のとおり。

表 13 みかんの残留農薬基準

農 薬	最大残留 含有量	対象品目	農 薬	最大残留 含有量	対象品目
2,4-D	2	柑橘類	Fenvalerate	5	柑橘類
Acephate	5	柑橘類	Folpet	10	柑橘類
Aldicarb	0.2	柑橘類	Formothion	0.2	柑橘類
Aldrin	0.05	柑橘類	Heptachlor	0.01	柑橘類
Atrazine	0.1	柑橘類	Imazalil	5	柑橘類（全体）
Azinphos-methyl	2	柑橘類	Imazalil	0.1	柑橘類（剥皮前）
Benomyl	10	柑橘類	Inorganic bromide	30	柑橘類
Bromacil	0.04	柑橘類	Malathion	4	柑橘類
Captan	15	柑橘類	Metalaxyl	1	柑橘類
Carbaryl	7	柑橘類	Methamidophos	0.5	柑橘類
Carbendazim	10	柑橘類	Methidathion	5	みかん
Carbophenothion	2	柑橘類	Methiocarb	0.05	柑橘類
Chlordane	0.02	果実全般	Methomyl	2	柑橘類
Chlorothalonil	7	柑橘類	Mevinphos	0.2	柑橘類
Chlorpyrifos	0.3	柑橘類	Monocrotophos	0.2	柑橘類
Cyhexatin	2	柑橘類	Oxamyl	3	柑橘類
Cypermethrin	2	柑橘類	Paraquat	0.05	果実類全般
DDT	1	果実全般	Parathion	1	柑橘類
Deltamethrin	0.05	みかん	Permethrin	0.5	柑橘類
Demeton	0.5	柑橘類	Phosalone	2	柑橘類
Diazinon	0.7	柑橘類	Phosmet	5	柑橘類
Dichlorvos	0.1	生鮮果実全般	Phosphomidon	0.4	柑橘類
Dicofol	5	その他果実全般	Piperonyl butoxide	8	生鮮果実類
Dieldrin	0.05	果実全般	Pirimiphos-methyl	0.5	柑橘類
Dimethoate	2	柑橘類	Primicarb	0.05	柑橘類
Dioxathion	3	柑橘類	Prochloraz	5	柑橘類
Diphenyl	110	柑橘類	Propargite	5	柑橘類
EDB	0.1	果実全般	Pyrethrins	1	生鮮果実類
Endosulfan	2	生鮮果実全般	Thiabendazole	10	柑橘類
Ethion	2	柑橘類	Thiometon	1	その他果実類
Fenamiphos	0.05	柑橘類	Thiophanate-methyl	10	柑橘類
Fenbutatin-oxide	5	柑橘類	Trichlorfon	0.1	その他生鮮果実類
Fenitrothion	2	柑橘類	Ziram	7	果実類全般
Fenthion	2	柑橘類			

出所: Sales of Food Act, Subsidiary Legislation, Rg 1, Food Regulations, Tenth Schedule (食品販売法、細則 1 食品規定、附表第 10 1973 年施行、2002 年最新改訂、ただし Food Regulations は 1988 年)

5.1.2 販売時の規制および手続き

りんごと同じ

5.1.3 所轄官公庁

りんごと同じ

5.1.4 業界・量販店独自の基準および手続き

りんごと同じ

5.2 表示方法

5.2.1 法律に基づく義務表示および手続き

りんごと同じ

5.2.2 法律に基づく任意表示および手続き

りんごと同じ

5.2.3 業界自主表示および手続き

りんごと同じ

5.3 税制度

5.3.1 関税

生鮮みかんに対して輸入関税は課せられていない。

5.3.2 消費税

輸入業者は消費税として CIF 価額の 5%を税関に支払わなければならない。

5.3.3 その他

特にない。

5.4 国内流通・取引慣行等

5.4.1 国内マーケット事情

みかんの国内生産はなく、すべて輸入に頼っている。年間 2 万トン（輸入金額で 2,000 万 S ドル強）前後が輸入され、中国産が 6 割強を占め、パキスタン、オーストラリア、台湾、ブラジル、アルゼンチン産が次いでいる。近年、特に中国産がシェアを伸ばしつつあり、その他の主要輸入先からの数量は減少または横這い傾向にある。

日本からは温州みかんが輸入されているが、輸入数量は 20 トン未満でシェアは 0.1%に

満たない。

中国系が7割以上を占めるシンガポールでは、旧正月を迎える毎年1～2月頃がみかんの最大の需要期であり、輸入量も旧正月前の12～1月に集中している。夏場は南半球のオーストラリア、ブラジル、アルゼンチンなどから、冬場は中国、パキスタン、台湾などから輸入されている。

スーパーマーケット、ウェットマーケットではばら売りされ、3～5個単位での単価が表示されている。需要期の旧正月前には、箱単位での販売が一般的である。

表 14 過去3年間のみかんの輸入実績

	2001 年	2002 年	2003 年				
	数量	数量	数量		金額		トン当り 平均単価
1.中国	10,432	10,837	13,708	66.4%	12,895	63.7%	941
2.パキスタン	6,285	6,519	4,049	19.6%	2,903	14.3%	717
3.オーストラリア	1,491	1,252	1,128	5.5%	1,787	8.8%	1,584
4.ブラジル	446	474	414	2.0%	503	2.5%	1,215
5.アルゼンチン	124	483	295	1.4%	413	2.0%	1,400
- 日本	-	22	2	0.0%	10	0.0%	5,000
合計	20,135	20,593	20,655	100.0%	20,253	100.0%	981

単位：数量＝トン、金額＝1,000S ドル、トン当り平均単価＝S ドル 出所：シンガポール国際企業庁

表 15 2003 年のみかんの輸入数量（月別内訳）

	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月
中国	11,373	73	47	13	1	-	-	-	-	92	636	1,474
パキスタン	2,068	697	221	330	46	-	-	-	-	-	52	636
オーストラリア	-	-	-	11	137	89	106	226	366	146	48	-
ブラジル	-	-	-	-	-	-	157	182	75	-	-	-
アルゼンチン	-	-	-	-	-	-	26	49	52	122	-	-
日本	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	13,793	776	285	449	243	231	396	575	542	404	783	2,178

単位：数量＝トン

出所：シンガポール国際企業庁

5.4.2 流通経路

りんごと同じ

5.4.3 新規参入時の留意点

りんごと同じ

5.5 サンプル輸出の規制状況等

りんごと同じ

5.6 関連企業・団体概要・リスト

5.6.1 輸入業者

りんごと同じ

5.6.2 卸業者

りんごと同じ

5.6.3 関連団体

りんごと同じ

6. 柿

6.1 輸入・販売上の規制

6.1.1 輸入の規制および手続き

残留農薬基準、病害虫規制の対象となる農薬、病害虫以外はりんごと同じ。

輸入禁止扱いの病害虫は柿についてはとくに指定されていない。残留農薬等基準は次のとおり。

表 16 柿の残留農薬基準

農 薬	最大残留 含有量 ppm	対象品目	農 薬	最大残留 含有量 ppm	対象品目
Fenthion	2	柿	Chlordane	0.02	果実全般
Parathion	0.5	その他果実類	DDT	1	果実全般
Fenitrothion	0.1	その他生鮮果実類	Dieldrin	0.05	果実全般
Thiometon	1	その他果実類	Paraquat	0.05	果実類全般
Azinphos-methyl	1	その他果実	Ziram	7	果実類全般
Diazinon	0.5	その他果実	Dichlorvos	0.1	生鮮果実全般
Dicofol	5	その他果実全般	Endosulfan	2	生鮮果実全般
Inorganic bromide	20	その他果実全般	Piperonyl butoxide	8	生鮮果実類
Trichlorfon	0.1	その他生鮮果実類	Pyrethrins	1	生鮮果実類
EDB	0.1	果実全般			

出所: Sales of Food Act, Subsidiary Legislation, Rg 1, Food Regulations, Tenth Schedule (食品販売法、細則 1 食品規定、附表第 10 1973 年施行、2002 年最新改訂、ただし Food Regulations は 1988 年)

6.1.2 販売時の規制および手続き

りんごと同じ

6.1.3 所轄官公庁

りんごと同じ

6.1.4 業界・量販店独自の基準および手続き

りんごと同じ

6.2 表示方法

6.2.1 法律に基づく義務表示および手続き

りんごと同じ

6.2.2 法律に基づく任意表示および手続き
りんごと同じ

6.2.3 業界自主表示および手続き
りんごと同じ

6.3 税制度

6.3.1 関税
生鮮柿に対して輸入関税は課せられていない。

6.3.2 消費税
輸入業者は消費税として CIF 価額の 5%を税関に支払わなければならない。

6.3.3 その他
特になし。

6.4 国内流通・取引慣行等

6.4.1 国内マーケット事情

柿の国内生産はなく、すべて輸入に頼っている。輸出入統計では柿はその他果実に分類されているため、柿単体の輸入量は不明であるが、主にイスラエル、韓国、中国から冬場にのみ輸入されている。日本からの輸入は皆無に近い。

スーパーマーケット、ウェットマーケットで柿を見かけるのは冬場に限定され、簡易パック入りで販売されている。

表 17 過去 3 年間の柿を含むその他果実の輸入実績

	2001 年	2002 年	2003 年				
	数量	数量	数量		金額		トン当り 平均単価
1.マレーシア	12,506	18,142	11,984	50.2%	7,913	30.1%	660
2.ベトナム	2,906	4,163	5,361	22.5%	3,916	14.9%	730
3.タイ	1,736	1,347	2,220	9.3%	2,678	10.2%	1,206
4.イスラエル	1,287	1,243	1,417	5.9%	4,411	16.8%	3,113
5.韓国	1,593	1,135	433	1.8%	768	2.9%	1,774
-.日本	27	-	-	-	-	-	-
合計	21,526	27,929	23,851	100.0%	26,324	100.0%	1,104

単位：数量＝トン、金額＝1,000S ドル、トン当り平均単価＝S ドル

出所：シンガポール国際企業庁

表 18 2003 年の柿を含むその他果実輸入数量（月別内訳）

	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月
マレーシア	867	467	546	630	651	514	713	1,721	906	881	2,164	1,924
ベトナム	206	289	361	295	361	380	832	512	630	734	413	349
タイ	66	54	80	93	94	421	812	186	134	120	73	87
イスラエル	417	340	108	-	-	-	-	-	-	60	295	197
韓国	142	-	-	-	-	-	-	-	-	37	195	60
日本	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	1,753	1,188	1,314	1,276	1,273	1,482	2,638	2,621	1,823	2,311	3,449	2,723

単位：数量＝トン

出所：シンガポール国際企業庁

6.4.2 流通経路

りんごと同じ

6.4.3 新規参入時の留意点

りんごと同じ

6.5 サンプル輸出の規制状況等

りんごと同じ

6.6 関連企業・団体概要・リスト

6.6.1 輸入業者

りんごと同じ

6.6.2 卸業者

りんごと同じ

6.6.3 関連団体

りんごと同じ

7. 桃

7.1 輸入・販売上の規制

7.1.1 輸入の規制および手続き

残留農薬基準、病害虫規制の対象となる農薬、病害虫以外はりんごと同じである。桃に関する病害虫規制の対象は、学名 *Hoplolaimus indicus* という線虫類（一般名称 Lance nematode）である。残留農薬基準は次のとおり。

表 19 桃の残留農薬基準

農 薬	最大残留 含有量 ppm	対象品目	農 薬	最大残留 含有量 ppm	対象品目
Azinphos-methyl	4	桃	Fenbutatin-oxide	3	桃
Azocyclotin	2	桃	Fenitrothion	1	桃
Bromophos	1	桃	Fenthion	2	桃
Captafol	15	桃	Fenvalerate	5	桃
Captan	15	桃	Inorganic bromide	20	その他果実全般
Carbaryl	10	桃	Iprodione	10	桃
Carbendazim	10	桃	Malathion	6	桃
Carbofuran	0.1	桃	Methamidophos	1	桃
Carbophenothion	1	桃	Methidathion	0.2	桃
Chlordane	0.02	果実全般	Methomyl	5	桃
Chlorothalonil	25	桃	Mevinphos	0.5	桃
Chlorpyrifosmethyl	0.5	桃	Paraquat	0.05	果実類全般
Cyhexatin	5	桃	Parathion	1	桃
Cypermethrin	2	桃	Phosalone	5	桃
DDT	1	果実全般	Phosmet	10	桃
Demeton	1	桃	Phosphomidon	0.2	桃
Diazinon	0.7	桃	Piperonyl butoxide	8	生鮮果実類
Dichlorvos	0.1	生鮮果実全般	Primicarb	0.5	桃
Dicofol	5	その他果実全般	Propargite	7	桃
Dieldrin	0.05	果実全般	Pyrethrins	1	生鮮果実類
Dimethoate	2	桃	Thiometon	0.5	桃
Dioxathion	0.1	桃	Thiophanate-methyl	10	桃
Dithiocarbamates	3	桃	Thiram	7	桃
Dodine	5	桃	Trichlorfon	0.2	桃
EDB	0.1	果実全般	Triforine	5	桃
Endosulfan	2	生鮮果実全般	Vamidothion	1	桃
Ethion	1	桃	Ziram	7	果実類全般
Etrimfos	0.1	桃			

出所: Sales of Food Act, Subsidiary Legislation, Rg 1, Food Regulations, Tenth Schedule (食品販売法、細則 1 食品規定、附表第 10 1973 年施行、2002 年最新改訂、ただし Food Regulations は 1988 年)

7.1.2 販売時の規制および手続き

りんごと同じ

7.1.3 所轄官公庁

りんごと同じ

7.1.4 業界・量販店独自の基準および手続き

りんごと同じ

7.2 表示方法

7.2.1 法律に基づく義務表示および手続き

りんごと同じ

7.2.2 法律に基づく任意表示および手続き

りんごと同じ

7.2.3 業界自主表示および手続き

りんごと同じ

7.3 税制度

7.3.1 関税

生鮮桃に対して輸入関税は課せられていない。

7.3.2 消費税

輸入業者は消費税として CIF 価額の 5% を税関に支払わなければならない。

7.3.3 その他

特にない。

7.4 国内流通・取引慣行等

7.4.1 国内マーケット事情

桃の国内生産はなく、すべて輸入に頼っている。年間 1,500 トン（輸入金額で 500 万 S ドル弱）前後が輸入され、中国産、オーストラリア産、米国産がそれぞれほぼ 3 割ずつを

占めている。北半球の中国、米国からは夏場に、南半球のオーストラリアからは冬場に輸入されている。日本からは少量ながら夏場に白桃などが輸入されている。

スーパーマーケット、ウェットマーケットでは、一般的にばら売りまたは簡易パック入りで販売され、1 個またはパック単位での単価が表示されている。日本の桃のように大粒で柔らかいものはなく、硬くて甘くないものが多い。

表 20 過去 3 年間の桃の輸入実績

	2001 年	2002 年	2003 年				
	数量	数量	数量		金額		トン当り 平均単価
1.オーストラリア	512	532	554	36.6%	2,219	46.5%	4,005
2.中国	480	561	545	36.0%	925	19.4%	1,697
3.米国	460	383	402	26.5%	1,521	31.9%	3,784
4.イスラエル	-	-	8	0.5%	41	0.9%	5,125
5.日本	-	-	4	0.3%	27	0.6%	6,750
合計	1,502	1,543	1,515	100.0%	4,770	100.0%	3,149

単位：数量＝トン、金額＝1,000S ドル、トン当り平均単価＝S ドル 出所：シンガポール国際企業庁

表 21 2003 年の桃の輸入数量（月別内訳）

	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月
オーストラリア	226	149	118	13	-	-	-	-	-	0	1	48
中国	-	-	-	-	-	35	158	223	54	56	11	2
米国	-	-	-	-	20	76	143	83	47	34	0	-
イスラエル	-	-	-	-	-	-	8	-	-	-	-	-
日本	-	-	-	-	-	-	2	2	0	-	-	-
合計	226	149	118	13	24	111	311	308	102	91	13	50

単位：数量＝トン

出所：シンガポール国際企業庁

7.4.2 流通経路

りんごと同じ

7.4.3 新規参入時の留意点

りんごと同じ

7.5 サンプル輸出の規制状況等

りんごと同じ

7.6 関連企業・団体概要・リスト

7.6.1 輸入業者

りんごと同じ

7.6.2 卸業者

りんごと同じ

7.6.3 関連団体

りんごと同じ

8. ぶどう

8.1 輸入・販売上の規制

8.1.1 輸入の規制および手続き

残留農薬基準、病害虫規制の対象となる農薬、病害虫以外はりんごと同じ。ぶどうに関する病害虫規制および残留農薬基準は以下のとおり。

表 22 ぶどうの病害虫規制

学 名	一般名称
バクテリア	
<i>Xanthomonas ampelina</i>	Blight
菌類	
<i>Mycoplasma</i>	Flavescence doree
<i>Mycoplasma</i>	Pierce's disease
線虫類	
<i>Hericycliophora arenaria</i>	Sheath nematode
<i>Longidorus attenuatus</i>	Needle nematode
<i>Macroposthonia xenoplex</i>	Ring nematode
<i>Meloidogyne mali</i>	Root knot nematode
<i>Merlinius brevidens</i>	-
<i>Pratylenchus thornei</i>	Lesion nematode
<i>Trichodorus viruliferus</i>	Stubby root nematode
<i>Xiphinema index</i>	Dagger nematode
ウイルス	
<i>Arabis mosaic virus</i>	
<i>Artichoke Italian latent virus</i>	
<i>Corky bark virus</i>	
<i>Fan leaf virus</i>	
<i>Hungarian chrome mosaic virus</i>	
<i>Leaf roll virus</i>	
<i>Leaf virus</i>	
<i>Peach rosette mosaic grape</i>	

出所：Control of Plant Act, Subsidiary Legislation, Plant Importation Rules, First Schedule（植物管理法 附表 植物輸入規定、第 1 表、1983 年施行、2000 年最新改訂、ただし、Plant Importation Rules は 1994 年の改訂）

表 23 ぶどうの残留農薬基準

農 薬	最大残留含 有量 ppm	対象品目	農 薬	最大残留 含有量 ppm	対象品目
Atrazine	0.1	ぶどう	Fenbutatin-oxide	5	ぶどう
Azinphos-methyl	4	ぶどう	Fenitrothion	2	ぶどう
Azocyclotin	2	ぶどう	Fenthion	2	ぶどう
Benomyl	2	ぶどう	Folpet	25	ぶどう
Carbaryl	5	ぶどう	Inorganic bromide	20	その他果実全般
Carbophenothion	1	ぶどう	Iprodione	10	ぶどう
Chlordane	0.02	果実全般	Lindane	0.5	ぶどう
Chlormequat	1	ぶどう	Malathion	8	ぶどう
Chlorothalonil	7	ぶどう	Metalaxyl	1	ぶどう
Chlorpyrifos	1	ぶどう	Methidathion	0.2	ぶどう
Cypermethrin	1	ぶどう	Methomyl	2	ぶどう
DDT	1	果実全般	Mevinphos	0.5	ぶどう
Deltamethrin	0.05	ぶどう	Paraquat	0.05	果実類全般
Demeton	1	ぶどう	Parathion	0.5	その他果実類
Diazinon	0.5	その他果実	Permethrin	2	ぶどう
Dichlorvos	0.1	生鮮果実全般	Phorate	0.05	ぶどう
Dicofol	5	その他果実全般	Phosalone	5	ぶどう
Dieldrin	0.05	果実全般	Phosmet	10	ぶどう
Dimethoate	2	ぶどう	Piperonyl butoxide	8	生鮮果実類
Dinocap	0.1	ぶどう	Propargite	10	ぶどう
Dioxathion	2	ぶどう	Pyrethrins	1	生鮮果実類
Dithiocarbamates	5	ぶどう	Thiometon	0.5	ぶどう
Dodine	5	ぶどう	Thiophanate-methyl	10	ぶどう
EDB	0.1	果実全般	Triadimeform	1	ぶどう
Endosulfan	2	生鮮果実全般	Trichlorfon	0.1	その他生鮮果実類
Ethion	2	ぶどう	Vamidothion	0.5	ぶどう
Etrimfos	0.5	ぶどう	Ziram	7	果実類全般
Fenamiphos	0.05	ぶどう			

註：Fenthion について

Food Regulations の Tenth Schedule (Foods with maximum amounts of pesticides) によると、Fenthion の項目で、残留農薬 2ppm, 0.5ppm の両方の項にぶどうが記載されているため AVA に確認したところ、2ppm という回答であった (12 月 9 日付け e-mail)。ただし、AVA によると、残留農薬基準はしばしば変更されているとのこと。

出所：Sales of Food Act, Subsidiary Legislation, Rg 1, Food Regulations, Tenth Schedule (食品販売法、細則 1 食品規定、附表第 10 1973 年施行、2002 年最新改訂、ただし Food Regulations は 1988 年)

8.1.2 販売時の規制および手続き

りんごと同じ

8.1.3 所轄官公庁

りんごと同じ

8.1.4 業界・量販店独自の基準および手続き
りんごと同じ

8.2 表示方法

8.2.1 法律に基づく義務表示および手続き
りんごと同じ

8.2.2 法律に基づく任意表示および手続き
りんごと同じ

8.2.3 業界自主表示および手続き
りんごと同じ

8.3 税制度

8.3.1 関税
生鮮ぶどうに対して輸入関税は課せられていない。

8.3.2 消費税
輸入業者は消費税として CIF 価額の 5%を税関に支払わなければならない。

8.3.3 その他
特にない。

8.4 国内流通・取引慣行等

8.4.1 国内マーケット事情

ぶどうの国内生産はなく、すべて輸入に頼っている。年間 1 万 2,000 トン（輸入金額で 3,800 万 S ドル強）前後が輸入され、米国産およびオーストラリア産がそれぞれ 40%前後を占め、南アフリカ、チリ、中国、ペルー産が次いでいる。ここ数年、輸入量と輸入先はほとんど変わっていない。

日本からも 5 トン前後と少量ながら巨峰などが毎年輸入され、日系スーパーマーケットで小売りされている。

主要銘柄は米国産デラウェア、レッドグローブ、オーストラリア・南アフリカ産トンブ

ソン、フレームなどで年中を通じて平均的に輸入されている。

米国、中国など北半球からは 7～12 月に、オーストラリア、南アフリカ、チリ、ペルーなど南半球からは 1～6 月に輸入量が多い。

スーパーマーケット、ウェットマーケットでは、一般的にばら売りまたは簡易パック入りで販売され、重量あたりの単価が表示されている。

表 24 過去 3 年間のぶどうの輸入実績

	2001 年	2002 年	2003 年				
	数量	数量	数量		金額		トン当り 平均単価
1.米国	5,352	5,341	5,163	44.5%	17,655	46.0%	3,420
2.オーストラリア	4,409	5,249	4,101	35.4%	13,709	35.7%	3,343
3.南アフリカ	709	1,171	1,051	9.1%	3,457	9.0%	3,289
4.チリ	414	348	413	3.6%	1,028	2.7%	2,489
5.中国	25	203	306	2.6%	619	1.6%	2,023
14.日本	-	3	7	0.1%	94	0.2%	13,429
合計	11,092	12,504	11,593	100.0%	38,362	100.0%	3,309

単位：数量＝トン、金額＝1,000S ドル、トン当り平均単価＝S ドル 出所：シンガポール国際企業庁

表 25 2003 年のぶどうの輸入数量（月別内訳）

	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月
米国	201	66	70	35	15	207	561	934	771	926	853	525
オーストラリア	422	535	1,040	1,052	844	180	8	-	-	-	-	20
南ア	257	217	369	43	23	-	-	-	-	-	-	142
チリ	-	-	19	58	162	175	-	-	-	-	-	-
中国	21	-	-	-	-	-	-	7	83	115	81	-
日本	-	-	-	-	-	-	1	1	1	2	0	0
合計	976	978	1,501	1,212	1,046	575	657	1,069	875	1,081	935	687

単位：数量＝トン

出所：シンガポール国際企業庁

8.4.2 流通経路

りんごと同じ

8.4.3 新規参入時の留意点

りんごと同じ

8.5 サンプル輸出の規制状況等

りんごと同じ

8.6 関連企業・団体概要・リスト

8.6.1 輸入業者

りんごと同じ

8.6.2 卸業者

りんごと同じ

8.6.3 関連団体

りんごと同じ

9. いちご

9.1 輸入・販売上の規制

9.1.1 輸入の規制および手続き

残留農薬基準、病害虫規制の対象となる農薬、病害虫以外はりんごと同じ。病害虫規制と残留農薬基準は以下のとおり。

表 26 いちごの病害虫規制

学 名	一般名称
線虫類	
Aphelenchoides fragariae	Bud & leaf spring dwarf
Longidorus attenuatus	Needle nematode
Pratylenchus fallax	Lesion nematode
Pratylenchus neglectus	Lesion nematode
Pratylenchus thornei	Lesion nematode

出所：Control of Plant Act, Subsidiary Legislation, Plant Importation Rules, First Schedule（植物管理法 附表 植物輸入規定、第 1 表、1983 年施行、2000 年最新改訂、ただし、Plant Importation Rules は 1994 年の改訂）

表 27 いちごの残留農薬基準

農 薬	最大残留 含有量 ppm	対象品目	農 薬	最大残留 含有量 ppm	対象品目
2,4-D	0.1	いちご	Ethion	2	いちご
Aldicarb	0.2	いちご	Fenbutatin-oxide	3	いちご
Azinphos-methyl	1	その他果実	Fenitrothion	0.5	いちご
Azocyclotin	2	いちご	Fenitrothion	0.1	その他生鮮果実類
Benomyl	5	いちご	Fenthion	2	いちご
Bromophos	0.5	いちご	Fenvalerate	1	いちご
Captafol	8	いちご	Folpet	20	いちご
Captan	20	いちご	Inorganic bromide	30	いちご
Carbaryl	7	いちご	Iprodione	10	いちご
Carbendazim	5	いちご	Lindane	3	いちご
Carbofuran	0.1	いちご	Mevinphos	1	いちご
Chlordane	0.02	果実全般	Paraquat	0.05	果実類全般
Chlorpyrifos	0.2	いちご	Parathion	0.5	その他果実類
Cyhexatin	3	いちご	Permethrin	1	いちご
Cyhexatin	2	いちご	Phosalone	2	いちご
Cypermethrin	0.5	いちご	Phosmet	10	いちご
DDT	1	果実全般	Phosphomidon	0.2	いちご
Deltamethrin	0.05	いちご	Piperonyl butoxide	8	生鮮果実類
Demeton	0.1	いちご	Pirimiphos-methyl	1	いちご
Diazinon	0.5	その他果実	Primicarb	0.5	いちご
Dichlorvos	0.1	生鮮果実全般	Propargite	7	いちご
Dicofol	1	いちご	Pyrethrins	1	生鮮果実類

農 薬	最大残留 含有量 ppm	対象品目	農 薬	最大残留 含有量 ppm	対象品目
Dicofol	5	その他果実全般	Thiabendazole	3	いちご
Dieldrin	0.05	果実全般	Thiometon	0.5	いちご
Dimethoate	1	いちご	Thiophanate-methyl	5	いちご
Dinocap	0.1	いちご	Thiram	7	いちご
Dithiocarbamates	3	いちご	Triadimeforn	0.2	いちご
Dodine	5	いちご	Trichlorfon	0.1	その他生鮮果実類
EDB	0.1	果実全般	Triforine	1	いちご
Endosulfan	2	生鮮果実全般	Ziram	7	果実類全般

出所: Sales of Food Act, Subsidiary Legislation, Rg 1, Food Regulations, Tenth Schedule (食品販売法、細則 1 食
品規定、附表第 10 1973 年施行、2002 年最新改訂、ただし Food Regulations は 1988 年)

9.1.2 販売時の規制および手続き

りんごと同じ

9.1.3 所轄官公庁

りんごと同じ

9.1.4 業界・量販店独自の基準および手続き

りんごと同じ

9.2 表示方法

9.2.1 法律に基づく義務表示および手続き

りんごと同じ

9.2.2 法律に基づく任意表示および手続き

りんごと同じ

9.2.3 業界自主表示および手続き

りんごと同じ

9.3 税制度

9.3.1 関税

生鮮いちごに対して輸入関税は課せられていない。

9.3.2 消費税

輸入業者は消費税として CIF 価額の 5%を税関に支払わなければならない。

9.3.3 その他

特にない。

9.4 国内流通・取引慣行等

9.4.1 国内マーケット事情

いちごの国内生産はなく、すべて輸入に頼っている。年間 1,400 トン（輸入金額で約 900 万 S ドル）前後が輸入され、米国産とオーストラリア産がそれぞれ約 4 割を占め、ニュージーランド、エジプト、韓国産が次いでいる。日本からも少量ながら輸入され、日系スーパーマーケットで販売されている。

年間を通して平均的に輸入され、米国産は 1～7 月に、オーストラリア、ニュージーランド産は 8～12 月に輸入量が多い。

スーパーマーケット、ウェットマーケットでは、一般的に簡易パック入りで販売され、パックあたりの単価が表示されている。

表 28 過去 3 年間のいちごの輸入実績

	2001 年	2002 年	2003 年				
	数量	数量	数量		金額		トン当り 平均単価
1.米国	513	612	668	51.5%	4,677	56.1%	7,001
2.オーストラリア	589	583	325	25.1%	2,087	25.0%	6,422
3.ニュージーランド	115	160	180	13.8%	1,233	14.8%	6,850
4.エジプト	71	77	118	9.1%	728	8.7%	6,169
5.韓国	-	-	15	1.2%	103	1.2%	6,867
6.日本	-	-	3	0.2%	35	0.4%	11,667
合計	1,310	1,444	1,297	100.0%	8,342	100.0%	6,432

単位：数量＝トン、金額＝1,000S ドル、トン当り平均単価＝S ドル

出所：シンガポール国際企業庁

表 29 2003 年のいちごの輸入数量（月別内訳）

	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月
米国	28	44	72	88	152	140	114	25	1	1	1	-
オーストラリア	-	3	1	9	-	-	5	81	115	87	14	10
NZ	17	-	-	-	-	-	-	-	-	10	83	69
エジプト	28	33	34	4	-	-	-	-	-	-	-	19
韓国	-	9	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-
日本	0	0	0	1	0	-	-	-	-	-	-	-
合計	74	90	114	102	153	140	119	106	116	99	98	99

単位：数量＝トン

出所：シンガポール国際企業庁

9.4.2 流通経路

りんごと同じ

9.4.3 新規参入時の留意点

りんごと同じ

9.5 サンプル輸出の規制状況等

りんごと同じ

9.6 関連企業・団体概要・リスト

9.6.1 輸入業者

りんごと同じ

9.6.2 卸業者

りんごと同じ

9.6.3 関連団体

りんごと同じ

10. すいか

10.1 輸入・販売上の規制

10.1.1 輸入の規制および手続き

残留農薬基準、病害虫規制の対象となる農薬、病害虫以外はりんごと同じ。すいかに関する病害虫規制の対象となっているのは、線虫類の *Meloidogyne exigua* (一般名称 Root knot nematode) である。残留農薬基準は次のとおり。

表 30 すいかの残留農薬基準

農 薬	最大残留 含有量 ppm	対象品目	農 薬	最大残留 含有量 ppm	対象品目
Azinphos-methyl	1	その他果実	Folpet	2	すいか
Chlordane	0.02	果実全般	Inorganic bromide	20	その他果実全般
DDT	1	果実全般	Metalaxyl	0.2	すいか
Diazinon	0.5	その他果実	Paraquat	0.05	果実類全般
Dichlorvos	0.1	生鮮果実全般	Parathion	0.5	その他果実類
Dicofol	5	その他果実全般	Phosphomidon	0.1	すいか
Dieldrin	0.05	果実全般	Piperonyl butoxide	8	生鮮果実類
EDB	0.1	果実全般	Pyrethrins	1	生鮮果実類
Endosulfan	2	生鮮果実全般	Thiometon	1	その他果実類
Fenitrothion	0.1	その他生鮮果実類	Trichlorfon	0.1	その他生鮮果実類
Fenvalerate	0.5	すいか	Ziram	7	果実類全般

出所: Sales of Food Act, Subsidiary Legislation, Rg 1, Food Regulations, Tenth Schedule (食品販売法、細則 1 食品規定、附表第 10 1973 年施行、2002 年最新改訂、ただし Food Regulations は 1988 年)

10.1.2 販売時の規制および手続き

りんごと同じ

10.1.3 所轄官公庁

りんごと同じ

10.1.4 業界・量販店独自の基準および手続き

りんごと同じ

10.2 表示方法

10.2.1 法律に基づく義務表示および手続き
りんごと同じ

10.2.2 法律に基づく任意表示および手続き
りんごと同じ

10.2.3 業界自主表示および手続き
りんごと同じ

10.3 税制度

10.3.1 関税
生鮮すいかに対して輸入関税は課せられていない。

10.3.2 消費税
輸入業者は消費税として CIF 価額の 5% を税関に支払わなければならない。

10.3.3 その他
特にない。

10.4 国内流通・取引慣行等

10.4.1 国内マーケット事情

すいかの国内生産はなく、すべて輸入に頼っている。年間 5～6 万トン（輸入金額で約 1,900 万 S ドル）前後が輸入され、ほぼ全量がマレーシアから輸入されている。日本からの輸入は皆無である。

マレーシアからは年間を通じて平均的に輸入されている。

スーパーマーケット、ウェットマーケットでは、一般的にばら売りされ、2 分の 1、4 分の 1 にカットされたものなど重量に応じた単価が表示されている。

表 31 過去 3 年間のすいかの輸入実績

	2001 年	2002 年	2003 年				
	数量	数量	数量		金額		トン当り 平均単価
1.マレーシア	60,666	56,228	41,609	99.7%	14,672	99.7%	353
2.タイ			37	0.1%	17	0.1%	459
-.日本	-	-	-	-	-	-	-
合計	60,699	56,237	41,718	100.0%	14,722	100.0%	353

単位：数量＝トン、金額＝1,000S ドル、トン当り平均単価＝S ドル 出所：シンガポール国際企業庁

表 32 2003 年のすいかの輸入数量（月別内訳）

	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月
マレーシア	2,560	2,797	4,578	4,473	3,562	3,945	4,384	3,279	3,286	3,251	2,729	2,784
タイ	6	16	15	-	-	-	-	-	-	-	-	-
日本	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	2,570	2,814	4,593	4,505	3,562	3,945	4,388	3,288	3,288	3,273	2,729	2,784

単位：数量＝トン

出所：シンガポール国際企業庁

10.4.2 流通経路

りんごと同じ

10.4.3 新規参入時の留意点

りんごと同じ

10.5 サンプル輸出の規制状況等

りんごと同じ

10.6 関連企業・団体概要・リスト

10.6.1 輸入業者

りんごと同じ

10.6.2 卸業者

りんごと同じ

10.6.3 関連団体

りんごと同じ

11.1. メロン

11.1 輸入・販売上の規制

11.1.1 輸入の規制および手続き

残留農薬基準、病害虫規制の対象となる農薬、病害虫以外はりんごと同じ。メロンについては、規制の対象となる病害虫がない。残留農薬基準については以下のとおり。

表 33 メロンの残留農薬基準

農 薬	最大残留 含有量 ppm	対象品目	農 薬	最大残留 含有量 ppm	対象品目
Azinphos-methyl	1	その他果実	Endosulfan	2	生鮮果実全般
Benomyl	2	メロン	Fenbutatin-oxide	1	メロン
Captafol	2	メロン	Fenitrothion	0.1	その他生鮮果実類
Carbaryl	3	メロン	Fenvalerate	0.2	メロン
Carbendazim	2	メロン	Inorganic bromide	20	その他果実全般
Chlordane	0.02	果実全般	Metalaxyl	0.2	メロン
Chlorothalonil	7	メロン	Oxamyl	2	メロン
Cyhexatin	0.5	メロン	Paraquat	0.05	果実類全般
DDT	1	果実全般	Parathion	0.5	その他果実類
Deltamethrin	0.01	メロン	Permethrin	0.1	メロン
Demeton	0.1	メロン	Piperonyl butoxide	8	生鮮果実類
Diazinon	0.5	その他果実	Pyrethrins	1	生鮮果実類
Dichlorvos	0.1	生鮮果実全般	Thiometon	1	その他果実類
Dicofol	5	その他果実全般	Triadimeforn	0.5	メロン
Dieldrin	0.05	果実全般	Trichlorfon	0.1	その他生鮮果実類
EDB	0.1	果実全般	Ziram	7	果実類全般

出所: Sales of Food Act, Subsidiary Legislation, Rg 1, Food Regulations, Tenth Schedule (食品販売法、細則 1 食品規定、附表第 10 1973 年施行、2002 年最新改訂、ただし Food Regulations は 1988 年)

11.1.2 販売時の規制および手続き

りんごと同じ

11.1.3 所轄官公庁

りんごと同じ

11.1.4 業界・量販店独自の基準および手続き

りんごと同じ

11.2 表示方法

11.2.1 法律に基づく義務表示および手続き
りんごと同じ

11.2.2 法律に基づく任意表示および手続き
りんごと同じ

11.2.3 業界自主表示および手続き
りんごと同じ

11.3 税制度

11.3.1 関税
生鮮メロンに対して輸入関税は課せられていない。

11.3.2 消費税
輸入業者は消費税として CIF 価額の 5%を税関に支払わなければならない。

11.3.3 その他
特にない。

11.4 国内流通・取引慣行等

11.4.1 国内マーケット事情

メロンの国内生産はなく、すべて輸入に頼っている。年間 1 万 5,000 トン（輸入金額で約 1,300 万 S ドル強）前後が輸入され、マレーシア産が 6 割強を占め、オーストラリア、中国、スペイン、台湾産が次いでいる。近年、特に中国産がシェアを伸ばしつつあり、その他の主要輸入先からの数量は減少または横這い傾向にある。

日本からもマスクメロンが 5～10 トン前後と少量ながら毎年輸入され、日系スーパーマーケットで小売りされている。

主要銘柄はマレーシア産ハニデューメロン、オーストラリア産ロックメロン、中国産クワウリ、スペイン産ハニーメロンなどである。通常、ロックメロンのほうがハニデューメロンなどよりも高い。

マレーシア、オーストラリアからは年間を通して平均的に輸入されているが、7～10 月の

夏場に中国、スペイン産が入荷し、全体として夏場の輸入量が多くなっている。

スーパーマーケット、ウェットマーケットでは、一般的にばら売りされ、1 個あたりの単価が表示されている。

表 34 過去 3 年間のメロンの輸入実績

	2001 年	2002 年	2003 年				
	数量	数量	数量		金額		トン当り 平均単価
1.マレーシア	8,926	9,831	9,294	65.8%	4,781	38.0%	514
2.豪州	3,825	3,697	3,094	21.9%	6,077	48.3%	1,964
3.中国	727	1,445	1,430	10.1%	1,240	9.9%	867
4.スペイン	446	96	227	1.6%	298	2.4%	1,313
5.台湾	-	63	38	0.3%	76	0.6%	2,000
6.日本	-	8	5	0.0%	57	0.5%	11,400
合計	14,125	15,259	14,114	100.0%	12,579	100.0%	891

単位：数量＝トン、金額＝1,000S ドル、トン当り平均単価＝S ドル 出所：シンガポール国際企業庁

表 35 2003 年のメロンの輸入数量（月別内訳）

	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月
マレーシア	612	647	940	877	849	832	865	810	845	769	606	643
豪州	313	347	419	262	284	235	247	193	234	233	180	146
中国	-	-	-	-	18	233	454	319	80	123	104	98
スペイン	-	-	-	-	-	-	41	62	63	61	-	-
台湾	-	-	-	11	21	5	-	-	-	-	-	-
日本	-	-	-	1	1	1	0	1	0	0	0	0
合計	925	996	1,360	1,153	1,175	1,306	1,620	1,387	1,233	1,192	891	888

単位：数量＝トン

出所：シンガポール国際企業庁

11.4.2 流通経路

りんごと同じ

11.4.3 新規参入時の留意点

りんごと同じ

11.5 サンプル輸出の規制状況等

りんごと同じ

11.6 関連企業・団体概要・リスト

11.6.1 輸入業者

りんごと同じ

11.6.2 卸業者

りんごと同じ

11.6.3 関連団体

りんごと同じ

12. さくらんぼ

12.1 輸入・販売上の規制

12.1.1 輸入の規制および手続き

残留農薬基準、病害虫規制の対象となる農薬、病害虫以外はりんごと同じ。さくらんぼに関する規制病害虫は、*Pratylenchus fallax* と *Pratylenchus thornei* である。残留農薬基準は以下のとおり。

表 36 さくらんぼの残留農薬基準

農 薬	最大残留 含有量 ppm	対象品目	農 薬	最大残留 含有量 ppm	対象品目
Azinphos-methyl	1	その他果実	Fenitrothion	2	さくらんぼ
Benomyl	10	さくらんぼ	Fenthion	2	さくらんぼ
Captafol	10	さくらんぼ	Fenvalerate	5	さくらんぼ
Captan	50	さくらんぼ	Folpet	15	さくらんぼ
Carbaryl	10	さくらんぼ	Inorganic bromide	20	その他果実全般
Carbendazim	10	さくらんぼ	Lindane	0.5	さくらんぼ
Chlordane	0.02	果実全般	Malathion	6	さくらんぼ
Chlorothalonil	10	さくらんぼ	Methidathion	0.2	さくらんぼ
Cypermethrin	1	さくらんぼ	Methomyl	2	さくらんぼ
DDT	1	果実全般	Mevinphos	1	さくらんぼ
Diazinon	0.5	その他果実	Paraquat	0.05	果実類全般
Dichlorvos	0.1	生鮮果実全般	Parathion	0.5	その他果実類
Dicofol	5	その他果実全般	Phosalone	5	さくらんぼ
Dieldrin	0.05	果実全般	Phosphomidon	0.2	さくらんぼ
Dimethoate	2	さくらんぼ	Piperonyl butoxide	8	生鮮果実類
Dithiocarbamates	1	さくらんぼ	Pirimiphos-methyl	2	さくらんぼ
Dodine	2	さくらんぼ	Pyrethrins	1	生鮮果実類
EDB	0.1	果実全般	Thiometon	0.5	さくらんぼ
Endosulfan	2	生鮮果実全般	Thiophanate-methyl	10	さくらんぼ
Ethion	0.1	さくらんぼ	Trichlorfon	0.1	その他生鮮果実類
Etrimfos	0.01	さくらんぼ	Triforine	2	さくらんぼ
Fenbutatin-oxide	5	さくらんぼ	Ziram	7	果実類全般

出所: Sales of Food Act, Subsidiary Legislation, Rg 1, Food Regulations, Tenth Schedule (食品販売法、細則 1 食品規定、附表第 10 1973 年施行、2002 年最新改訂、ただし Food Regulations は 1988 年)

12.1.2 販売時の規制および手続き

りんごと同じ

12.1.3 所轄官公庁

りんごと同じ

12.1.4 業界・量販店独自の基準および手続き
りんごと同じ

12.2 表示方法

12.2.1 法律に基づく義務表示および手続き
りんごと同じ

12.2.2 法律に基づく任意表示および手続き
りんごと同じ

12.2.3 業界自主表示および手続き
りんごと同じ

12.3 税制度

12.3.1 関税
生鮮さくらんぼに対して輸入関税は課せられていない。

12.3.2 消費税
輸入業者は消費税として CIF 価額の 5%を税関に支払わなければならない。

12.3.3 その他
特にない。

12.4 国内流通・取引慣行等

12.4.1 国内マーケット事情

さくらんぼの国内生産はなく、すべて輸入に頼っている。年間 600 トン（輸入金額で 600 万 S ドル弱）前後が輸入され、米国産が約 7 割、オーストラリア産が約 3 割を占める。その他、少量ながらカナダ、中国、ニュージーランドからも輸入されている。日本からの輸入は皆無である。

米国産は 5～9 月に、オーストラリア産は 11～1 月にかけて輸入されている。

スーパーマーケット、ウェットマーケットでは、一般的に簡易パック入りで販売され、パックあたりの単価が表示されている。

表 37 過去 3 年間のさくらんぼの輸入実績

	2001 年	2002 年	2003 年				
	数量	数量	数量		金額		トン当り 平均単価
1.米国	301	280	421	66.1%	3,566	59.8%	8,470
2.オーストラリア	145	158	135	21.2%	1,438	24.1%	10,652
3.カナダ	16	45	22	3.1%	239	4.0%	11,950
4.中国	8	-	21	3.1%	130	2.2%	6,190
5.ニュージーランド	32	17	19	3.0%	307	5.2%	16,158
- 日本	-	-	-	-	-	-	-
合計	518	521	637	100.0%	5,959	100.0%	9,355

単位：数量＝トン、金額＝1,000S ドル、トン当り平均単価＝S ドル 出所：シンガポール国際企業庁

表 38 2003 年のさくらんぼの輸入数量（月別内訳）

	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月
米国	-	-	-	-	29	164	208	13	4	-	1	3
オーストラリア	76	0	0	0	-	-	-	-	-	-	1	58
カナダ	-	-	-	-	-	-	-	20	-	-	-	-
中国	-	-	-	-	-	18	2	-	-	-	-	-
NZ	18	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
日本	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	100	0	0	0	29	182	213	32	4	0	8	67

単位：数量＝トン

出所：シンガポール国際企業庁

12.4.2 流通経路

りんごと同じ

12.4.3 新規参入時の留意点

りんごと同じ

12.5 サンプル輸出の規制状況等

りんごと同じ

12.6 関連企業・団体概要・リスト

12.6.1 輸入業者

りんごと同じ

12.6.2 卸業者

りんごと同じ

12.6.3 関連団体

りんごと同じ

13. キウイフルーツ

13.1 輸入・販売上の規制

13.1.1 輸入の規制および手続き

残留農薬基準、病虫害規制の対象となる農薬、病虫害以外はりんごと同じ。キウイフルーツについては、規制病虫害はない。残留農薬基準については以下のとおり。

表 39 キウイフルーツの残留農薬基準

農 薬	最大残留 含有量 ppm	対象品目	農 薬	最大残留 含有量 ppm	対象品目
Azinphos-methyl	0.4	キウイフルーツ (実の部分)	Fenitrothion	0.1	その他生鮮果実類
Azinphos-methyl	4	キウイフルーツ (全体)	Fenvalerate	5	キウイフルーツ
Carbaryl	1	キウイフルーツ (実の部分)	Inorganic bromide	20	その他果実全般
Chlordane	0.02	果実全般	Iprodione	5	キウイフルーツ
Chlorpyrifos	2	キウイフルーツ	Paraquat	0.05	果実類全般
Cyhexatin	5	キウイフルーツ	Permethrin	2	キウイフルーツ
DDT	1	果実全般	Phosmet	15	キウイフルーツ
Deltamethrin	0.05	キウイフルーツ	Piperonyl butoxide	8	生鮮果実類
Diazinon	0.5	キウイフルーツ	Pirimiphos-methyl	5	キウイフルーツ
Dichlorvos	0.1	生鮮果実全般	Pyrethrins	1	生鮮果実類
Dicofol	5	その他果実全般	Thiometon	1	その他果実類
Dieldrin	0.05	果実全般	Trichlorfon	0.1	その他生鮮果実類
EDB	0.1	果実全般	Ziram	7	果実類全般
Endosulfan	2	生鮮果実全般			

出所: Sales of Food Act, Subsidiary Legislation, Rg 1, Food Regulations, Tenth Schedule (食品販売法、細則 1 食品規定、附表第 10 1973 年施行、2002 年最新改訂、ただし Food Regulations は 1988 年)

13.1.2 販売時の規制および手続き

りんごと同じ

13.1.3 所轄官公庁

りんごと同じ

13.1.4 業界・量販店独自の基準および手続き

りんごと同じ

13.2 表示方法

13.2.1 法律に基づく義務表示および手続き

りんごと同じ

13.2.2 法律に基づく任意表示および手続き

りんごと同じ

13.2.3 業界自主表示および手続き

りんごと同じ

13.3 税制度

13.3.1 関税

生鮮キウイフルーツに対して輸入関税は課せられていない。

13.3.2 消費税

輸入業者は消費税として CIF 価額の 5% を税関に支払わなければならない。

13.3.3 その他

特にない。

13.4 国内流通・取引慣行等

13.4.1 国内マーケット事情

キウイフルーツの国内生産はなく、すべて輸入に頼っている。年間 2,000～3,000 トン（輸入金額で約 600 万 S ドル）が輸入され、ニュージーランド産が 4 割強を占め、イタリア、チリ、オーストラリア、中国産が次いでいる。近年、イタリア産、チリ産がシェアを伸ばしつつあり、その他の主要輸入先からの数量は減少または横這い傾向にある。

ニュージーランド、チリ、オーストラリアなど南半球から入荷する 5～10 月に輸入量が多く、11～4 月にはイタリア、中国から輸入されている。

スーパーマーケット、ウェットマーケットでは、一般的にばら売りまたは簡易パック入りで販売され、3～5 個単位またはパックあたりの単価が表示されている。

表 40 過去 3 年間のキウイフルーツの輸入実績

	2001 年	2002 年	2003 年				
	数量	数量	数量		金額		トン当り 平均単価
1.ニュージーランド	930	1,066	824	35.9%	2,562	42.6%	3,109
2.イタリア	905	669	751	32.7%	1,837	30.6%	2,446
3.チリ	-	148	366	15.9%	740	12.3%	2,022
4.オーストラリア	1,001	326	188	8.2%	545	9.1%	2,899
5.中国	-	-	137	6.0%	248	4.1%	1,810
- 日本	-	-	-	-	-	-	-
合計	2,904	2,334	2,296	100.0%	6,008	100.0%	2,617

単位：数量＝トン、金額＝1,000S ドル、トン当り平均単価＝S ドル 出所：シンガポール国際企業庁

表 41 2003 年のキウイフルーツの輸入数量（月別内訳）

	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月
NZ	-	-	-	-	89	234	251	130	75	44	-	-
イタリア	131	115	117	45	-	-	-	-	-	-	205	139
チリ	-	-	-	24	187	45	22	21	44	22	-	-
オーストラリア	-	-	-	135	6	0	45	0	0	0	0	0
中国	-	-	-	-	-	-	-	-	22	61	42	11
日本	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	131	123	118	204	283	279	319	172	141	129	247	150

単位：数量＝トン

出所：シンガポール国際企業庁

13.4.2 流通経路

りんごと同じ

13.4.3 新規参入時の留意点

りんごと同じ

13.5 サンプル輸出の規制状況等

りんごと同じ

13.6 関連企業・団体概要・リスト

13.6.1 輸入業者

りんごと同じ

13.6.2 卸業者

りんごと同じ

13.6.3 関連団体

りんごと同じ

14. 干し柿

14.1 輸入・販売上の規制

14.1.1 輸入の規制および手続き

干し柿を含む乾燥果実の輸入に適用される規格基準は、(a)輸入業者のライセンス取得、(b)食品残留農薬基準、(c)輸入表示基準、(d)前記に基づく輸入検査基準である。

- (a) 輸入業者のライセンス取得：干し柿等の乾燥果実は加工食品に分類され、乾燥果実を輸入する業者は農食品・畜産庁（AVA）から加工食品輸入ライセンス（License for Import of Processed Food Products）を取得することが義務付けられている。

輸入ライセンスの申請手続き

ライセンス申請先	農食品・畜産庁（AVA） Food Control Division, Food & Veterinary Administration, Agri-food & Veterinary Authority 5 Maxwell Road, #18-00 Tower Block, MND Complex, Singapore 069110 Tel: (65)63258367 Fax: (65)63244563 Web: http://www.ava.gov.sg/ E-mail: ava_email@ava.gov.sg ライセンス申請書ダウンロード先： http://www.ava.gov.sg/javascript/m7-option10.html における Application form for registration of processed food importer
申請資格	シンガポール会社法に基づいて登記された法人または事業登記法に基づいて登記された事業主であれば申請することができ、加工食品専門の輸入業者でなくとも比較的容易にライセンスを取得することができる。
申請書類	・ 申請者（法人の場合はその代表者）の身分証明書 ・ 法人または事業主の商業登記簿謄本 ・ 銀行間自動引落(Giro)申請書 ・ シンガポール税関から取得した輸入登録番号(CR No) ・ 加工食品輸入ライセンス申請書
有効期限	1年間有効で毎年更新可能
手数料	年間ライセンス・フィー：無料 毎回の輸入に際する輸入許可手数料 3 S ドル
所要日数	通常、申請日の翌日にライセンスが発効される。

(b) 以下は、残留農薬以外はりんごと同じ。干し柿を含む乾燥果実に関する残留農薬基準は以下のとおり。

表 42 干し柿を含む乾燥果実の残留農薬基準

農 薬	最大残留 含有量 ppm	対象品目	農 薬	最大残留 含有量 ppm	対象品目
Azinphos-methyl	1	その他果実	Fenthion	2	柿
Chlordane	0.02	果実全般	Inorganic bromide	30	乾燥果実
Chlormequat	1	干し柿	Malathion	8	乾燥果実
Chlorpyrifos	2	乾燥果実	Paraquat	0.05	果実類全般
DDT	1	果実全般	Parathion	0.5	その他果実類
Diazinon	0.5	その他果実	Piperonyl butoxide	8	乾燥果実類
Dicofol	5	その他果実全般	Pyrethrins	1	乾燥果実類
Dieldrin	0.05	果実全般	Thiometon	1	その他果実類
EDB	0.1	果実全般	Ziram	7	果実類全般

出所: Sales of Food Act, Subsidiary Legislation, Rg 1, Food Regulations, Tenth Schedule (食品販売法、細則 1 食品規定、附表第 10 1973 年施行、2002 年最新改訂、ただし Food Regulations は 1988 年)

14.1.2 販売時の規制および手続き

りんごと同じ

14.1.3 所轄官公庁

りんごと同じ

14.1.4 業界・量販店独自の基準および手続き

りんごと同じ

14.2 表示方法

14.2.1 法律に基づく義務表示および手続き

食品販売法では、乾燥果実・野菜を含む加工食品全般で、販売前に包装された食品は、飲料も含め、適切な表示を行うことが義務付けられている。同規定では、以下の基本情報を英語で表記することを義務付けている。

表示事項

- ①名称または品種
- ②原産国
- ③輸入業者、販売業者名と住所
- ④内容量（数量、正味重量等）
- ⑤重量の降順による成分一覧表
- ⑥食品の賞味期限

14.2.2 法律に基づく任意表示および手続き
りんごと同じ

14.2.3 業界自主表示および手続き
りんごと同じ

14.3 税制度

14.3.1 関税
干し柿に対して輸入関税は課せられていない。

14.3.2 消費税
輸入業者は消費税として CIF 価額の 5%を税関に支払わなければならない。

14.3.3 その他
特にない。

14.4 国内流通・取引慣行等

14.4.1 国内マーケット事情

干し柿の国内生産はなく、すべて輸入に頼っている。輸出入統計では干し柿はその他乾燥果実（杏、スモモ、りんごを除く）に分類されているため、干し柿単体の輸入量は不明であるが、主に中国から少量輸入されている。日本からの輸入は皆無となっている。パシル・パンジャン卸売りセンターで聞いたところ、干し柿の国内需要は最近ではほとんどない。干し柿は、乾物専門店で主に取り扱われているが、商品が店舗に並ぶのは、12～2 月（日本の冬場）の一時期に限定されている。

表 43 過去 3 年間の干し柿を含むその他乾燥果実の輸入実績

	2001 年	2002 年	2003 年				
	数量	数量	数量		金額		トン当り 平均単価
1.中国	707	622	503	56.4%	1,979	42.5%	3,934
2.タイ	221	194	254	28.5%	2,053	44.1%	8,083
3.米国	95	107	50	5.6%	275	5.9%	5,500
4.香港	43	79	44	4.9%	140	3.0%	3,182
5.ベトナム	10	19	24	2.7%	83	1.8%	3,458
- 日本	-	-	-	-	-	-	-
合計	1,296	1,399	892	100.0%	4,655	100.0%	5,219

単位：数量＝トン、金額＝1,000S ドル、トン当り平均単価＝S ドル 出所：シンガポール国際企業庁

表 44 2003 年の干し柿を含むその他乾燥果実の輸入数量（月別内訳）

	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月
中国	89	9	16	12	12	13	19	22	34	42	77	157
タイ	17	5	2	7	19	16	12	21	74	5	54	22
米国	-	-	-	12	0	3	2	4	2	12	11	4
香港	17	0	4	0	1	-	0	-	-	2	4	15
ベトナム	-	-	-	-	-	-	11	-	5	-	5	2
日本	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	124	16	29	30	34	38	39	53	115	61	152	201

単位：数量＝トン

出所：シンガポール国際企業庁

14.4.2 流通経路

干し柿の流通経路は、輸入業者（＝一次卸業者）→小売店（スーパー、ウェットマーケット、果実小売店、乾物専門店等）→消費者というルートが一般的で、流通経路は極めてシンプルとなっている。

14.4.3 新規参入時の留意点

りんごと同じ

14.5 サンプル輸出の規制状況等

りんごと同じ

14.6 関連企業・団体概要・リスト

14.6.1 輸入業者

Guandong Import & Export Pte Ltd

No. 40 Hong Kong Street

Singapore 059679

TEL 65322262

FAX 65352068

ただし同社の主力製品は中国からの乾物。前述のように、干し柿の国内需要は最近ではほとんどない。

14.6.2 卸業者

同上

14.6.3 関連団体

なし

15. 長いも

15.1 輸入・販売上の規制

15.1.1 輸入の規制および手続き

残留農薬基準、病害虫規制の対象となる農薬、病害虫以外はりんごと同じ。長いもを含む芋類の規制病害虫、残留農薬基準は以下のとおり。

表 45 芋類の病害虫規制

学 名	一般名称
バクテリア	
<i>Corynebacterium sepedonicum</i>	Bacteria ring rot
真菌類	
<i>Aecidium cantensis</i>	Deforming rust
<i>Angiosorus solani</i>	Thecophora smut
<i>Phoma exigua</i> var <i>fourata</i>	Gangrene
<i>Polyscytalium pustulans</i>	Skin spot
<i>Puccinia pittieriana</i>	Common rust
<i>Synchytrium endobioticum</i>	Black wart、Black scab
害虫	
<i>Leptinotarsa decemlineata</i>	Colorado potato beetle
線虫類	
<i>Ditylenchus destructor</i>	Potato rot nematode
<i>Globodera pallida</i>	Cyst nematode

出所：Control of Plant Act, Subsidiary Legislation, Plant Importation Rules, First Schedule

(植物管理法 附表 植物輸入規定、第1表、1983年施行、2000年最新改訂、ただし、Plant Importation Rules は1994年の改訂)

表 46 芋類の残留農薬基準

農 薬	最大残留 含有量 ppm	対象品目	農 薬	最大残留 含有量 ppm	対象品目
2,4-D	0.2	芋類	Fenamiphos	0.1	芋類
Acephate	0.5	芋類	Fenitrothion	0.1	その他野菜類
Aldicarb	0.5	芋類	Fensulphothion	0.1	芋類
Aldrin	0.1	芋類	Fenthion	0.05	芋類
Asulam	0.4	芋類	Fentin	0.1	芋類
Atrazine	0.01	芋類	Heptachlor	0.05	その他野菜類
Azinphos-methyl	0.2	芋類	Inorganic bromide	20	その他野菜類全般
Benomyl	3	その他野菜類	Lindane	0.05	芋類
Captafol	0.5	芋類	Maleic hydrazide	50	芋類
Captan	20	芋類	Metalaxyl	0.1	芋類
Carbaryl	0.2	芋類	Methamidophos	0.1	芋類
Carbendazim	3	芋類	Methiocarb	0.1	野菜類全般

農 薬	最大残留 含有量 ppm	対象品目	農 薬	最大残留 含有量 ppm	対象品目
Carbofuran	0.5	芋類	Methomyl	0.1	芋類
Carbophenothion	0.02	芋類	Mevinphos	0.1	芋類
Chlordane	0.02	野菜全般	Monocrotophos	0.05	芋類
Chlorfenvinphos	0.05	芋類	Oxamyl	0.1	芋類
Chlorothalonil	0.1	芋類	Paraquat	0.2	芋類
Chlorpropham	50	芋類	Parathion	0.7	にんじんを除く 野菜類
Chlorpyrifos	0.05	芋類	Permethrin	0.05	芋類
Cyhexatin	2	その他野菜類全般	Phorate	0.05	芋類
DDT	1	野菜全般	Phosalone	0.1	芋類
Deltamethrin	0.05	その他野菜類全般	Phosmet	0.05	芋類
Diazinon	0.5	野菜類	Phosphomidon	0.05	芋類
Dichlorvos	0.5	その他野菜類全般	Piperonyl butoxide	8	生鮮野菜類
Dicofol	5	その他野菜類全般	Pirimiphos-methyl	0.05	芋類
Dieldrin	0.1	芋類	Primicarb	0.05	芋類
Dimethoate	0.05	芋類	Pyrethrins	1	生鮮野菜類
Diquat	0.2	芋類	Quintozene	0.2	芋類
Disulfoton	0.5	芋類	Thiabendazole	5	芋類
Dithiocarbamates	0.1	芋類	Thiometon	0.05	芋類
EDB	0.1	野菜類全般	Trichlorfon	0.1	その他野菜類
Endosulfan	0.2	芋類	Ziram	7	野菜類全般
Etrimfos	0.1	芋類			

出所: Sales of Food Act, Subsidiary Legislation, Rg 1, Food Regulations, Tenth Schedule (食品販売法、細則 1 食品規定、附表第 10 1973 年施行、2002 年最新改訂、ただし Food Regulations は 1988 年)

15.1.2 販売時の規制および手続き

りんごと同じ

15.1.3 所轄官公庁

りんごと同じ

15.1.4 業界・量販店独自の基準および手続き

りんごと同じ

15.2 表示方法

15.2.1 法律に基づく義務表示および手続き

りんごと同じ

15.2.2 法律に基づく任意表示および手続き

りんごと同じ

15.2.3 業界自主表示および手続き

りんごと同じ

15.3 税制度

15.3.1 関税

生鮮長いもに対して輸入関税は課せられていない。

15.3.2 消費税

輸入業者は消費税として CIF 価額の 5%を税関に支払わなければならない。

15.3.3 その他

特にない。

15.4 国内流通・取引慣行等

15.4.1 国内マーケット事情

長いもの国内生産はなく、すべて輸入に頼っている。輸出入統計では長いものはタロ芋、ヤムイモなどを含むその他芋類に分類されているため、長いも単体の輸入量は不明であるが、その他芋類全体で年間 1 万 2,000～3,000 トン（輸入金額で約 1,200 万 S ドル）が輸入され、中国産が約 7 割を占め、タイ、マレーシア、香港が次いでいる。

日本からも毎年輸入され、日系スーパーマーケットなどで小売りされているが、数量は年間 20～60 トン前後でシェアは 0.2～0.4%程度である。

スーパーマーケット、ウェットマーケットでは、一般的にばら売りまたは簡易パック入りで販売され、重量あたりの単価が表示されている。

表 47 過去 3 年間の長いもを含むその他芋類の輸入実績

	2001 年	2002 年	2003 年				
	数量	数量	数量		金額		トン当り 平均単価
1.中国	9,002	9,333	8,302	69.2%	7,909	67.9%	953
2.タイ	2,323	2,228	2,306	19.2%	2,341	20.1%	1,015
3.マレーシア	986	1,160	858	7.1%	570	4.9%	664
4.香港	814	496	322	2.7%	382	3.4%	1,186
5.インド	72	86	87		142		

7.日本	59	38	24	0.2%	161	1.4%	6,708
合計	13,309	13,426	12,004	100.0%	11,645	100.0%	970

単位：数量＝トン、金額＝1,000S ドル、トン当り平均単価＝S ドル

出所：シンガポール国際企業庁

表 48 2003 年の長いも含むその他芋類の輸入数量（月別内訳）

	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月
中国	1,058	592	684	728	490	603	630	832	577	709	673	727
タイ	214	150	168	147	195	163	201	240	210	244	190	185
マレーシア	126	79	82	70	92	59	64	57	63	57	53	57
香港	51	30	11	59	39	30	36	17	0	1	0	48
インド	9	7	9	8	7	7	7	9	7	6	6	6
日本	4	2	3	3	1	2	3	1	2	1	1	2
合計	1,472	859	960	1,033	853	873	950	1,158	865	1,021	928	1,031

単位：数量＝トン

出所：シンガポール国際企業庁

15.4.2 流通経路

りんごと同じ

15.4.3 新規参入時の留意点

りんごと同じ

15.5 サンプル輸出の規制状況等

りんごと同じ

15.6 関連企業・団体概要・リスト

15.6.1 輸入業者

りんごと同じ

15.6.2 卸業者

りんごと同じ

15.6.3 関連団体

りんごと同じ

16. タマネギ

16.1 輸入・販売上の規制

16.1.1 輸入の規制および手続き

残留農薬基準、病害虫規制の対象となる農薬、病害虫以外はりごとと同じ。

表 49 タマネギの病害虫規制

学 名	一 般 名 称
線虫類	
Meloidogyne naasi	Root knot nematode
Merlinius brevidens	-
Pratylenchus thornei	Lesion nematode

出所：Control of Plant Act, Subsidiary Legislation, Plant Importation Rules, First Schedule

(植物管理法 附表 植物輸入規定、第 1 表、1983 年施行、2000 年最新改訂、ただし、Plant Importation Rules は 1994 年の改訂)

表 50 タマネギの残留農薬基準

農 薬	最大残留 含有量 ppm	対象品目	農 薬	最大残留 含有量 ppm	対象品目
Aldicarb	0.05	タマネギ	Fenamiphos	0.05	タマネギ
Aldrin	0.1	タマネギ	Fenitrothion	0.05	タマネギ
Azinphos-methyl	0.5	野菜類	Fensulphothion	0.1	タマネギ
Benomyl	0.1	タマネギ	Fenthion	0.1	タマネギ
Bromophos	0.5	タマネギ	Folpet	2	タマネギ
Captafol	0.5	タマネギ	Heptachlor	0.05	その他野菜類
Carbendazim	0.1	タマネギ	Inorganic bromide	20	その他野菜類全般
Carbofuran	0.1	タマネギ	Iprodione	0.1	タマネギ
Chlordane	0.02	野菜全般	Maleic hydrazide	15	タマネギ
Chlorfenvinphos	0.05	タマネギ	Metalaxyl	0.05	タマネギ
Chlorothalonil	7	タマネギ	Methiocarb	0.1	野菜類全般
Chlorpyrifos	0.05	タマネギ	Mevinphos	0.1	タマネギ
Cyhexatin	2	その他野菜類全般	Monocrotophos	0.1	タマネギ
Cypermethrin	0.1	タマネギ	Oxamyl	0.05	タマネギ
DDT	1	野菜全般	Paraquat	0.05	野菜類全般
Deltamethrin	0.05	その他野菜類全般	Parathion	0.7	にんじんを除く 野菜類
Diazinon	0.5	野菜類	Piperonyl butoxide	8	生鮮野菜類
Dichlorvos	0.5	その他野菜類全般	Primicarb	0.5	タマネギ
Dicofol	5	その他野菜類全般	Pyrethrins	1	生鮮野菜類
Dieldrin	0.1	タマネギ	Quintozone	0.2	タマネギ
Dimethoate	2	その他野菜類全般	Thiabendazole	0.1	タマネギ
Disulfoton	0.5	野菜類全般	Thiophanate-methyl	0.1	タマネギ

農 薬	最大残留 含有量 ppm	対象品目	農 薬	最大残留 含有量 ppm	対象品目
EDB	0.1	野菜類全般	Thiram	7	タマネギ
Endosulfan	0.2	タマネギ	Trichlorfon	0.1	その他野菜類
Ethion	1	タマネギ	Ziram	7	野菜類全般
Etrimfos	0.1	タマネギ			

出所: Sales of Food Act, Subsidiary Legislation, Rg 1, Food Regulations, Tenth Schedule (食品販売法、細則 1 食品規定、附表第 10 1973 年施行、2002 年最新改訂、ただし Food Regulations は 1988 年)

16.1.2 販売時の規制および手続き

りんごと同じ

16.1.3 所轄官公庁

りんごと同じ

16.1.4 業界・量販店独自の基準および手続き

りんごと同じ

16.2 表示方法

16.2.1 法律に基づく義務表示および手続き

りんごと同じ

16.2.2 法律に基づく任意表示および手続き

りんごと同じ

16.2.3 業界自主表示および手続き

りんごと同じ

16.3 税制度

16.3.1 関税

生鮮タマネギに対して輸入関税は課せられていない。

16.3.2 消費税

輸入業者は消費税として CIF 価額の 5% を税関に支払わなければならない。

16.3.3 その他

特にない。

16.4 国内流通・取引慣行等

16.4.1 国内マーケット事情

タマネギの国内生産はなく、すべて輸入に頼っている。年間 4 万トン（輸入金額で 2,000 万 S ドル弱）前後が輸入され、インド産が 5 割強を占め、マレーシア、中国、オランダ、ニュージーランド、タイ産が次いでいる。近年、特にインド産がシェアを伸ばしつつあり、その他の主要輸入先からの数量は減少または横這い傾向にある。

日本からも毎年輸入され、日系スーパーマーケットで小売りされているが、数量は年間 20～80 トン前後でシェアは 0.1～0.2%程度である。

主要輸入先であるインド、マレーシアからは黄タマネギを中心に年間を通して平均的に輸入されている。オランダ、ニュージーランドから輸入されている品種は主にシャロットである。

スーパーマーケット、ウェットマーケットでは、一般的にばら売りまたは簡易パック入りで販売され、重量あたりの単価が表示されている。

表 51 過去 3 年間のタマネギの輸入実績

	2001 年	2002 年	2003 年				
	数量	数量	数量		金額		トン当り 平均単価
1.インド	17,727	19,617	20,017	52.4%	6,524	37.5%	326
2.マレーシア	5,967	8,319	5,930	15.5%	4,453	25.6%	751
3.中国	4,065	2,316	4,570	12.0%	1,852	10.6%	405
4.オランダ	5,359	3,246	3,703	9.7%	1,875	10.8%	506
5.ニュージーランド	2,385	3,243	2,127	5.6%	1,147	6.6%	539
11.日本	32	77	24	0.1%	124	0.7%	5,167
合計	43,663	43,032	38,208	100.0%	17,418	100.0%	456

単位：数量＝トン、金額＝1,000S ドル、トン当り平均単価＝S ドル

出所：シンガポール国際企業庁

表 52 2003 年のタマネギの輸入数量（月別内訳）

	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月
インド	1,577	1,909	1,750	1,735	2,155	1,592	1,209	1,555	1,489	1,972	1,409	1,665
マレーシア	576	441	509	607	475	438	507	475	447	442	412	599
中国	121	34	26	20	64	274	1,058	788	664	682	467	373
オランダ	666	740	468	207	30	76	25	51	515	319	272	335
NZ	-	-	135	701	580	369	213	65	18	16	13	17
日本	1	1	2	2	2	2	2	1	2	6	2	1
合計	3,068	3,312	3,171	3,446	3,521	3,033	3,149	2,964	3,179	3,573	2,693	3,099

単位：数量＝トン

出所：シンガポール国際企業庁

16.4.2 流通経路

りんごと同じ

16.4.3 新規参入時の留意点

りんごと同じ

16.5 サンプル輸出の規制状況等

りんごと同じ

16.6 関連企業・団体概要・リスト

16.6.1 輸入業者

りんごと同じ

16.6.2 卸業者

りんごと同じ

16.6.3 関連団体

りんごと同じ

17. ニンニク

17.1 輸入・販売上の規制

17.1.1 輸入の規制および手続き

残留農薬基準、病害虫規制の対象となる農薬、病害虫以外はりんごと同じ。ニンニクに関する規制病害虫は *Merlinius brevidens* のみである。

表 53 ニンニクの残留農薬基準

農 薬	最大残留含有量 ppm	対象品目	農 薬	最大残留含有量 ppm	対象品目
Azinphos-methyl	0.5	野菜類	Ethion	1	ニンニク
Benomyl	3	その他野菜類	Fenitrothion	0.1	その他の野菜類
Chlordane	0.02	野菜全般	Heptachlor	0.05	その他野菜類
Cyhexatin	2	その他野菜類全般	Inorganic bromide	20	その他野菜類全般
DDT	1	野菜全般	Iprodione	0.1	ニンニク
Deltamethrin	0.05	その他野菜類全般	Methiocarb	0.1	野菜類全般
Diazinon	0.5	野菜類	Paraquat	0.05	野菜類全般
Dichlorvos	0.5	その他野菜類全般	Parathion	0.7	にんじんを除く野菜類
Dicofol	5	その他野菜類全般	Piperonyl butoxide	8	生鮮野菜類
Dimethoate	2	その他野菜類全般	Pyrethrins	1	生鮮野菜類
Diquat	0.05	その他野菜類	Thiometon	1	その他野菜類
Disulfoton	0.5	野菜類全般	Trichlorfon	0.1	その他野菜類
EDB	0.1	野菜類全般	Ziram	7	野菜類全般
Endosulfan	2	その他野菜類全般			

出所: Sales of Food Act, Subsidiary Legislation, Rg 1, Food Regulations, Tenth Schedule (食品販売法、細則 1 食品規定、附表第 10 1973 年施行、2002 年最新改訂、ただし Food Regulations は 1988 年)

17.1.2 販売時の規制および手続き

りんごと同じ

17.1.3 所轄官公庁

りんごと同じ

17.1.4 業界・量販店独自の基準および手続き

りんごと同じ

17.2 表示方法

17.2.1 法律に基づく義務表示および手続き

りんごと同じ

17.2.2 法律に基づく任意表示および手続き
りんごと同じ

17.2.3 業界自主表示および手続き
りんごと同じ

17.3 税制度

17.3.1 関税
生鮮ニンニクに対して輸入関税は課せられていない。

17.3.2 消費税
輸入業者は消費税として CIF 価額の 5%を税関に支払わなければならない。

17.3.3 その他
特になし。

17.4 国内流通・取引慣行等

17.4.1 国内マーケット事情

ニンニクの国内生産はなく、すべて輸入に頼っている。年間 1 万 5,000 トン（輸入金額で 1,000 万 S ドル強）前後が輸入され、中国産が約 8 割、マレーシア産が 2 割を占める。少量ながらミャンマー、ベトナムからも輸入されている。日本からの輸入は皆無である。

年間を通して平均的に中国、マレーシアから輸入されている。

スーパーマーケット、ウェットマーケットでは、一般的にばら売りまたは簡易パック入りで販売され、重量あたりの単価が表示されている。

表 54 過去 3 年間のニンニクの輸入実績

	2001 年	2002 年	2003 年				
	数量	数量	数量		金額		トン当り 平均単価
1.中国	10,197	11,921	10,539	84.3%	6,546	78.6%	621
2.マレーシア	4,212	2,652	1,694	13.6%	1,636	19.6%	966
3.ミャンマー	351	-	136	1.1%	75	0.9%	551
4.ベトナム	-	-	26	0.2%	12	0.1%	462
-.日本	-	-	-	-	-	-	-
合計	15,370	14,657	12,497	100.0%	8,330	100.0%	667

単位：数量＝トン、金額＝1,000S ドル、トン当り平均単価＝S ドル

出所：シンガポール国際企業庁

表 55 2003 年のニンニクの輸入数量（月別内訳）

	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月
中国	880	629	787	907	957	650	924	1,014	1,088	1,023	841	840
マレーシア	155	122	139	112	137	124	136	129	136	203	131	170
ミャンマー	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	44	92
ベトナム	26	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
日本	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	1,062	751	926	1,021	1,095	775	1,061	1,143	1,295	1,270	998	1,101

単位：数量＝トン

出所：シンガポール国際企業庁

17.4.2 流通経路

りんごと同じ

17.4.3 新規参入時の留意点

りんごと同じ

17.5 サンプル輸出の規制状況等

りんごと同じ

17.6 関連企業・団体概要・リスト

17.6.1 輸入業者

りんごと同じ

17.6.2 卸業者

りんごと同じ

17.6.3 関連団体

りんごと同じ

18. ねぎ

18.1 輸入・販売上の規制

18.1.1 輸入の規制および手続き

残留農薬基準、病害虫規制の対象となる農薬、病害虫以外はりんごと同じ。ねぎについては規制病害虫はない。

表 56 ねぎの残留農薬基準

農 薬	最大残留 含有量 ppm	対象品目	農 薬	最大残留 含有量 ppm	対象品目
Azinphos-methyl	0.5	野菜類	Etrimfos	0.1	ねぎ
Bromophos	2	ねぎ	Fenitrothion	0.2	ねぎ
Chlordane	0.02	野菜全般	Heptachlor	0.05	その他野菜類
Chlorfenvinphos	0.05	ねぎ	Inorganic bromide	20	その他野菜類全般
Cyhexatin	2	その他野菜類全般	Methiocarb	0.1	野菜類全般
Cypermethrin	0.5	ねぎ	Paraquat	0.05	野菜類全般
DDT	1	野菜全般	Parathion	0.7	にんじんを除く 野菜類
Deltamethrin	0.05	その他野菜類全般	Permethrin	0.5	ねぎ
Diazinon	0.5	野菜類	Piperonyl butoxide	8	生鮮野菜類
Dichlorvos	0.5	その他野菜類全般	Pirimiphos-methyl	1	ねぎ
Dicofol	5	その他野菜類全般	Primicarb	0.5	ねぎ
Dimethoate	2	その他野菜類全般	Pyrethrins	1	生鮮野菜類
Diquat	0.05	その他野菜類	Thiometon	1	その他野菜類
Disulfoton	0.5	野菜類全般	Triadimeforn	0.1	ねぎ
EDB	0.1	野菜類全般	Trichlorfon	0.1	その他野菜類
Endosulfan	2	その他野菜類全般	Ziram	7	野菜類全般

出所: Sales of Food Act, Subsidiary Legislation, Rg 1, Food Regulations, Tenth Schedule (食品販売法、細則 1 食品規定、附表第 10 1973 年施行、2002 年最新改訂、ただし Food Regulations は 1988 年)

18.1.2 販売時の規制および手続き

りんごと同じ

18.1.3 所轄官公庁

りんごと同じ

18.1.4 業界・量販店独自の基準および手続き

りんごと同じ

18.2 表示方法

18.2.1 法律に基づく義務表示および手続き
りんごと同じ

18.2.2 法律に基づく任意表示および手続き
りんごと同じ

18.2.3 業界自主表示および手続き

18.3 税制度

18.3.1 関税
生鮮ねぎに対して輸入関税は課せられていない。

18.3.2 消費税
輸入業者は消費税として CIF 価額の 5% を税関に支払わなければならない。

18.3.3 その他
特になし。

18.4 国内流通・取引慣行等

18.4.1 国内マーケット事情

ねぎの国内生産はなく、すべて輸入に頼っている。年間 5,000～7,000 トン（輸入金額で約 600 万 S ドル）が輸入され、中国産が 6 割強を占め、マレーシア、タイ産が次いでいる。

日本からも毎年輸入され、日系スーパーマーケットで小売りされているが、数量は年間 7～15 トン前後でシェアは 0.1～0.2% 程度である。

年間を通して平均的に輸入されている。

スーパーマーケット、ウェットマーケットでは、一般的にばら売り入りで販売され、重量あたりの単価が表示されている。一般に、スーパーマーケット、ウェットマーケットで販売されているねぎは、日本のねぎよりもかなり大きく、「リーク」と呼ばれている。また、日本のあさつきに近い、小さな細いねぎは、Spring Onion と呼ばれている。

表 57 過去 3 年間のねぎの輸入実績

	2001 年	2002 年	2003 年				
	数量	数量	数量		金額		トン当り 平均単価
1.中国	2,977	2,996	2,593	50.0%	3,581	62.5%	1,381
2.マレーシア	3,766	3,494	2,044	39.4%	1,285	22.4%	629
3.タイ	174	403	284	5.5%	292	5.1%	1,028
4.香港	54	91	195	3.8%	251	4.4%	1,287
5オーストラリア	78	97	59	1.1%	193	3.4%	3,271
6.日本	15	11	7	0.1%	68	1.2%	9,714
合計	7,085	7,114	5,191	100.0%	5,730	100.0%	1,104

単位：数量＝トン、金額＝1,000S ドル、トン当り平均単価＝S ドル 出所：シンガポール国際企業庁

表 58 2003 年のねぎの輸入数量（月別内訳）

	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月
中国	716	177	187	286	154	143	140	134	91	135	212	217
マレーシア	190	144	167	153	181	158	180	179	189	182	165	156
タイ	32	21	21	15	22	22	24	21	22	31	24	29
香港	54	25	1	20	6	0	20	19	-	-	0	48
オーストラリア	4	2	1	3	3	2	8	8	9	14	4	2
日本	1	0	1	1	0	1	1	1	1	0	0	1
合計	999	370	379	479	368	328	373	361	312	363	406	453

単位：数量＝トン

出所：シンガポール国際企業庁

18.4.2 流通経路

りんごと同じ

18.4.3 新規参入時の留意点

りんごと同じ

18.5 サンプル輸出の規制状況等

りんごと同じ

18.6 関連企業・団体概要・リスト

18.6.1 輸入業者

りんごと同じ

18.6.2 卸業者

りんごと同じ

18.6.3 関連団体

りんごと同じ

19. にんじん

19.1 輸入・販売上の規制

19.1.1 輸入の規制および手続き

残留農薬基準、病虫害規制の対象となる農薬、病虫害以外はりんごと同じ。にんじんに
関する規制病虫害と残留農薬基準は以下のとおり。

表 59 にんじんの病虫害規制

学名	一般名称
菌類	
Ditylenchus destructor	Potato rot nematode
Heterodera carotae	Cyst carrot
Heterodera cyperi	Cyst nematode
Longidorus attenuatus	Needle nematode
Merlinius brevidens	-
Nacobbus aberrans	False root knot

出所：Control of Plant Act, Subsidiary Legislation, Plant Importation Rules, First Schedule（植物管理法 附表
植物輸入規定、第1表、1983年施行、2000年最新改訂、ただし、Plant Importation Rules は1994年の改訂）

表 60 にんじんの残留農薬基準

農 薬	最大残留 含有量 ppm	対象品目	農 薬	最大残留 含有量 ppm	対象品目
Aldrin	0.1	にんじん	Endosulfan	0.2	にんじん
Azinphos-methyl	0.5	野菜類	Fenamiphos	0.2	にんじん
Benomyl	5	にんじん	Fenitrothion	0.1	その他の野菜類
Bromophos	2	にんじん	Fentin	0.2	にんじん
Captafol	0.5	にんじん	Heptachlor	0.05	その他野菜類
Carbaryl	2	にんじん	Heptachlor	0.2	にんじん
Carbendazim	5	にんじん	Inorganic bromide	20	その他野菜類 全般
Carbofuran	0.5	にんじん	Lindane	0.2	にんじん
Chlordane	0.02	野菜全般	Methiocarb	0.1	野菜類全般
Chlorfenvinphos	0.4	にんじん	Mevinphos	0.1	にんじん
Chlorothalonil	1	にんじん	Monocrotophos	0.05	にんじん
Chlorpyrifos	0.5	にんじん	Oxamyl	0.1	にんじん
Cyhexatin	2	その他野菜類全般	Paraquat	0.05	野菜類全般
DDT	1	野菜全般	Parathion	0.5	にんじん
Deltamethrin	0.05	その他野菜類全般	Permethrin	0.1	にんじん
Diazinon	0.5	野菜類	Phorate	0.5	にんじん
Dichlorvos	0.5	その他野菜類全般	Phosphomidon	0.2	にんじん
Dicofol	5	その他野菜類全般	Piperonyl butoxide	8	生鮮野菜類
Dieldrin	0.1	にんじん	Pirimiphos-methyl	1	にんじん
Dimethoate	2	その他野菜類全般	Pyrethrins	1	生鮮野菜類

農 薬	最大残留 含有量 ppm	対象品目	農 薬	最大残留 含有量 ppm	対象品目
Diquat	0.05	その他野菜類	Thiometon	0.05	にんじん
Disulfoton	0.5	野菜類全般	Thiophanate-methyl	5	にんじん
Dithiocarbamates	0.5	にんじん	Trichlorfon	0.05	にんじん
EDB	0.1	野菜類全般	Ziram	7	野菜類全般

出所: Sales of Food Act, Subsidiary Legislation, Rg 1, Food Regulations, Tenth Schedule (食品販売法、細則 1 食品規定、附表第 10 1973 年施行、2002 年最新改訂、ただし Food Regulations は 1988 年)

19.1.2 販売時の規制および手続き

りんごと同じ

19.1.3 所轄官公庁

りんごと同じ

19.1.4 業界・量販店独自の基準および手続き

りんごと同じ

19.2 表示方法

19.2.1 法律に基づく義務表示および手続き

りんごと同じ

19.2.2 法律に基づく任意表示および手続き

りんごと同じ

19.2.3 業界自主表示および手続き

りんごと同じ

19.3 税制度

19.3.1 関税

生鮮にんじんに対して輸入関税は課せられていない。

19.3.2 消費税

輸入業者は消費税として CIF 価額の 5% を税関に支払わなければならない。

19.3.3 その他

特にない。

19.4 国内流通・取引慣行等

19.4.1 国内マーケット事情

にんじんの国内生産はなく、すべて輸入に頼っている。年間 1 万 5,000～7,000 トン（輸入金額で約 1,500 万 S ドル）が輸入され、オーストラリア産が 8 割強を占め、中国、ニュージーランド、マレーシア、米国産が次いでいる。近年、特に中国産がシェアを伸ばしつつあり、その他の主要輸入先からの数量は減少または横這い傾向にある。

日本からも毎年輸入され、日系スーパーマーケットで小売りされているが、数量は年間 5～25 トン前後でシェアは 0.1～0.2% 程度である。

年間を通してほぼ平均的に輸入されている。

スーパーマーケット、ウェットマーケットでは、中国・マレーシア産はばら売り、オーストラリア・ニュージーランド・米国産は簡易パック入りで販売され、重量またはパックあたりの単価が表示されている。

表 61 過去 3 年間のにんじんの輸入実績

	2001 年	2002 年	2003 年				
	数量	数量	数量		金額		トン当り 平均単価
1.豪州	11,472	13,052	13,749	81.1%	12,305	80.2%	895
2.中国	648	845	1,388	8.2%	732	4.8%	527
3.ニュージーランド	2,593	2,273	1,230	7.3%	1,102	7.2%	896
4.マレーシア	-	485	341	2.0%	273	1.8%	801
5.米国	139	147	144	0.8%	430	2.8%	2,986
7.日本	25	16	8	0.0%	24	0.2%	3,000
合計	14,958	16,852	16,950	100.0%	15,337	100.0%	905

単位：数量＝トン、金額＝1,000S ドル、トン当り平均単価＝S ドル

出所：シンガポール国際企業庁

表 62 2003 年のにんじんの輸入数量（月別内訳）

	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月
豪州	1,379	969	1,123	927	1,164	996	1,129	980	1,178	1,394	1,234	1,275
中国	69	21	63	67	35	162	283	231	56	22	184	195
NZ	-	100	177	180	282	271	194	26	-	-	-	-
マレーシア	70	58	57	71	33	6	6	8	8	7	9	8
米国	5	12	29	10	12	17	7	15	5	10	11	11
日本	2	1	-	2	1	1	1	-	-	-	-	-
合計	1,541	1,161	1,450	1,257	1,528	1,456	1,623	1,262	1,257	1,440	1,445	1,524

単位：数量＝トン

出所：シンガポール国際企業庁

19.4.2 流通経路

りんごと同じ

19.4.3 新規参入時の留意点

りんごと同じ

19.5 サンプル輸出の規制状況等

りんごと同じ

19.6 関連企業・団体概要・リスト

19.6.1 輸入業者

りんごと同じ

19.6.2 卸業者

りんごと同じ

19.6.3 関連団体

りんごと同じ

20. きゅうり

20.1 輸入・販売上の規制

20.1.1 輸入の規制および手続き

残留農薬基準、病害虫規制の対象となる農薬、病害虫以外はりんごと同じ。きゅうりに関する規制病害虫と残留農薬基準は以下のとおり。

表 63 きゅうりの規制病害虫

学名	一般名称
線虫類	
Hericycliophora arenaria	Sheath nematode
Merlinius brevidens	-
Nacobbus aberrans	False root knot

出所：Control of Plant Act, Subsidiary Legislation, Plant Importation Rules, First Schedule（植物管理法 附表 植物輸入規定、第1表、1983年施行、2000年最新改訂、ただし、Plant Importation Rules は1994年の改訂）

表 64 きゅうりの残留農薬基準

農 薬	最大残留 含有量 ppm	対象品目	農 薬	最大残留 含有量 ppm	対象品目
Aldrin	0.1	きゅうり	Fenbutatin-oxide	1	きゅうり
Azinphos-methyl	0.5	野菜類	Fenitrothion	0.05	きゅうり
Benomyl	3	その他野菜類	Fenvalerate	0.2	きゅうり
Bromophos	0.1	きゅうり	Folpet	2	きゅうり
Captafol	2	きゅうり	Heptachlor	0.05	その他野菜類
Captan	10	きゅうり	Imazalil	0.5	きゅうり
Carbaryl	3	きゅうり	Inorganic bromide	50	きゅうり
Carbendazim	0.5	きゅうり	Iprodione	5	きゅうり
Chlordane	0.02	野菜全般	Metalaxyl	0.5	きゅうり
Chlorothalonil	7	きゅうり	Methamidophos	0.5	きゅうり
Cyhexatin	0.5	きゅうり	Methiocarb	0.1	野菜類全般
Cypermethrin	0.2	きゅうり	Methomyl	0.5	きゅうり
DDT	1	野菜全般	Mevinphos	0.2	きゅうり
Deltamethrin	0.05	その他野菜類全般	Oxamyl	0.5	きゅうり
Diazinon	0.5	野菜類	Paraquat	0.05	野菜類全般
Dichlorvos	0.5	その他野菜類全般	Parathion	0.7	にんじんを除く 野菜類
Dicofol	2	きゅうり	Permethrin	0.5	きゅうり
Dieldrin	0.1	きゅうり	Phosalone	2	きゅうり
Dimethoate	2	その他野菜類全般	Phosphomidon	0.1	きゅうり
Dinocap	0.1	きゅうり	Piperonyl butoxide	8	生鮮野菜類
Diquat	0.05	その他野菜類	Pirimiphos-methyl	1	きゅうり
Disulfoton	0.5	野菜類全般	Pyrethrins	1	生鮮野菜類
Dithiocarbamates	0.5	きゅうり	Thiometon	1	その他野菜類

農 薬	最大残留 含有量 ppm	対象品目	農 薬	最大残留 含有量 ppm	対象品目
EDB	0.1	野菜類全般	Thiophanate-methyl	0.5	きゅうり
Endosulfan	2	その他野菜類全般	Triadimeforn	0.2	きゅうり
Ethion	0.5	きゅうり	Trichlorfon	0.1	その他野菜類
Etrimfos	0.1	きゅうり	Ziram	7	野菜類全般

出所: Sales of Food Act, Subsidiary Legislation, Rg 1, Food Regulations, Tenth Schedule (食品販売法、細則 1 食品規定、附表第 10 1973 年施行、2002 年最新改訂、ただし Food Regulations は 1988 年)

20.1.2 販売時の規制および手続き

りんごと同じ

20.1.3 所轄官公庁

りんごと同じ

20.1.4 業界・量販店独自の基準および手続き

りんごと同じ

20.2 表示方法

20.2.1 法律に基づく義務表示および手続き

りんごと同じ

20.2.2 法律に基づく任意表示および手続き

りんごと同じ

20.2.3 業界自主表示および手続き

りんごと同じ

20.3 税制度

20.3.1 関税

生鮮きゅうりに対して輸入関税は課せられていない。

20.3.2 消費税

輸入業者は消費税として CIF 価額の 5% を税関に支払わなければならない。

20.3.3 その他

特にない。

20.4 国内流通・取引慣行等

20.4.1 国内マーケット事情

きゅうりの国内生産はなく、すべて輸入に頼っている。年間 2 万 2,000～3,000 トン（輸入金額で 600 万 S ドル弱）が輸入され、マレーシア産が 95%強を占め、残りはタイ、インドからである。日本からの輸入は僅かで、日系スーパーマーケットで販売されている。

当地で販売されているマレーシア産きゅうりは大型でいぼのない品種が一般的である。スーパーマーケット、ウェットマーケットでは、一般的にばら売りまたは簡易パック入りで販売され、重量あたりの単価が表示されている。

表 65 過去 3 年間のきゅうりの輸入実績

	2001 年	2002 年	2003 年				
	数量	数量	数量		金額		トン当り 平均単価
1.マレーシア	23,611	22,435	22,465	97.8%	5,328	92.5%	237
2.タイ	245	341	433	1.9%	222	3.9%	513
3.インド	25	32	40	0.2%	86	1.5%	2,150
4.豪州	21	-	12	0.1%	50	0.9%	4,167
5.日本	10	-	1	0.0%	9	0.2%	9,000
合計	23,921	22,830	22,967	100.0%	5,761	100.0%	251

単位：数量＝トン、金額＝1,000S ドル、トン当り平均単価＝S ドル 出所：シンガポール国際企業庁

表 66 2003 年のきゅうりの輸入数量（月別内訳）

	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月
マレーシア	2,003	1,627	2,017	2,012	1,866	1,732	1,776	1,997	1,879	1,920	1,820	1,817
タイ	33	39	47	26	36	28	61	33	38	31	28	31
インド	-	-	11	5	4	4	3	4	3	3	2	3
豪州	2	1	1	1	0	0	-	-	1	-	-	2
日本	1	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	2,043	1,671	2,073	2,048	1,910	1,764	1,842	2,035	1,921	1,955	1,851	1,853

単位：数量＝トン 出所：シンガポール国際企業庁

20.4.2 流通経路

りんごと同じ

20.4.3 新規参入時の留意点

りんごと同じ

20.5 サンプル輸出の規制状況等

りんごと同じ

20.6 関連企業・団体概要・リスト

20.6.1 輸入業者

りんごと同じ

20.6.2 卸業者

りんごと同じ

20.6.3 関連団体

りんごと同じ

21. レタス

21.1 輸入・販売上の規制

21.1.1 輸入の規制および手続き

残留農薬基準、病害虫規制の対象となる農薬、病害虫以外はりんごと同じ。レタスに関する規制病害虫は、*Nacobbus aberrans* (一般名称 False root knot)のみである。残留農薬基準は以下のとおり。

表 67 レタスの残留農薬基準

農 薬	最大残留 含有量 ppm	対象品目	農 薬	最大残留 含有量 ppm	対象品目
Acephate	10	レタス	Fenamiphos	0.2	レタス
Aldrin	0.1	レタス	Fenitrothion	2	レタス
Azinphos-methyl	0.5	野菜類	Fenthion	2	レタス
Benomyl	5	レタス	Fenvalerate	5	レタス
Bromophos	2	レタス	Folpet	15	レタス
Captan	10	レタス	Heptachlor	0.05	その他野菜類
Carbaryl	10	葉菜類	Inorganic bromide	100	レタス
Carbendazim	5	レタス	Iprodione	5	レタス
Carbofuran	0.1	レタス	Lindane	3	レタス
Chlordane	0.02	野菜全般	Malathion	8	レタス
Chlorothalonil	10	レタス	Metalaxyl	2	レタス
Chlorpyrifos	0.1	レタス	Methamidophos	1	レタス
Chlorpyrifosmethyl	0.1	レタス	Methiocarb	0.1	野菜類全般
Cyhexatin	2	その他野菜類全般	Methomyl	5	レタス
Cypermethrin	2	レタス	Mevinphos	0.5	レタス
DDT	1	野菜全般	Paraquat	0.05	野菜類全般
Deltamethrin	0.05	その他野菜類全般	Parathion	0.7	にんじんを除く 野菜類
Demeton	0.5	レタス	Permethrin	5	レタス
Diazinon	0.5	野菜類	Phorate	0.2	レタス
Dichlorvos	1	レタス	Phosalone	2	レタス
Dicofol	5	その他野菜類全般	Phosphomidon	0.1	レタス
Dieldrin	0.1	レタス	Piperonyl butoxide	8	生鮮野菜類
Dimethoate	2	その他野菜類全般	Primicarb	1	レタス
Diquat	0.05	その他野菜類	Pyrethrins	1	生鮮野菜類
Disulfoton	0.5	野菜類全般	Quintozene	0.3	レタス
Dithiocarbamates	1	レタス	Thiometon	0.5	レタス
EDB	0.1	野菜類全般	Thiophanate-methyl	5	レタス
Endosulfan	2	その他野菜類全般	Trichlorfon	0.1	その他野菜類
Etrinfos	0.5	レタス	Ziram	7	野菜類全般

出所: Sales of Food Act, Subsidiary Legislation, Rg 1, Food Regulations, Tenth Schedule (食品販売法、細則 1 食品規定、附表第 10 1973 年施行、2002 年最新改訂、ただし Food Regulations は 1988 年)

21.1.2 販売時の規制および手続き

りんごと同じ

21.1.3 所轄官公庁

りんごと同じ

21.1.4 業界・量販店独自の基準および手続き

りんごと同じ

21.2 表示方法

21.2.1 法律に基づく義務表示および手続き

りんごと同じ

21.2.2 法律に基づく任意表示および手続き

りんごと同じ

21.2.3 業界自主表示および手続き

りんごと同じ

21.3 税制度

21.3.1 関税

生鮮レタスに対して輸入関税は課せられていない。

21.3.2 消費税

輸入業者は消費税として CIF 価額の 5% を税関に支払わなければならない。

21.3.3 その他

特にない。

21.4 国内流通・取引慣行等

21.4.1 国内マーケット事情

レタスは一部国内で生産されているが、大半を輸入に頼っている。年間 1 万トン（輸入金額で 1,500 万 S ドル強）前後が輸入され、米国産が 5 割強を占め、マレーシア、オース

トラリア、中国、台湾産が次いでいる。近年、特にマレーシア産がシェアを伸ばしつつあり、その他の主要輸入先からの数量は減少または横這い傾向にある。日本からの輸入は皆無である。

国産のレタスは水耕栽培によるものが多く、結球レタスの一部であるサラダ菜が一般的である。米国、オーストラリアから輸入されている品種はサニーレタス、グリーンレタスである。

スーパーマーケット、ウェットマーケットでは、一般的にばら売りまたは簡易パック入りで販売され、重量あたりの単価が表示されている。

表 68 過去 3 年間のレタスの輸入実績

	2001 年	2002 年	2003 年				
	数量	数量	数量		金額		トン当り 平均単価
1.米国	5,027	5,227	4,577	43.7%	6,979	46.0%	1,525
2.マレーシア	2,963	2,942	3,004	28.7%	2,648	17.5%	881
3.中国	773	1,184	1,391	13.3%	1,552	10.2%	1,116
4.オーストラリア	1,231	1,026	802	7.6%	2,869	18.9%	3,577
5.台湾	-	244	352	3.4%	389	2.6%	1,105
-.日本	-	-	-	-	-	-	-
合計	10,400	11,097	10,484	100.0%	15,167	100.0%	1,447

単位：数量＝トン、金額＝1,000S ドル、トン当り平均単価＝S ドル 出所：シンガポール国際企業庁

表 69 2003 年のレタスの輸入数量（月別内訳）

	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月
米国	342	287	466	365	321	456	427	550	412	518	306	128
マレーシア	305	284	277	174	186	207	258	307	318	284	213	192
中国	155	55	17	35	172	47	71	28	6	90	214	471
オーストラリア	74	57	57	98	54	52	64	78	42	56	68	103
台湾	140	56	130	19	6	-	-	-	-	-	-	-
日本	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	1,074	805	997	725	768	788	844	979	791	967	817	930

単位：数量＝トン

出所：シンガポール国際企業庁

21.4.2 流通経路

りんごと同じ

21.4.3 新規参入時の留意点

りんごと同じ

21.5 サンプル輸出の規制状況等

りんごと同じ

21.6 関連企業・団体概要・リスト

21.6.1 輸入業者

りんごと同じ

21.6.2 卸業者

りんごと同じ

21.6.3 関連団体

りんごと同じ

2 2. ごぼう

22.1 輸入・販売上の規制

22.1.1 輸入の規制および手続き

残留農薬基準、病虫害規制の対象となる農薬、病虫害以外はりんごと同じ。ごぼうに関する規制病虫害はない。残留農薬基準は以下のとおり。

表 70 ごぼうの残留農薬基準

農 薬	最大残留 含有量 ppm	対象品目	農 薬	最大残留 含有量 ppm	対象品目
Azinphos-methyl	0.5	野菜類	Endosulfan	2	その他野菜類全般
Benomyl	3	その他野菜類	Fenitrothion	0.1	その他の野菜類
Carbaryl	2	ごぼう	Fenvalerate	0.05	ごぼう
Chlordane	0.02	野菜全般	Heptachlor	0.05	その他野菜類
Cyhexatin	2	その他野菜類全般	Inorganic bromide	20	その他野菜類全般
Cypermethrin	0.05	ごぼう	Methiocarb	0.1	野菜類全般
DDT	1	野菜全般	Paraquat	0.05	野菜類全般
Deltamethrin	0.01	ごぼう	Parathion	0.7	にんじんを除く 野菜類
Diazinon	0.5	野菜類	Phosphomidon	0.05	ごぼう
Dichlorvos	0.5	その他野菜類全般	Piperonyl butoxide	8	生鮮野菜類
Dicofol	5	その他野菜類全般	Pyrethrins	1	生鮮野菜類
Dimethoate	2	その他野菜類全般	Thiometon	1	その他野菜類
Diquat	0.05	その他野菜類	Trichlorfon	0.1	その他野菜類
Disulfoton	0.5	野菜類全般	Ziram	7	野菜類全般
EDB	0.1	野菜類全般			

出所: Sales of Food Act, Subsidiary Legislation, Rg 1, Food Regulations, Tenth Schedule (食品販売法、細則 1 食品規定、附表第 10 1973 年施行、2002 年最新改訂、ただし Food Regulations は 1988 年)

22.1.2 販売時の規制および手続き

りんごと同じ

22.1.3 所轄官公庁

りんごと同じ

22.1.4 業界・量販店独自の基準および手続き

りんごと同じ

22.2 表示方法

22.2.1 法律に基づく義務表示および手続き
りんごと同じ

22.2.2 法律に基づく任意表示および手続き
りんごと同じ

22.2.3 業界自主表示および手続き
りんごと同じ

22.3 税制度

22.3.1 関税
生鮮ごぼうに対して輸入関税は課せられていない。

22.3.2 消費税
輸入業者は消費税として CIF 価額の 5% を税関に支払わなければならない。

22.3.3 その他
特になし。

22.4 国内流通・取引慣行等

22.4.1 国内マーケット事情

ごぼうの国内生産はなく、すべて輸入に頼っている。輸出入統計ではごぼうはサラダ用食用根に分類されているため、ごぼう単体の輸入量は不明であるが、サラダ用食用根全体で年間 1 万トン強（輸入金額で 500 万 S ドル強）が輸入され、マレーシア産が 6 割強を占め、ベトナム、中国、オーストラリア、日本産が次いでいる。

ごぼうは数年前まで現地の食材として利用されておらず、日本産ごぼうが日系スーパーでのみ販売されていたが、最近では中国産の巨大なごぼうがウェットマーケットや現地のスーパーで年中を通して販売されるようになっている。一般的にばら売りで販売され、重量あたりの単価が表示されている。

表 71 過去 3 年間のごぼうを含むサラダ用食用根の輸入実績

	2001 年	2002 年	2003 年				
	数量	数量	数量		金額		トン当り 平均単価
1.マレーシア	9,349	7,511	6,311	61.9%	2,881	53.6%	457
2.ベトナム	127	2,099	2,024	19.8%	711	13.2%	351
3.中国	436	676	1,645	16.1%	1,137	21.2%	691
4.オーストラリア	64	72	91	0.9%	254	4.7%	2,791
5.日本	86	38	46	0.5%	237	4.4%	5,152
合計	10,269	10,573	10,197	100.0%	5,370	100.0%	527

単位：数量＝トン、金額＝1,000S ドル、トン当り平均単価＝S ドル

出所：シンガポール国際企業庁

表 72 2003 年のごぼうを含むサラダ用食用根の輸入数量（月別内訳）

	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月
マレーシア	644	490	550	534	660	636	678	576	526	435	316	267
ベトナム	233	118	142	172	99	51	85	122	119	296	291	296
中国	202	124	155	123	131	166	107	33	37	114	161	291
オーストラリア	7	6	11	11	7	8	6	6	8	7	5	8
日本	3	3	4	5	4	4	4	2	3	6	4	7
合計	1,095	748	872	852	908	868	883	742	719	859	779	871

単位：数量＝トン

出所：シンガポール国際企業庁

22.4.2 流通経路

りんごと同じ

22.4.3 新規参入時の留意点

りんごと同じ

22.5 サンプル輸出の規制状況等

りんごと同じ

22.6 関連企業・団体概要・リスト

22.6.1 輸入業者

りんごと同じ

22.6.2 卸業者

りんごと同じ

22.6.3 関連団体

りんごと同じ

23. トマト

23.1 輸入・販売上の規制

23.1.1 輸入の規制および手続き

残留農薬基準、病害虫規制の対象となる農薬、病害虫以外はりんごと同じ。トマトに関する規制病害虫はない。残留農薬基準は以下のとおり。

表 73 トマトの残留農薬基準

農 薬	最大残留 含有量 ppm	対象品目	農 薬	最大残留 含有量 ppm	対象品目
Acephate	5	トマト	Fenvalerate	1	トマト
Azinphos-methyl	0.5	野菜類	Folpet	5	トマト
Benomyl	3	その他野菜類	Heptachlor	0.02	トマト
Bromophos	0.5	トマト	Inorganic bromide	75	トマト
Captafol	5	トマト	Iprodione	5	トマト
Captan	15	トマト	Lindane	3	トマト
Carbaryl	5	トマト	Malathion	3	トマト
Carbendazim	5	トマト	Metalaxyl	0.5	トマト
Carbofuran	0.1	トマト	Methamidophos	2	トマト
Chlordane	0.02	野菜全般	Methiocarb	0.1	野菜類全般
Chlorfenvinphos	0.1	トマト	Methomyl	1	トマト
Chlorothalonil	7	トマト	Mevinphos	0.2	トマト
Chlorpyrifos	0.5	トマト	Monocrotophos	0.5	トマト
Chlorpyrifosmethyl	0.5	トマト	Oxamyl	2	トマト
Cyhexatin	2	その他野菜類全般	Paraquat	0.05	野菜類全般
Cypermethrin	0.5	トマト	Parathion	0.7	にんじんを除く 野菜類
DDT	1	野菜全般	Permethrin	2	トマト
Deltamethrin	0.05	その他野菜類全般	Phorate	0.1	トマト
Demeton	0.5	トマト	Phosalone	2	トマト
Dichlorvos	0.5	トマト	Phosphomidon	0.1	トマト
Dicofol	1	トマト	Piperonyl butoxide	8	生鮮野菜類
Dimethoate	1	トマト	Pirimiphos-methyl	1	トマト
Diquat	0.05	その他野菜類	Primicarb	1	トマト
Disulfoton	0.5	野菜類全般	Pyrethrins	1	生鮮野菜類
Dithiocarbamates	3	トマト	Quintozone	0.1	トマト
EDB	0.1	野菜類全般	Thiabendazole	2	トマト
Endosulfan	2	その他野菜類全般	Thiometon	0.5	トマト
Ethion	2	トマト	Thiophanate-methyl	5	トマト
Etrimfos	0.2	トマト	Thiram	7	トマト
Fenamiphos	0.05	トマト	Triadimeforn	0.5	トマト
Fenbutatin-oxide	1	トマト	Trichlorfon	0.2	トマト
Fenitrothion	0.5	トマト	Triforine	0.5	トマト

農 薬	最大残留 含有量 ppm	対象品目	農 薬	最大残留 含有量 ppm	対象品目
Fensulphothion	0.1	トマト	Ziram	7	野菜類全般
Fenthion	0.5	トマト			

出所: Sales of Food Act, Subsidiary Legislation, Rg 1, Food Regulations, Tenth Schedule (食品販売法、細則 1 食品規定、附表第 10 1973 年施行、2002 年最新改訂、ただし Food Regulations は 1988 年)

23.1.2 販売時の規制および手続き

りんごと同じ

23.1.3 所轄官公庁

りんごと同じ

23.1.4 業界・量販店独自の基準および手続き

りんごと同じ

23.2 表示方法

23.2.1 法律に基づく義務表示および手続き

りんごと同じ

23.2.2 法律に基づく任意表示および手続き

りんごと同じ

23.2.3 業界自主表示および手続き

りんごと同じ

23.3 税制度

23.3.1 関税

生鮮トマトに対して輸入関税は課せられていない。

23.3.2 消費税

輸入業者は消費税として CIF 価額の 5% を税関に支払わなければならない。

23.3.3 その他

特にない。

23.4 国内流通・取引慣行等

23.4.1 国内マーケット事情

トマトの国内生産はなく、すべて輸入に頼っている。年間 2 万トン（輸入金額で 2,000 万 S ドル強）前後が輸入され、マレーシア産が 9 割強を占め、タイ、オーストラリア、中国、ベトナム産が次いでいる。日本からの輸入は皆無である。年間を通して平均的に輸入されている。少量ながらオランダ産の水耕栽培による高品質トマトも輸入され、サラダ用食材として利用されている。またタイ産でも一部水耕栽培によるミニトマトが輸入されるようになった。

スーパーマーケット、ウェットマーケットでは、一般的にばら売りまたは簡易パック入りで販売され、重量あたりの単価が表示されている。

シンガポールではこれまでトマトの生食はほとんどなく、調理用食材として利用されていたが、近年、ミニトマトなどサラダ用食材として生食可能な高級トマトの輸入が増えつつある。

表 74 過去 3 年間のトマトの輸入実績

	2001 年	2002 年	2003 年				
	数量	数量	数量		金額		トン当り 平均単価
1.マレーシア	14,466	16,224	18,577	91.1%	17,361	84.4%	935
2.タイ	1,364	1,448	1,025	5.0%	1,010	4.9%	985
3.オーストラリア	660	717	174	0.9%	681	3.3%	3,914
4.中国	279	815	160	0.8%	132	0.6%	825
5.オランダ	219	146	129	0.6%	810	3.9%	6,279
-.日本	-	-	-	-	-	-	-
合計	17,030	19,555	20,395	100.0%	20,564	100.0%	1,008

単位：数量＝トン、金額＝1,000S ドル、トン当り平均単価＝S ドル 出所：シンガポール国際企業庁

表 75 2003 年のトマトの輸入数量（月別内訳）

	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月
マレーシア	1,475	1,212	1,212	1,513	1,733	1,747	1,916	1,671	1,667	1,612	1,492	1,326
タイ	248	181	188	75	40	23	23	22	21	22	22	161
オーストラリア	34	13	32	13	9	9	8	10	11	10	9	14
中国	29	5	8	4	24	45	4	-	-	19	7	15
オランダ	12	9	13	15	10	10	10	12	9	9	9	12
日本	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	1,819	1,433	1,507	1,687	1,914	1,838	1,966	1,719	1,712	1,707	1,546	1,549

単位：数量＝トン

出所：シンガポール国際企業庁

23.4.2 流通経路

りんごと同じ

23.4.3 新規参入時の留意点

りんごと同じ

23.5 サンプル輸出の規制状況等

りんごと同じ

23.6 関連企業・団体概要・リスト

23.6.1 輸入業者

りんごと同じ

23.6.2 卸業者

りんごと同じ

23.6.3 関連団体

りんごと同じ

24. キャベツ

24.1 輸入・販売上の規制

24.1.1 輸入の規制および手続き

残留農薬基準、病害虫規制の対象となる農薬、病害虫以外はりごとと同じ。

表 76 キャベツの規制病害虫

学名	一般名称
線虫類	
Heterodera schachtii	Sugarbeet cyst
Hoplolaimus indicus	Lance nematode
Longidorus attenuatus	Needle nematode
Nacobbus aberrans	False root knot

出所：Control of Plant Act, Subsidiary Legislation, Plant Importation Rules, First Schedule

(植物管理法 附表 植物輸入規定、第 1 表、1983 年施行、2000 年最新改訂、ただし、Plant Importation Rules は 1994 年の改訂)

表 77 キャベツの残留農薬基準

農 薬	最大残留 含有量 ppm	対象品目	農 薬	最大残留 含有量 ppm	対象品目
Acephate	5	キャベツ	Heptachlor	0.05	その他野菜類
Acephate	5	芽キャベツ	Inorganic bromide	100	キャベツ
Alachlor	0.01	キャベツ	Lindane	0.5	キャベツ
Aldrin	0.1	キャベツ	Lindane	0.5	芽キャベツ
Aldrin	0.1	芽キャベツ	Malathion	8	キャベツ
Azinphos-methyl	0.5	野菜類	Metalaxyl	0.5	キャベツ
Benomyl	3	その他野菜類	Methamidophos	1	キャベツ
Bromophos	0	キャベツ	Methamidophos	1	芽キャベツ
Carbaryl	10	葉菜類	Methidathion	0.2	キャベツ
Carbofuran	0.5	キャベツ	Methiocarb	0.1	野菜類全般
Carbofuran	2	芽キャベツ	Methomyl	5	キャベツ
Chlordane	0.02	野菜全般	Mevinphos	1	キャベツ
Chlorfenvinphos	0.05	キャベツ	Mevinphos	1	芽キャベツ
Chlorfenvinphos	0.05	芽キャベツ	Monocrotophos	0.2	キャベツ
Chlorpyrifos	1	キャベツ	Monocrotophos	0.2	芽キャベツ
Chlorpyrifosmethyl	0.1	キャベツ	Paraquat	0.05	野菜類全般
Cyhexatin	2	その他野菜類全般	Parathion	0.7	にんじんを除く 野菜類
Cypermethrin	1	葉菜類	Permethrin	5	キャベツ
DDT	1	野菜全般	Permethrin	1	芽キャベツ
Deltamethrin	0.05	その他野菜類全般	Phosalone	2	キャベツ
Demeton	0.5	キャベツ	Phosalone	2	芽キャベツ
Diazinon	0.5	野菜類	Phosphomidon	0.2	キャベツ

農 薬	最大残留 含有量 ppm	対象品目	農 薬	最大残留 含有量 ppm	対象品目
Dichlorvos	0.5	その他野菜類全般	Phosphomidon	0.2	芽キャベツ
Dicofol	5	その他野菜類全般	Piperonyl butoxide	8	生鮮野菜類
Dieldrin	0.1	キャベツ	Pirimiphos-methyl	2	キャベツ
Dieldrin	0.1	芽キャベツ	Pirimiphos-methyl	2	芽キャベツ
Dimethoate	2	その他野菜類全般	Primicarb	1	キャベツ
Diquat	0.05	その他野菜類	Primicarb	1	芽キャベツ
Disulfoton	0.5	野菜類全般	Pyrethrins	1	生鮮野菜類
EDB	0.1	野菜類全般	Quintozone	0.02	キャベツ
Endosulfan	2	その他野菜類全般	Thiometon	0.5	キャベツ
Etrimfos	0.1	キャベツ	Trichlorfon	0.1	その他野菜類
Etrimfos	0.5	芽キャベツ	Trichlorfon	0.2	芽キャベツ
Fenitrothion	0.5	キャベツ	Triforine	0.2	芽キャベツ
Fenitrothion	0.1	その他の野菜類	Vamidothion	1	芽キャベツ
Fenthion	1	キャベツ	Ziram	7	野菜類全般

注 : Bromophos と Chlorpyrifos について

Food Regulations の Tenth Schedule (Foods with maximum amounts of pesticides) によると、Bromophos の項目で、残留農薬 1ppm, 0.1ppm の両方の項にキャベツが記載されているため AVA に確認したところ、0ppm という回答であった。また、Chlorpyrifos の項目で、残留農薬 1ppm, 0.05ppm の両方の項にキャベツが記載されているため AVA に確認したところ、1ppm という回答であった。(12 月 9 日付け e-mail)。ただし、AVA によると、残留農薬基準はしばしば変更されているとのこと。

出所: Sales of Food Act, Subsidiary Legislation, Rg 1, Food Regulations, Tenth Schedule (食品販売法、細則 1 食品規定、附表第 10 1973 年施行、2002 年最新改訂、ただし Food Regulations は 1988 年)

24.1.2 販売時の規制および手続き

りんごと同じ

24.1.3 所轄官公庁

りんごと同じ

24.1.4 業界・量販店独自の基準および手続き

りんごと同じ

24.2 表示方法

24.2.1 法律に基づく義務表示および手続き

りんごと同じ

24.2.2 法律に基づく任意表示および手続き

りんごと同じ

24.2.3 業界自主表示および手続き

りんごと同じ

24.3 税制度

24.3.1 関税

生鮮キャベツに対して輸入関税は課せられていない。

24.3.2 消費税

輸入業者は消費税として CIF 価額の 5%を税関に支払わなければならない。

24.3.3 その他

特にない。

24.4 国内流通・取引慣行等

24.4.1 国内マーケット事情

キャベツの国内生産はなく、すべて輸入に頼っている。年間 3 万トン（輸入金額で約 2,000 万 S ドル）前後が輸入され、中国産が 8 割強を占め、マレーシア、オーストラリア、香港、ベトナム産が次いでいる。

日本からも毎年輸入され、日系スーパーマーケットで小売りされているが、数量は年間 50 トン前後でシェアは 0.1%程度である。

スーパーマーケット、ウェットマーケットでは、一般的にばら売りまたは簡易パック入りで販売され、重量あたりの単価が表示されている。

キャベツは一般に調理用食材として利用され、日本のように生食されるケースは少ない。

表 78 過去3年間のキャベツの輸入実績

	2001 年	2002 年	2003 年				
	数量	数量	数量		金額		トン当り 平均単価
1.中国	21,733	28,801	27,294	82.6%	14,522	75.6%	532
2.マレーシア	3,412	3,021	2,923	8.8%	1,650	8.6%	564
3.豪州	2,631	1,782	1,368	4.1%	1,823	9.5%	1,333
4.香港	472	943	878	2.7%	788	4.1%	897
5.ベトナム	-	504	465	1.4%	145	0.8%	312
6.日本	57	26	42	0.1%	107	0.6%	4,494
合計	29,640	36,672	33,039	100.0%	19,197	100.0%	581

単位：数量＝トン、金額＝1,000S ドル、トン当り平均単価＝S ドル 出所：シンガポール国際企業庁

表 79 2003 年のキャベツの輸入数量（月別内訳）

	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月
中国	4,113	1,748	1,939	2,127	2,438	2,167	2,010	1,928	2,439	1,671	2,080	2,635
マレーシア	163	87	181	420	207	257	397	318	254	349	224	66
豪州	30	15	59	199	121	147	233	232	142	135	23	15
香港	186	100	58	73	58	65	66	25	-	-	5	243
ベトナム	-	-	-	-	67	10	25	185	137	36	5	-
日本	5	4	3	4	3	3	4	2	3	3	4	6
合計	4,506	1,959	2,260	2,834	2,880	2,650	2,737	2,692	2,981	2,197	2,344	2,969

単位：数量＝トン

出所：シンガポール国際企業庁

24.4.2 流通経路

りんごと同じ

24.4.3 新規参入時の留意点

りんごと同じ

24.5 サンプル輸出の規制状況等

りんごと同じ

24.6 関連企業・団体概要・リスト

24.6.1 輸入業者

りんごと同じ

24.6.2 卸業者

りんごと同じ

24.6.3 関連団体

りんごと同じ

25. 大根

25.1 輸入・販売上の規制

25.1.1 輸入の規制および手続き

残留農薬基準、病害虫規制の対象となる農薬、病害虫以外はりんごと同じ。大根に関する規制病害虫は、線虫類の *Nacobbus aberrans*（一般名称 False root knot）のみである。残留農薬基準は以下のとおり。

表 80 大根の残留農薬基準

農 薬	最大残留 含有量 ppm	対象品目	農 薬	最大残留 含有量 ppm	対象品目
Aldrin	0.1	大根	EDB	0.1	野菜類全般
Azinphos-methyl	0.5	野菜類	Endosulfan	2	その他野菜類 全般
Benomyl	3	その他野菜類	Etrimfos	0.1	大根
Bromophos	2	大根	Fenitrothion	0.2	大根
Carbaryl	2	大根	Fenvalerate	0.05	大根
Chlordane	0.02	野菜全般	Heptachlor	0.05	その他野菜類
Chlorfenvinphos	0.1	大根	Inorganic bromide	20	その他野菜類 全般
Chlorpyrifosmethyl	0.1	大根	Lindane	1	大根
Cyhexatin	2	その他野菜類全般	Methiocarb	0.1	野菜類全般
Cypermethrin	0.05	大根	Paraquat	0.05	野菜類全般
DDT	1	野菜全般	Parathion	0.7	にんじんを除く 野菜類
Deltamethrin	0.01	大根	Permethrin	0.5	大根
Diazinon	0.5	野菜類	Phosphomidon	0.05	大根
Dichlorvos	0.5	その他野菜類全般	Piperonyl butoxide	8	生鮮野菜類
Dicofol	5	その他野菜類全般	Primicarb	0.05	大根
Dieldrin	0.1	大根	Pyrethrins	1	生鮮野菜類
Dimethoate	2	その他野菜類全般	Thiometon	1	その他野菜類
Diquat	0.05	その他野菜類	Trichlorfon	0.1	その他野菜類
Disulfoton	0.5	野菜類全般	Ziram	7	野菜類全般

出所: Sales of Food Act, Subsidiary Legislation, Rg 1, Food Regulations, Tenth Schedule (食品販売法、細則 1 食品規定、附表第 10 1973 年施行、2002 年最新改訂、ただし Food Regulations は 1988 年)

25.1.2 販売時の規制および手続き

りんごと同じ

25.1.3 所轄官公庁

りんごと同じ

25.1.4 業界・量販店独自の基準および手続き

りんごと同じ

25.2 表示方法

25.2.1 法律に基づく義務表示および手続き
りんごと同じ

25.2.2 法律に基づく任意表示および手続き
りんごと同じ

25.2.3 業界自主表示および手続き
りんごと同じ

25.3 税制度

25.3.1 関税
生鮮大根に対して輸入関税は課せられていない。

25.3.2 消費税
輸入業者は消費税として CIF 価額の 5% を税関に支払わなければならない。

25.3.3 その他
特にない。

25.4 国内流通・取引慣行等

25.4.1 国内マーケット事情

大根の国内生産はなく、すべて輸入に頼っている。輸出入統計では大根はサラダ用食用根に分類されているため、大根単体の輸入量は不明であるが、サラダ用食用根全体で年間 1 万トン強（輸入金額で 500 万 S ドル強）が輸入され、マレーシア産が 6 割強を占め、ベトナム、中国、オーストラリア、日本産が次いでいる。近年、特にベトナム、中国産がシェアを伸ばしつつあり、その他の主要輸入先からの数量は減少または横這い傾向にある。

スーパーマーケット、ウェットマーケットでは、マレーシア産の比較的小型の大根が年中を通して販売されている。一般的にばら売りまたは簡易パック入りで販売され、重量あたりの単価が表示されている。

シンガポールでは大根を日本のおろしで生食することではなく、スープの食材として利用されている。

表 81 過去 3 年間の大根を含むサラダ用食用根の輸入実績

	2001 年	2002 年	2003 年				
	数量	数量	数量		金額		トン当り 平均単価
1.マレーシア	9,349	7,511	6,311	61.9%	2,881	53.6%	457
2.ベトナム	127	2,099	2,024	19.8%	711	13.2%	351
3.中国	436	676	1,645	16.1%	1,137	21.2%	691
4.オーストラリア	64	72	91	0.9%	254	4.7%	2,791
5.日本	86	38	46	0.5%	237	4.4%	5,152
合計	10,269	10,573	10,197	100.0%	5,370	100.0%	527

単位：数量＝トン、金額＝1,000S ドル、トン当り平均単価＝S ドル

出所：シンガポール国際企業庁

表 82 2003 年の大根を含むサラダ用食用根の輸入数量（月別内訳）

	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月
マレーシア	644	490	550	534	660	636	678	576	526	435	316	267
ベトナム	233	118	142	172	99	51	85	122	119	296	291	296
中国	202	124	155	123	131	166	107	33	37	114	161	291
オーストラリア	7	6	11	11	7	8	6	6	8	7	5	8
日本	3	3	4	5	4	4	4	2	3	6	4	7
合計	1,095	748	872	852	908	868	883	742	719	859	779	871

単位：数量＝トン

出所：シンガポール国際企業庁

25.4.2 流通経路

りんごと同じ

25.4.3 新規参入時の留意点

りんごと同じ

25.5 サンプル輸出の規制状況等

りんごと同じ

25.6 関連企業・団体概要・リスト

25.6.1 輸入業者

りんごと同じ

25.6.2 卸業者

りんごと同じ

25.6.3 関連団体

りんごと同じ

26. しいたけ

26.1 輸入・販売上の規制

26.1.1 輸入の規制および手続き

残留農薬基準、病害虫規制の対象となる農薬、病害虫以外はりんごと同じ。しいたけに関する規制病害虫は、線虫類の *Ditylenchus destructor* と *Ditylenchus myceliophagus* である。残留農薬規制は以下のとおり。

表 83 しいたけの残留農薬規制

農 薬	最大残留 含有量 ppm	対象品目	農 薬	最大残留 含有量 ppm	対象品目
Azinphos-methyl	0.5	野菜類	Endosulfan	2	その他野菜類全般
Bendiocarb	0.1	しいたけ	Fenitrothion	0.1	その他の野菜類
Benomyl	1	しいたけ	Heptachlor	0.05	その他野菜類
Carbendazim	1	しいたけ	Inorganic bromide	20	その他野菜類全般
Chlordane	0.02	野菜全般	Methiocarb	0.1	野菜類全般
Chlorfenvinphos	0.05	しいたけ	Paraquat	0.05	野菜類全般
Chlorpyrifos	0.05	しいたけ	Parathion	0.7	にんじんを除く 野菜類
Cyhexatin	2	その他野菜類全般	Permethrin	0.1	しいたけ
Cypermethrin	0.05	しいたけ	Piperonyl butoxide	8	生鮮野菜類
DDT	1	野菜全般	Pirimiphos-methyl	5	しいたけ
Deltamethrin	0.01	しいたけ	Prochloraz	2	しいたけ
Diazinon	0.5	野菜類	Pyrethrins	1	生鮮野菜類
Dichlorvos	0.5	しいたけ	Thiabendazole	0.5	しいたけ
Dicofol	5	その他野菜類全般	Thiometon	1	その他野菜類
Dimethoate	2	その他野菜類全般	Thiophanate-methyl	1	しいたけ
Diquat	0.05	その他野菜類	Trichlorfon	0.1	その他野菜類
Disulfoton	0.5	野菜類全般	Ziram	7	野菜類全般
EDB	0.1	野菜類全般			

出所: Sales of Food Act, Subsidiary Legislation, Rg 1, Food Regulations, Tenth Schedule (食品販売法、細則 1 食品規定、附表第 10 1973 年施行、2002 年最新改訂、ただし Food Regulations は 1988 年)

26.1.2 販売時の規制および手続き

りんごと同じ

26.1.3 所轄官公庁

りんごと同じ

26.1.4 業界・量販店独自の基準および手続き

りんごと同じ

26.2 表示方法

26.2.1 法律に基づく義務表示および手続き
りんごと同じ

26.2.2 法律に基づく任意表示および手続き
りんごと同じ

26.2.3 業界自主表示および手続き
りんごと同じ

26.3 税制度

26.3.1 関税
生鮮しいたけに対して輸入関税は課せられていない。

26.3.2 消費税
輸入業者は消費税として CIF 価額の 5%を税関に支払わなければならない。

26.3.3 その他
特にない。

26.4 国内流通・取引慣行等

26.4.1 国内マーケット事情

しいたけは一部国内で Everbloom Biotechnology 社により年間約 600 トン（しいたけのほかひらたけを含む）ほど生産されていたが、現在は海外への生産移管により国内生産は縮小傾向にある。年間 2,000 トン（輸入金額で 700 万 S ドル強）弱が輸入され、中国産が 5 割弱を占め、タイ、マレーシア、香港、台湾産が次いでいる。年間を通じてほぼ平均的に輸入されている。

日本からも毎年輸入され、日系スーパーマーケットで小売りされているが、数量は年間 30 トン強でシェアは約 2%である。

スーパーマーケット、ウェットマーケットでは、一般的にばら売りまたは簡易パック入りで販売され、重量またはパックあたりの単価が表示されている。

表 84 過去 3 年間のしいたけの輸入実績

	2001 年	2002 年	2003 年				
	数量	数量	数量		金額		トン当り 平均単価
1.中国	810	714	838	45.1%	2,806	40.0%	3,348
2.タイ	262	238	423	22.8%	1,672	23.8%	3,953
3.マレーシア	232	299	313	16.8%	932	13.3%	2,978
4.台湾	61	61	118	6.3%	648	9.2%	5,492
5.香港	90	45	99	5.3%	326	4.6%	3,293
6.日本	34	35	34	1.8%	386	5.5%	11,353
合計	1,953	1,486	1,859	100.0%	7,019	100.0%	3,776

単位：数量＝トン、金額＝1,000S ドル、トン当り平均単価＝S ドル 出所：シンガポール国際企業庁

表 85 2003 年のしいたけの輸入数量（月別内訳）

	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月
中国	79	53	66	69	42	55	49	76	84	87	103	74
タイ	46	30	35	33	38	22	35	34	36	37	33	44
マレーシア	28	17	19	27	22	23	36	28	27	31	25	31
台湾	10	9	12	8	16	4	18	6	4	13	10	8
香港	9	6	4	10	7	12	24	5	0	-	1	22
日本	1	1	3	3	3	3	4	4	4	3	2	2
合計	193	115	145	151	132	120	166	155	155	171	174	182

単位：数量＝トン 出所：シンガポール国際企業庁

26.4.2 流通経路

りんごと同じ

26.4.3 新規参入時の留意点

りんごと同じ

26.5 サンプル輸出の規制状況等

りんごと同じ

26.6 関連企業・団体概要・リスト

26.6.1 輸入業者

りんごと同じ

26.6.2 卸業者

りんごと同じ

26.6.3 関連団体

りんごと同じ

27. 乾しいたけ

27.1 輸入・販売上の規制

27.1.1 輸入の規制および手続き

乾しいたけを含む乾燥野菜の輸入に適用される規格基準は、(a)輸入業者のライセンス取得、(b)食品残留農薬基準、(c)輸入表示基準、(d)前記に基づく輸入検査基準である。

- (a) 輸入業者のライセンス取得：乾しいたけ等の乾燥野菜は加工食品に分類され、乾燥野菜を輸入する業者は農食品・畜産庁（AVA）から加工食品輸入ライセンス（License for Import of Processed Food Products）を取得することが義務付けられている。

輸入ライセンスの申請手続き

ライセンス 申請先	農食品・畜産庁（AVA） Food Control Division, Food & Veterinary Administration, Agri-food & Veterinary Authority 5 Maxwell Road, #18-00 Tower Block, MND Complex, Singapore 069110 Tel: (65)63250785 Fax: (65)63244563 Web: http://www.ava.gov.sg/ E-mail: ava_email@ava.gov.sg オンライン申請サイト https://licences.business.gov.sg/SHINE/sop/WebPageHandler?p=OASIS&pn=SelectLicences から”Wholesale (Import, Export and Distribute)”をクリックし、 “Wholesale of Foodstuffs and Beverage”をクリックし、 “Wholesale of other food and beverage”をクリックし、 “Registration to Import Process Food Products and Food Appliances (Excluding Meat and Fish Products, Fresh Fruits and Vegetables)”の Add to Cart をクリックして、後は画面の指示に従う。 あるいは、http://www.business.gov.sg/ から画面右の “Apply for Licences” をクリックすると、 https://licences.business.gov.sg/SHINE/sop/WebPageHandler?p=OASIS&pn=SelectLicencesの画面に移るので、その後は上記と同じ。⁵ ライセンス申請書ダウンロード先：⁶ http://www.ava.gov.sg/javascript/m7-option10.htmlにおける Application form for registration of processed food importer
--------------	---

⁵ ウェブサイトリンクは、2004年12月28日現在のもの。ウェブサイトのリンクアドレスは、ウェブサイトが修正されると変更になることがある。

⁶ ウェブサイトリンクは、2004年12月28日現在のもの。シンガポール政府は、政府手続きの電子化をすすめており、ライセンス申請などをオンラインで行うことを奨励している。将来的には申請書のダウンロードのサイトがなくなる可能性もある。なお、申請書は変更になることもあるので、申請の際には、監督官庁に確認することが望ましい。

申請資格	シンガポール会社法に基づいて登記された法人または事業登記法に基づいて登記された事業主であれば申請することができ、加工食品専門の輸入業者でなくとも比較的容易にライセンスを取得することができる。
申請書類	・ 申請者（法人の場合はその代表者）の身分証明書 ・ 法人または事業主の商業登記簿謄本 ・ 銀行間自動引落(Giro)申請書 ・ シンガポール税関から取得した輸入登録番号(CR No) ・ 加工食品輸入ライセンス申請書
有効期限	1年間有効で毎年更新可能
手数料	年間ライセンス・フィー：無料 毎回の輸入に際する輸入許可手数料 3 S ドル
所要日数	通常、申請日の翌日にライセンスが発効される。

(b) 以下、残留農薬以外はりんごと同じ。乾しいたけに関する残留農薬基準は以下のとおり。

表 86 乾しいたけの残留農薬基準

農 薬	最大残留 含有量 ppm	対象品目	農 薬	最大残留 含有量 ppm	対象品目
Azinphos-methyl	0.5	野菜類	Endosulfan	2	その他野菜類全般
Bendiocarb	0.1	しいたけ	Fenitrothion	0.1	その他野菜類
Benomyl	1	しいたけ	Heptachlor	0.05	その他野菜類
Carbendazim	1	しいたけ	Inorganic bromide	20	その他野菜類全般
Chlordane	0.02	野菜全般	Methiocarb	0.1	野菜類全般
Chlorfenvinphos	0.05	しいたけ	Paraquat	0.05	野菜類全般
Chlorpyrifos	0.05	しいたけ	Parathion	0.7	にんじんを除く 野菜類
Cyhexatin	2	その他野菜類全般	Permethrin	0.1	しいたけ
Cypermethrin	0.05	しいたけ	Piperonyl butoxide	8	乾燥野菜類
DDT	1	野菜全般	Pirimiphos-methyl	5	しいたけ
Deltamethrin	0.01	しいたけ	Prochloraz	2	しいたけ
Diazinon	0.5	野菜類	Pyrethrins	1	乾燥野菜類
Dichlorvos	0.5	しいたけ	Thiabendazole	0.5	しいたけ
Dicofol	5	その他野菜類全般	Thiometon	1	その他野菜類
Dimethoate	2	その他野菜類全般	Thiophanate-methyl	1	しいたけ
Diquat	0.05	その他野菜類	Trichlorfon	0.1	その他野菜類
Disulfoton	0.5	野菜類全般	Ziram	7	野菜類全般
EDB	0.1	野菜類全般			

出所: Sales of Food Act, Subsidiary Legislation, Rg 1, Food Regulations, Tenth Schedule (食品販売法、細則 1 食品規定、附表第 10 1973 年施行、2002 年最新改訂、ただし Food Regulations は 1988 年)

27.1.2 販売時の規制および手続き

りんごと同じ

27.1.3 所轄官公庁

りんごと同じ

27.1.4 業界・量販店独自の基準および手続き

りんごと同じ

27.2 表示方法

27.2.1 法律に基づく義務表示および手続き

食品販売法では、乾燥果実・野菜を含む加工食品全般で、販売前に包装された食品は、飲料も含め、適切な表示を行うことが義務付けられている。同規定では、以下の基本情報を英語で表記することを義務付けている。

表示事項

- ①名称または品種
- ②原産国
- ③輸入業者、販売業者名と住所
- ④内容量（数量、正味重量等）
- ⑤重量の降順による成分一覧表
- ⑥食品の賞味期限

27.2.2 法律に基づく任意表示および手続き

りんごと同じ

27.2.3 業界自主表示および手続き

りんごと同じ

27.3 税制度

27.3.1 関税

乾しいたけに対して輸入関税は課せられていない。

27.3.2 消費税

輸入業者は消費税として CIF 価額の 5%を税関に支払わなければならない。

27.3.3 その他

特にない。

27.4 国内流通・取引慣行等

27.4.1 国内マーケット事情

乾しいたけの国内生産はなく、すべて輸入に頼っている。年間 500 トン前後（輸入金額で 500～600 万 S ドル）が輸入され、中国産がほぼ全量を占め、香港、日本から少量輸入されている。

乾しいたけはスーパーマーケット、ウェットマーケットのほか乾物専門店、漢方薬専門店で取り扱われている。一般的にばら売りまたは簡易パック入りで販売され、重量またはパックあたりの単価が表示されている。

表 87 過去 3 年間の乾しいたけの輸入実績

	2001 年	2002 年	2003 年				
	数量	数量	数量		金額		トン当り 平均単価
1.中国	457	412	588	98.3%	5,994	99.4%	10,194
2.香港	36	74	-	-	-	-	-
3.日本	6	3	-	-	-	-	-
合計	499	496	598	100.0%	6,033	100.0%	10,089

単位：数量＝トン、金額＝1,000S ドル、トン当り平均単価＝S ドル 出所：シンガポール国際企業庁

表 88 2003 年の乾しいたけの輸入数量（月別内訳）

	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月
中国	85	24	22	34	31	29	35	65	40	37	56	131
日本	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	85	24	22	34	31	29	35	65	40	37	65	131

単位：数量＝トン

出所：シンガポール国際企業庁

27.4.2 流通経路

乾しいたけの流通経路は、輸入業者（＝一次卸業者）→小売店（スーパー、ウェットマーケット、乾物専門店、漢方薬専門店等）または業務店（ホテル、レストラン等）→消費者というルートが一般的である。小型小売店または業務店への供給には二次卸売業者が介在しているケースが多いが、流通経路は極めてシンプルとなっている。

27.4.3 新規参入時の留意点

りんごと同じ

27.5 サンプル輸出の規制状況等

りんごと同じ

27.6 関連企業・団体概要・リスト

27.6.1 輸入業者

社名	住所	連絡先	取扱品目
Hiap Heng Chng (S) Pte Ltd	42F West Coast Road Clementi Warehouse Singapore 127351	Tel:65351888 Fax:65357283	乾しいたけ、乾燥アワビ、ツバメの巣、海産物缶詰等の輸入、加工、卸売
SENG HONG CO (PTE) LTD	8 Hongkong Street Singapore 059651	Tel:6535 4888 Fax:6535 7325	にんにく、乾燥唐辛子、乾しいたけ、豆類等の輸入、卸売
Sin Hock Choon Prov. & Liquor Pte Ltd	Blk 20 Ang Mo Kio Industrial Park 2A #05-18 Singapore 567761	Tel:64824120 Fax:64821820	乾燥食品、酒類の輸入、卸売
SUN KEE (PTE) LTD	6 Ang Mo Kio Industrial Park 2 Singapore 569499	Tel:6483 5585 Fax:6483 5105	乾しいたけ、乾燥果実、きくらげ、豆加工品等の輸出入、卸売
Yew Ming Trading Pte Ltd	Blk 17 Pasir Panjang Wholesale Centre #01-108/109 Singapore 110017	Tel:6775 1633 Fax:6776 2932	乾燥海産物、乾燥農産物等の輸出入、卸売

27.6.2 卸業者

同上

27.6.3 関連団体

なし

28. 米

28.1 輸入・販売上の規制

28.1.1 輸入の規制および手続き

シンガポールでは、あらゆる種類の米が「価格統制法（Price Control Act）」の第 244 章 (Chapter 244) および「1990 年価格統制(米)規定（Price Control (Rice) Order 1990）」の下に管理されており、米の輸入業者は、シンガポール国際事業庁から免許を取得することが義務付けられている。

シンガポール国際事業庁は国内市場への米の安定的供給を確保する目的で米貯蔵計画 (Rice Stockpile Scheme : RSS) を管轄している。現在、バスマティ米を除くあらゆる精白米がこの米貯蔵計画の対象となっており、各貯蔵グレードの米の輸入業者は、免許を取得し RSS に参加することが義務付けられている。米の輸入に際して取得するライセンスは次の 4 つのタイプからなる。

国内消費米の輸入・卸売ライセンス（貯蔵米）	精白米の流通に従事する輸入業者は認可を受けた貯蔵計画協力業者として RSS に参加することが要求されている。毎月輸入する月間輸入量（Monthly Import Quantity : MIQ）を公約しなければならない。最低 MIQ は 50 トンとなっている。輸入業者は国家備蓄用に政府が指定する倉庫に MIQ の 2 倍量以上の貯蔵米を保管維持しなければならない。輸入業者は毎月 1 日から同月末までに MIQ 相当の貯蔵米を輸入しなければならない。この条件を満たさない場合には、政府は、不足量 1 トンにつき 50 ドル相当の損害賠償額を課すことができる。非常時には政府に米を確保する権利があるが、米の所有権は個々の貯蔵計画協力業者に属するものとする。
国内消費米の輸入・卸売ライセンス（非貯蔵米）	精白米以外の米を輸入する輸入業者は米の貯蔵計画に参加する必要はないが、毎回非貯蔵米を輸入するに際して以下の書類を提出しなければならない。 -インボイス -船荷証券（B/L）または AWB -海外輸出業者から輸入業者、米の種類、数量、パッキングリストを記載した確認書 -サーベイヤーまたは海外試験機関による米の分析試験報告書
再輸出目的の米の輸入ライセンス	このライセンスは再輸出目的の輸入しか認めておらず、輸入した後、国内販売のみならず他の輸入業者に販売することも禁止されている。輸入された米は保税倉庫(FTZ)にのみ一旦保管することが認められている。
製造加工目的の 100% 碎米の輸入ライセンス	このライセンスに基づき輸入された米は自社製造目的でのみ使用され、再販は認められていない。

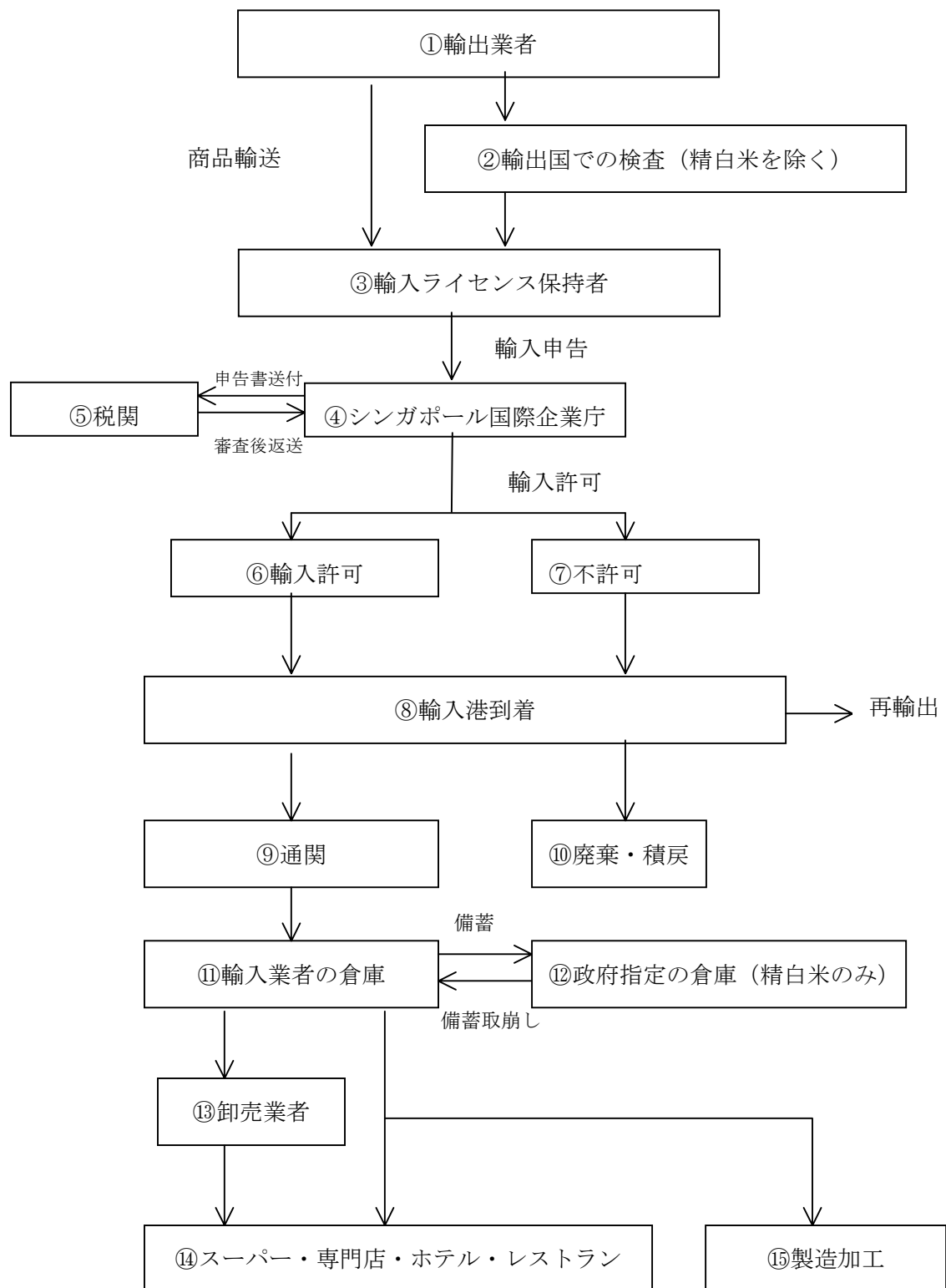
ライセンス 申請先	シンガポール国際企業庁 International Enterprise Singapore Board Rice Control Unit 230 Victoria Street #09-00 Bugis Junction Office Tower Singapore 188024 Tel : (65)64334792 Fax: (65)64334793 Web: http://www.iesingapore.com/ オンライン申請サイト https://licences.business.gov.sg/SHINE/sop/WebPageHandler?p=OASIS&pn=SelectLicences から”Wholesale of Foodstuffs and Beverage”をクリックし、 “Wholesale of cereals, sugar, oils, sauces, food beverages and daily products”をクリックし “Rice licence”の Add to Cart をクリックして、後は画面の指示に従う。 あるいは http://www.business.gov.sg/ から画面右の“Apply for Licences”をクリックすると、 https://licences.business.gov.sg/SHINE/sop/WebPageHandler?p=OASIS&pn=SelectLicencesの画面に移るので、その後は上記と同じ。⁷ ライセンス申請書のダウンロード先：なし⁸ ライセンス申請書ハードコピー（添付資料参照）：⁹ 資料 11 Application Form to Apply for a Licence to Import and Carry on Wholesale Dealings in Rice 資料 12 Application Form for a Licence to Carry on Wholesale Dealing in Rice
申請資格	シンガポール会社法に基づいて登記された法人または事業登記法に基づいて登記された個人事業主であれば申請することができる
申請書類	オンライン・ビジネス・ライセンシング・サービスを利用する場合は申請書以外の書類は不必要。マニュアルにて申請する場合は会社または事業の登記簿謄本が必要となる。
有効期限	ライセンスの期間は1年間で毎年9月30日に満了となる。
手数料	ライセンスにかかる費用は年間15 S ドルである。
所要日数	ライセンスはいずれもオンライン・ビジネス・ライセンシング・サービスを利用して申請することができ、3～5 業務日以内に取得することができる。

⁷ ウェブサイトリンクは、2004 年 12 月 28 日現在のもの。ウェブサイトのリンクアドレスは、ウェブサイトに修正されると変更になることがある。

⁸ 12 月初めには、ダウンロードできたが、12 月 28 日はダウンロードリンクがなくなっていた。

⁹ 申請書は変更になることもあるので、申請の際には、監督官庁に確認することが望ましい。なお、IE Singapore に確認したところ、ライセンスの種類は 4 つあるが、申請書式は、「輸出と卸」および「卸」用の 2 種類のみ。

図 3 米の輸入手続きのフローチャート



米の輸入に際しては、精白米を除くパーボイルド米などは事前に輸出国での試験機関（②）による分析試験報告書の提出が義務付けられている。ライセンスを保有する輸入業者（③）は一般にシンガポール国内で販売できる表示基準を満たすパッキングを施した最終製品を輸出業者（①）から輸入し、国内でリパックすることはほとんど行われない。本船入港後、シンガポール国際企業庁（④）より輸入許可を取得し、税関（⑤）に消費税を納税している場合、通関後直ちに輸入業者の倉庫（⑪）に搬入することができる。通関（⑨）の際に輸入検査を受けることはないが、通関後、輸入業者の倉庫またはスーパー・小売店でシンガポール国際企業庁が指定した検査業者の SGS により許容残留農薬基準等を満たしているか抜き打ち検査が実施されることがある。

Singapore Storage & Warehouse (SSW)社は、貯蔵米の管理を委託された倉庫業者（⑫）である。精白米を輸入する貯蔵計画協力業者は、SSW 社の倉庫に保管されている所定貯蔵米以外は、自社倉庫あるいは SSW 社の倉庫に売買用の米や過剰在庫を保管できる。

表 89 米の残留農薬基準

農 薬	最大残留 含有量 ppm	対象品目	農 薬	最大残留 含有量 ppm	対象品目
Acifluorfen	0.1	米（もみ）	Etrimfos	0.1	米
Carbaryl	5	米	Fenitrothion	1	米（精米）
Carbendazim	0.5	米	Fenitrothion	20	米（もみ）
Carbofuran	0.2	米（玄米）	Fenthion	0.1	米
Chlorfenvinphos	0.05	米	Fentin	0.1	米（玄米）
Chlorpyrifos	0.1	米（玄米）	Iprodione	3	米（玄米）
Chlorpyrifosmethyl	0.1	米	Paraquat	10	米（玄米）
Diquat	5	米（玄米）	Paraquat	0.5	米（精米）
Disulfoton	0.5	米（玄米）	Pirimiphos-methyl	2	米（玄米）
Endosulfan	0.1	米（玄米）	Pirimiphos-methyl	1	米（精米）

出所: Sales of Food Act, Subsidiary Legislation, Rg 1, Food Regulations, Tenth Schedule (食品販売法、細則 1 食品規定、附表第 10 1973 年施行、2002 年最新改訂、ただし Food Regulations は 1988 年)

28.1.2 販売時の規制および手続き

国内販売または国内消費を目的とした米の卸売には、輸入ライセンスとは異なる米の卸売ライセンスを国際企業庁から取得しなければならない。このライセンスでは、米の輸入は認められていないが、あらゆる種類の米を輸入業者から購入して、小売店もしくは業務店に卸売することができる。米の卸売ライセンスの申請先は輸入ライセンスと同様、シンガポール国際企業庁となる。

国内で米の小売をする時は、生鮮果実・野菜類と同様、食品販売法(Sale of Foods Act)および環境保健法（Environmental Public Health Act）の環境保健（食品衛生）規定（Environmental Public Health (Food Hygiene) Regulations）の規制を受ける。食品販売法では、

容器包装類を施す者や販売業者等に対する表示規定を設けているほか、残留農薬基準を規定している。一方、日本の食品衛生法に該当する環境保健（食品衛生）規定では食品を販売する店舗（レストラン、フードコート等を含む）のライセンス規定、施設登録、衛生証明書、食品取扱担当者の健康診断規定、食品の貯蔵・保存に関する基準を定めている。シンガポールでは日本のような米専門の小売店はなく、米はスーパーマーケットやプロビジョンショップといわれる雑貨商で取り扱われている。

食品販売店（Food Shop License）およびスーパーマーケット（Supermarket License）ライセンスの申請手続き

ライセンス申請先	国家環境庁（NEA） Environmental Health Department、National Environment Agency 40 Scotts Road #21-00 ENV Building Singapore 228231 Tel: (65)62724266 Fax: (65)67354297 Web: http://www.nea.gov.sg/ Email: Contact_NEA@nea.gov.sg オンライン申請および申請書ダウンロード先 「りんご」の章と同じ
申請資格	シンガポール会社法に基づいて登記された法人または事業登記法に基づいて登記された個人事業主、協会登記法に基づいて登記された協会であれば申請することができる
申請書類	・ 店舗レイアウト図面 ・ 都市再開発局（URA）発効の施設使用許可証 ・ 食品取扱担当者の登録と健康診断書 ・ 申請者（法人の場合はその代表者）の身分証明書 ・ 法人または個人事業主の商業登記簿謄本 ・ 銀行間自動引落(Giro)申請書 ・ 食品販売店またはスーパーマーケットライセンス申請書
有効期限	1年間有効で毎年更新可能
手数料	年間ライセンスフィー 食品販売店： 120 S ドル 小規模スーパーマーケット（200 平米以下）： 250 S ドル 大規模スーパーマーケット（200 平米超）： 500 S ドル
所要日数	通常、申請日から 3 営業日でライセンスが発効される

28.1.3 所轄官公庁

価格統制法(第 244 章)および 1990 年価格統制(米)規定

シンガポール国際企業庁 (International Enterprise Singapore Board : IE Singapore)

Rice Control Unit

230 Victoria Street #09-00 Bugis Junction Office Tower Singapore 188024

Tel: 6433 4792 / 3

Fax: 6337 8158

食品販売法

農食品・畜産庁 (AVA) 食品畜産物管理局 食品管理課

Tel : 63257599

<http://www.ava.gov.sg/>

環境保健法

国家環境庁 (NEA) 環境保健課

Tel: 1800-2255632

<http://app.nea.gov.sg/>

28.1.4 業界・量販店独自の基準および手続き

特にない。

28.2 表示方法

28.2.1 法律に基づく義務表示および手続き

食品販売法および 1990 年食品 (改定) 規定において、米の販売には以下の表示が義務付けられている。

① 米の種類

white rice, glutinous rice, cargo or brown rice, boiled or parboiled rice のいずれか。

② 穀物組成

全粒または粉砕されたものかどうかの区別で、分類は以下の通り。

Column 1	Column 2		
	穀物組成 (重量による割合%)		
	全粒 (Not less than)	穀粒砕けたもの (Not more than)	注意事項
100% Wholegrain	60	5	残りは Head 米あるいは大粒の砕けたものから成るものとする。但し、全粒のものは、大粒の砕けたものを含んではならない。
5% Broken	60	7	
10% Broken	55	12	
15% Broken	55	17	
20% Broken	50	23	
25% Broken	40	28	
35% Broken	32	40	
45% Broken	28	50	
Broken Rice	Not more than 5	Not less than 80*	

*大粒で砕けたものを含む

出所：Sales of Food Act, Subsidiary Legislation, Rg 1, Food Regulations, (食品販売法、細則 1 食品規定、第 260 条 1973 年施行、2002 年最新改訂、ただし Food Regulations は 1988 年)

③ 正味重量（キログラム表示）

④ 銘柄（もしあれば）

⑤ 輸入業者、卸売業者、代理店、パッカーの会社名、住所

28.2.2 法律に基づく任意表示および手続き

特になし

28.2.3 業界自主表示および手続き

特になし。

28.3 税制度

28.3.1 関税

米に対して輸入関税は課せられていない。

28.3.2 消費税

輸入業者は消費税として CIF 価額の 5% を税関に支払わなければならない。

28.3.3 その他

特にない。

28.4 国内流通・取引慣行等

28.4.1 国内マーケット事情

米の国内生産はなく、すべて輸入に頼っている。年間 30～50 万トン（輸入金額で 2～3 億 S ドル強）前後が輸入され、タイ産が 5 割強を占め、ベトナム、インド、ミャンマー、米国、オーストラリア産が次いでいる。

日本からもコシヒカリ、あきたこまちなどが毎年輸入され、日系スーパーマーケットで小売りされているが、数量は年間 50 トン前後でシェアは 0.1%に満たない。

主要品種はインディカ米で年中を通じて平均的に輸入されている。

輸入された米は小売店を通じて直接消費者に販売されるほか、麺類、クラッカー、ビスケット等食品製造用の加工原料、養鶏場の飼料としても利用されている。

ジャポニカ米では米国、オーストラリア産に加え、中国産こしひかりなどが輸入されているが、2004 年になって中国の米輸出制限措置により、輸入量は減少傾向にある。

スーパーマーケットでは、一般的に 5 キロまたは 10 キロパックで販売されている。日本産米など高級米は 2.5 キロまたは 1 キロパックもある。

表 90 過去 3 年間の米の輸入実績

	2001 年	2002 年	2003 年				
	数量	数量	数量		金額		トン当り 平均単価
1.タイ	231,432	220,734	187,909	55.4%	131,685	68.3%	701
2.ベトナム	133,131	72,118	85,417	25.2%	27,755	14.4%	325
3.インド	20,911	124,384	28,777	8.5%	16,677	8.6%	580
4.ミャンマー	49,651	64,278	26,450	7.8%	6,953	3.6%	263
5.米国	3,508	3,396	3,357	1.0%	3,340	1.7%	995
6.オーストラリア	4,541	2,391	2,648	0.8%	2,239	1.2%	846
7.パキスタン	2,571	7,509	2,640	0.8%	2,606	1.4%	987
8.中国	1,662	1,599	1,968	0.6%	1,327	0.7%	674
9.日本	80	52	48	0.0%	303	0.2%	6,313
合計	447,687	497,169	339,214	100.0%	192,885	100.0%	569

単位：数量＝トン、金額＝1,000S ドル、トン当り平均単価＝S ドル 出所：シンガポール国際企業庁

表 91 2003 年の米の輸入数量（月別内訳）

	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月
タイ	17,562	14,390	15,011	16,501	18,617	14,935	16,449	14,467	14,516	15,587	8,652	17,270
ベトナム	9,801	11,838	7,881	4,558	7,232	7,310	7,628	6,837	8,949	6,921	3,582	2,942
インド	4,115	2,823	2,636	3,029	1,942	2,744	3,331	1,274	1,717	2,242	1,255	1,669
ミャンマー	1,651	2,189	4,965	1,402	6,998	3,128	621	805	633	1,117	528	2,460
米国	472	308	300	242	325	290	383	207	178	248	261	165
オーストラリア	258	21	322	172	123	326	190	257	164	273	4,181	312
パキスタン	402	148	150	302	93	261	173	250	175	198	119	369
中国	216	102	139	239	77	218	221	172	241	105	122	219
日本	1	6	4	13	5	2	-	2	3	2	8	2
計	34,478	31,825	31,408	26,458	35,412	29,214	28,996	24,271	26,576	26,693	18,708	25,408

単位：数量＝トン

出所：シンガポール国際企業庁

28.4.2 流通経路

輸入米の流通経路は、輸入業者（＝一次卸業者）→小売店（スーパー、ウェットマーケット等）または業務店（ホテル、レストラン等）→消費者というルートが一般的である。小型小売店または業務店への供給には二次卸売業者が介在しているケースが多いが、流通経路は極めてシンプルとなっている。

米については輸入先が多岐に渡っており、卸売市場を経由しない流通形態（市場外取引）が一般的なため、価格は年間を通じて安定している。

日本米については国内消費が限定的であることより、輸出業者は既に輸入ライセンスを保有する輸入業者と交渉し、その輸入業者の輸入枠と国内流通網を利用して輸出版売することが一般的である。中国で日本米を生産する日系商社も事前にライセンスを保有する輸入業者と輸入数量に応じた輸入枠借り入れを交渉し、自ら国内での販路を築いた上で輸入を実施している。

28.4.3 新規参入時の留意点

(1) 日本産米はこれまで日系高級スーパーでのみ販売され、主に日本人滞在者を顧客ターゲットとしてきたため、現地の人々にはあまり認知されていない。健康志向の高まりにより日本食に対する需要は高いが、現地の人々には日本産は価格が高いというイメージが先行し、米国、オーストラリア、中国産日本米で代用されている。

(2) 日本産米に対する認知と普及が遅れている最大の原因は価格差にあるといえる。シンガポールで一般に食する米は、タイ米が主で、アメリカ産やオーストラリア産のジャポニ

カ米であっても、一般消費者には高額と受け止められている。かつては、アメリカ産やオーストラリア産のジャポニカ米は、日系スーパーや外国人が多く通うスーパーでしかおいていなかったが、最近では、公団住宅地のスーパーでも、ジャポニカ米をおくようになった。それでも、アメリカ産やオーストラリア産のジャポニカ米は、日本産米の数分の1の価格である。シンガポールは国内に生産者がいないため、あらゆる国から容易に米を輸入できる環境にあるが、それだけ競争も厳しく、この市場で一定のマーケットシェアを確保することは容易でない。所得レベルと健康志向の向上は商品選択の幅広さと購買力をもたらしているが、高級品としてプレミアムを払う限度は一般普及品の1.5～2倍までの価格差である。今後、日本の生産者による商品生産コストの低減が望まれる。

28.5 サンプル輸出の規制状況等

サンプルもしくは個人消費用として輸入する場合、事前にシンガポール国際企業庁に書面で許可を取得しなければならない。この場合、輸入ライセンスの取得は要求されないが、数量は最大100キロに限定される。

28.6 関連企業・団体概要・リスト

28.6.1 輸入業者

社名	住所	連絡先	取扱品目
Adil Textiles Pte Ltd	77 High Street #09-02 High Street Plaza Singapore 179433	Tel:63391183 Fax:63397059	パーボイルド米、バスマティ米の輸入業者
Alvas Foods Impex Trading Pte Ltd	Blk 14 Pasir Panjang Road #01-30 Wholesale Centre Singapore 110014	Tel:68730065 Fax:68730062	パーボイルド米の輸入業者
Bhavani Stores Pte Ltd	424 Race Course Road Singapore 218670	Tel:62917866 Fax:62917366	パーボイルド米の輸入業者
Chee Hoe Pte Ltd	Blk 4007 Depot Lane #01-72 Singapore 109761	Tel:62730616 Fax:62727320	精白米の輸入業者
Chip Seng Impex (S) Pte Ltd	633 Aljunied Road Singapore 389841	Tel:67485417 Fax:67464155	精白米の輸入業者
Chop Chiap Heng Pte Ltd	No.59 Ubi Avenue 1 #02-05 Bizlink Centre Singapore 408938	Tel:67483700 Fax:67483778	精白米の輸入業者

社名	住所	連絡先	取扱品目
Chye Choon Foods Pte Ltd	34 Defu Lane 3 Singapore 539451	Tel:62835470 Fax:62800621	主にタイ米（精白米）の輸入業者で、米のほか砂糖、小麦粉などの輸入も手掛けている。
Esmail & Ahmed Brothers (1922) Pte Ltd	19 Hong Kong Street Singapore 059662	Tel:65324132 Fax:65322993	パーボイルド米、バスマティ米の輸入業者
Gan Hup Lee (1999) Pte Ltd	121&123 Ubi Avenue 4 Tong Xing Complex Singapore 408786	Tel:67412626 Fax:67410129	精白米の輸入業者
Haur Tar Co Pte Ltd	Blk 3017 #01-10 Bedok North Street 5 Singapore 486121	Tel:64414488 Fax:62419250	精白米の輸入業者
Hong Seng & Co.(Pte) Ltd	3.Defu Lane 9 Singapore 539245	Tel:67486690 Fax:67486643	精白米の輸出入業者で、米のほか小麦粉、澱粉なども扱う
Hong Lian Gim Kee	180 Tagore Lane Singapore 787580	Tel:64593766 Fax:64555386	精白米の輸入業者
Inter Corn Co Pte Ltd	7 Temasek Boulevard #17-03 Suntec Tower One Singapore 038987	Tel:63377755 Fax:63375455	精白米の輸入業者
Keck Seng (S) Pte Ltd	111 North Bridge Road 28 th Floor Peninsula Plaza Singapore 179098	Tel:63382828 Fax:63398503	精白米の輸入業者
Kong Hwa Chan Trading Pte Ltd	Pasir Panjang Distripark Blk 4 Pasir Panjang Road Singapore 118492	Tel:62766535 Fax:62766545	精白米の輸入業者
Min Feng Pte Ltd	10 Hong Kong Street Singapore 059653	Tel:65335273 Fax:65335273	タイおよび中国からの精白米の輸入業者
New Eastern (1971) Pte Ltd	371 Beach Road #09-02 Keypoint Singapore 199597	Tel:62968777 Fax:62986661	精白米、小麦粉の輸入業者
NG NAM BEE MARKETING PTE LTD	10 Woodlands Link Singapore 738736	Tel:6757 0555 Fax:6757 2292	精白米、砂糖、小麦粉などの輸入業者
NTUC Fairprice Co-operative Ltd	680 Upper Thomson Road Singapore 787103	Tel:62730148 Fax:62723465	政府系企業で国内最大のスーパーマーケットチェーンを保有。あらゆる種類の精白米、食品全般の輸

社名	住所	連絡先	取扱品目
			入・流通事業者
PSC Corporation Ltd	348, Jalan Boon Lay Singapore 619529	Tel:6268-4822	シンガポール上場企業で食品、ヘルスケア、教育事業を展開。食品部門では130店舗のミニマートを運営
See Hoy Chan (1988) Pte Ltd	32 Carpenter Street Singapore 059911	Tel:6535 5222 Fax:6533 7509	タイ、ミャンマー産精米の輸入
Sin Heng Chan Pte Ltd	80 Tras Street Singapore 079019	Tel:62232232 Fax:62262292	精白米、もち米の輸入業者
Tong Seng Produce Pte Ltd	36 Woodlands Terrace Woodlands East Industrial Estate Singapore 738454	Tel:67566128 Fax:67566756	あらゆる種類の米の輸入業者
Tat Hwa (1969) Pte Ltd	17 New Bridge Road Singapore 059386	Tel:65338533 Fax:65335251	精白米の輸入業者
United Rice Merchant Pte Ltd	133 New Bridge Road #17-06 Chinatown Point Singapore 059413	Tel:65324956 Fax:65362651	精白米の輸入業者
Wee Tiong (S) Pte Ltd	3 Kung Chong Road Singapore 159141	Tel:64744700 Fax:64746642	精白米の輸入業者
Yi Chia Import & Export	14B Hong Kong Street Singapore 059657	Tel:65386233 Fax:65386286	精白米の輸入業者

28.6.2 卸業者

同上

28.6.3 パッカー

社名	住所	連絡先	取扱品目
Singapore Grain Packers	102 Pasir Panjang Road Singapore 118528	Tel:62762583 Fax:62723165	精米など穀物のカスタマイズ・パッケージング・サービスおよび倉庫業

28.6.4 関連団体

特にない。